

2011 年度 修士論文

各国の取り組み事例を踏まえた
パラリンピック発展モデルに関する研究

A study on Paralympic Development Models
Based on actual programs abroad

早稲田大学 大学院スポーツ科学研究科
トップスポーツマネジメントコース

佐藤 真海

Mami Sato

5011A313-5

研究指導教員： 平田竹男 教授

目次

第1章	背景.....	8
第1節	パラリンピックを取り巻く現状.....	8
第2節	我が国のパラリンピック選手の現状.....	8
第3節	日本におけるパラリンピック支援体制の変化.....	11
第4節	社会におけるパラリンピックの意義.....	12
第5節	先行研究.....	12
第6節	研究の目的.....	13
第2章	手法.....	14
第1節	研究対象 及び 言葉の定義.....	14
第2節	パラリンピックの現状.....	15
第4節	日本のパラリンピック選手.....	18
第3章	パラリンピックの現状.....	19
第1節	パラリンピックの成績.....	19
第2節	パラリンピックの露出.....	21
第3節	国際パラリンピック委員会（IPC）の意識調査.....	25
第1項	Georg Schlachtenberger 氏（IPC/COO）.....	25
第2項	Alexis Schäfer 氏（IPC/マーケティング&コマーシャル部門ディレクター） 26	
第3項	Bob Balk 氏（IPC アスリート委員会委員長）.....	27
第4項	Steffi Klein 氏（IPC 元職員、現パラリンピックパートナー企業のエージェン メント） 28	
第4章	諸外国のパラリンピックの環境.....	29
第1節	イギリス.....	29
第1項	障害者スポーツの担当行政組織.....	29
第2項	障害者スポーツ団体.....	29
第3項	障害者とスポーツ：政策と最新行動計画.....	30
第4項	施設.....	31
第5項	指導者.....	31
第6項	大学との連携による機器の開発や表彰.....	32
第7項	パラリンピックコーチの育成.....	33
第8項	オリンピックとの一体的支援 / 競技団体の評価査定.....	33
第9項	育成、アスリートの活用.....	34
第2節	アメリカ.....	35
第1項	障害者スポーツの歴史と関連法.....	35

第2項	担当行政組織と関係団体	35
第3項	施設	36
第4項	指導者	37
第5項	競技力向上	37
第6項	財政措置	38
第7項	組織への選手の参画、アスリート委員の活用	40
第8項	企業と協力した育成、一体的支援	40
第3節	オーストラリア	41
第1項	障害者スポーツの歴史と関連法	41
第2項	担当行政組織と競技団体の統合	42
第3項	基本政策	43
第4項	施設	44
第5項	指導者	45
第6項	競技力向上	45
第7項	エリート選手の財政支援の強化	45
第8項	パラリンピック選手のタレント発掘事業	46
第4節	韓国	47
第1項	障害者スポーツの現状	47
第2項	担当行政組織と関係団体	47
第3項	障害者スポーツ関連法と基本政策	48
第4項	施設	49
第5項	指導者	50
第6項	財政措置	50
第5節	カナダ	52
第1項	障害者スポーツの歴史	52
第2項	障害者スポーツの現状	52
第3項	障害者スポーツの組織構造	53
第4項	障害者スポーツ関連法と基本政策	53
第5項	施設	55
第6項	指導者	55
第7項	競技力向上	55
第8項	財政措置	56
第9項	指導者育成	57
第10項	「The Road to Excellence Business Plan」	57
第6節	フランス	59
第1項	障害者スポーツの歴史	59

第2項	担当行政組織.....	59
第3項	関係団体.....	60
第4項	障害者スポーツ関連法と基本政策.....	61
第5項	拠点.....	62
第6項	指導者制度.....	62
第7項	財政措置.....	63
第7節	スウェーデン.....	64
第1項	障害者スポーツの歴史.....	64
第2項	担当行政組織と関係団体.....	64
第3項	障害者スポーツ関連法と基本政策.....	65
第8節	ドイツ.....	66
第1項	障害者スポーツの歴史.....	66
第2項	障害者スポーツの現状.....	67
第3項	担当行政組織と関係団体.....	67
第4項	障害者スポーツ関連法と基本政策.....	69
第5項	拠点.....	70
第6項	指導者.....	71
第7項	競技力向上.....	71
第9節	ブラジル.....	72
第5章	諸外国のパラリンピック選手の環境（インタビュー調査）.....	74
第1節	Jessica Galli 選手(アメリカ).....	74
第2節	Bob Balk 氏選手(アメリカ).....	77
第3節	Hong Sukman 選手（韓国）.....	80
第4節	Mrcel Hug 選手（スイス）.....	83
第5節	Runar Steinstad 選手（ノルウェー）.....	85
第6節	Irاندoust 氏（イラン）.....	88
第6章	日本のパラリンピックの環境.....	90
第1節	日本のパラリンピック文献調査.....	90
第1項	成績.....	90
第2項	組織形態.....	90
第3項	NTC の利用実績.....	91

第4項	障害者スポーツの競技団体の事務局体制	91
第5項	我が国のパラリンピック政策	91
第7章	我が国のパラリンピック選手の環境（インタビュー回答）	95
第1節	国枝慎吾 選手	95
第1項	競技環境の変化について	95
第2項	活動費用について	96
第3項	海外の事例	96
第4項	今後のパラリンピック競技の強化	96
第2節	鈴木 徹 選手	97
第1項	活動資金について	97
第2項	活動費用について	97
第3項	今後のパラリンピック競技の強化	97
第3節	山本 篤 選手	98
第1項	競技環境、活動資金について	98
第2項	仕事との両立について	98
第3項	海外の事例	98
第4項	今後のパラリンピックの強化に期待するもの	99
第4節	副島 正純 選手	99
第1項	活動資金について	99
第2項	活動費用について	99
第3項	パラリンピックの課題と今後の発展について	100
第5節	我が国のパラリンピックの課題	101
第1項	経済的課題	101
第2項	NTC の課題	101
第3項	指導者、スタッフの課題	101
第8章	考察	103
第1節	IPC の現状分析の整理	103
第1項	IPC の収入規模の拡大	103
第2項	パラリンピックとスポンサー企業関係の改善	103
第3項	パラリンピックの露出量の拡大	104
第4項	パラリンピックの大会規模拡大と成績成長国の台頭	104
第5項	IPC の考えるパラリンピック普及・発展のための重要項目	104
第2節	諸外国のパラリンピックへの取り組み比較	105
第1項	選手の強化	105
第2項	普及	110
第3項	資金獲得	112

第3節	パラリンピックの好循環モデル	115
第4節	パラリンピック発展モデルの構築に向けて	119
第1項	パラリンピック・バリュー	119
第2項	パラリンピックの「逆台形モデル」	119
第3項	パラリンピック発展モデル	121
第9章	結論	125
第10章	謝辞	126
第11章	参考文献	127

図1	現在の競技スポーツを行ってきて、苦勞したこと	9
図2	パラリンピック選手の職業	10
図3	競技スポーツを行うためにかかるのはどのような費用か	10
図4	1年間に、競技のために個人負担する費用	11
図5	パラリンピック参加国数の推移(1960年～2008年)	19
図6	パラリンピックメダル順位の推移	19
図7	パラリンピック出場選手数とメダル獲得数	20
図8	アテネ大会と北京大会の累計放送時間	21
図9	パラリンピック北京大会放送時間上位19カ国	21
図10	パラリンピックメダル獲得数に対する陸上競技と水泳の占める割合	22
図11	パラリンピック競技別放送時間	23
図12	IPC収入推移(2004年～2010年)	24
図13	アメリカオリンピック委員会2009年度支出内訳	39
図14	ドイツの障害者スポーツ組織体制図	68
図15	先進国型(アメリカ・イギリス・オーストラリア)のトリプルミッション	116
図16	福祉国家型(ノルウェー・スウェーデン)のトリプルミッション	117
図17	融合型(フランス・カナダ・ドイツ)のトリプルミッション	118
図18	パラリンピックの逆台形モデル	120
図19	パラリンピック発展モデル	123

表1	インタビュー調査項目	17
表2	文献調査インタビュー調査対象国まとめ	17
表3	オーストラリア・パラリンピック委員会収入内訳の推移(豪ドル)	43
表4	「障害をもつアスリートの指導法	44
表5	大韓障害人体育会の主な任務と機能	48
表6	市・道における大韓障害人体育会の推進事業	48

表 7	韓国 国民体育振興法第 34 条	49
表 8	韓国 障害者体育振興のための中長期計画の施策（生活体育分野）	49
表 9	韓国 障害者体育振興のための中長期計画の施策（専門体育分野）	49
表 10	韓国 障害者スポーツ予算の年度別現況（単位:百万ウォン）	50
表 11	韓国 障害者スポーツ予算の内訳（2009-2010）（単位:百万ウォン）	51
表 12	コーチ選抜の条件	55
表 13	Own the Podium	58
表 14	パラリンピック競技別メダル獲得数	90
表 15	JOC の加盟の競技団体と障害者スポーツの競技団体の連携	90
表 16	NTC の利用	91
表 17	スポーツ基本法における「障害者のスポーツ」	92
表 18	国枝慎吾選手の競技環境の変化	95
表 19	副島正純選手の年間活動費用	100
表 20	各国のアクセシビリティ確保や平等化のための法整備の変遷,のまとめ	107
表 21	諸外国のパラリンピックに対する取り組みの分類	115

第1章 背景

第1節 パラリンピックを取り巻く現状

筆者は、2002年に骨肉腫により右足ひざ下を切断後、走り幅跳びの選手として2004年アテネ、2008年北京の2度のパラリンピックに出場し競技を行う一方で、一般社団法人日本パラリンピアンズ¹協会（以下、PAJ）の理事としてパラリンピックの普及発展の為に活動をしている。

パラリンピックは1960年第1回ローマ大会開催時、退役軍人のリハビリテーションを目的として行われていた大会であった。しかし、近年競技器具の進歩やトレーニング方法の改善により、パラリンピックの競技性が急激に高まっており、各国がパラリンピックへの取り組みの強化をし始めた結果パラリンピック選手の競技レベルの向上が著しい。典型的な事例として、陸上競技種目における両足切断者クラスの100m、200m、400mの世界記録保持者であるオスカー・ピストリウス（南アフリカ共和国）が2011年世界陸上競技選手権大会に、健常者と共に出場し、準決勝進出を果たした事が挙げられる。

また、従来多くのパラリンピック選手が競技と仕事との両立に苦勞している状況であったが、近年企業からスポンサーを受けてプロとして活動している選手が出始めている状況にあり、競技レベルの向上に限らず、パラリンピック選手をとりまく経済的な環境も変化している。

この様にパラリンピックをとりまく環境の変化が著しい昨今、日本は2004年パラリンピックアテネ大会では、国別総メダル獲得数で10位であったのに対して、2008年パラリンピック北京大会では、17位に低下し、諸外国とのメダル獲得競争に遅れを取っている事が懸念されている。

第2節 我が国のパラリンピック選手の現状

パラリンピックをとりまく環境が変化する状況を受けて、2008年PAJは日本のパラリンピック選手の実態調査を行った。

¹パラリンピアンとはパラリンピック出場経験のある選手の事を指す。

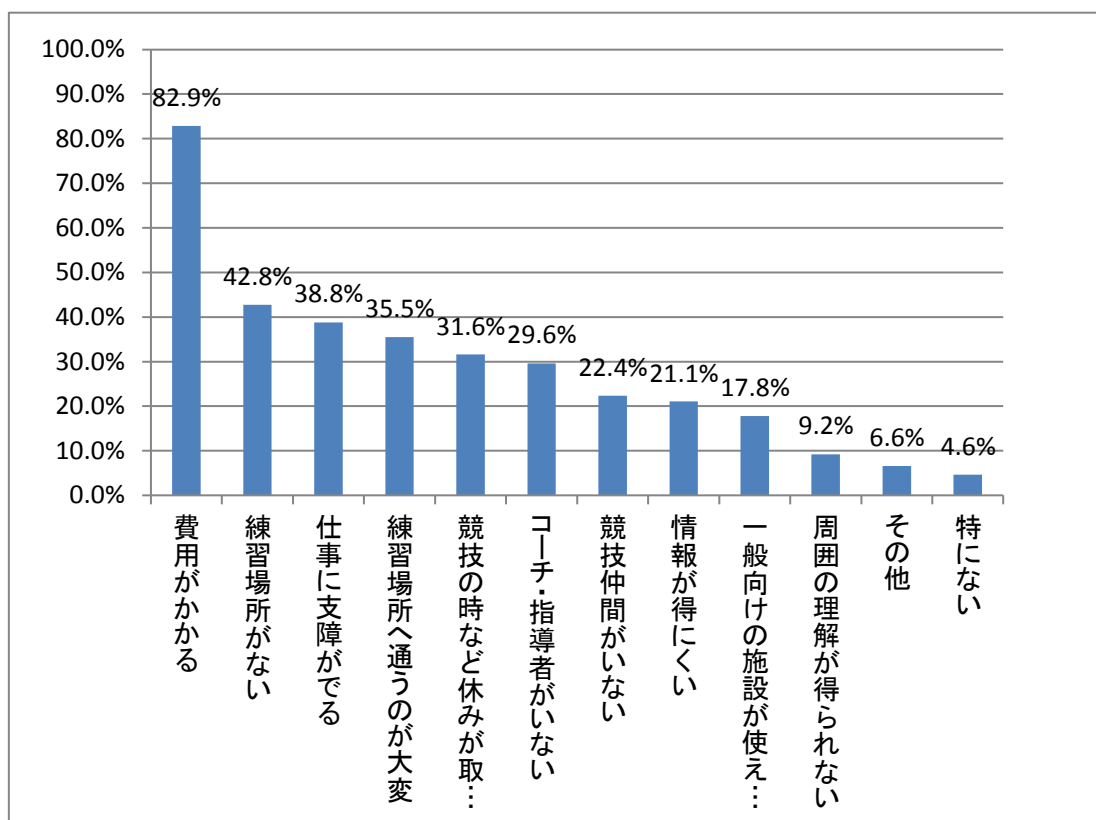


図1 現在の競技スポーツを行ってきて、苦勞したこと
(出典：パラリンピアンズ協会提供資料)

「現在の競技スポーツを行ってきて、苦勞したのはどんなことか」という調査項目に対して、「費用がかかる」(82.9%)に8割強の回答があった。その他では、「練習場所がない」(42.8%)、「仕事に支障がでる」(38.8%)、「練習場所へ通うのが大変」(35.5%)、「競技の時など休みが取りにくい」(31.6%)、「コーチ・指導者がいない」(29.6%)、「競技仲間がいない」(22.4%)、「情報が得にくい」(21.1%)などがあげられた。

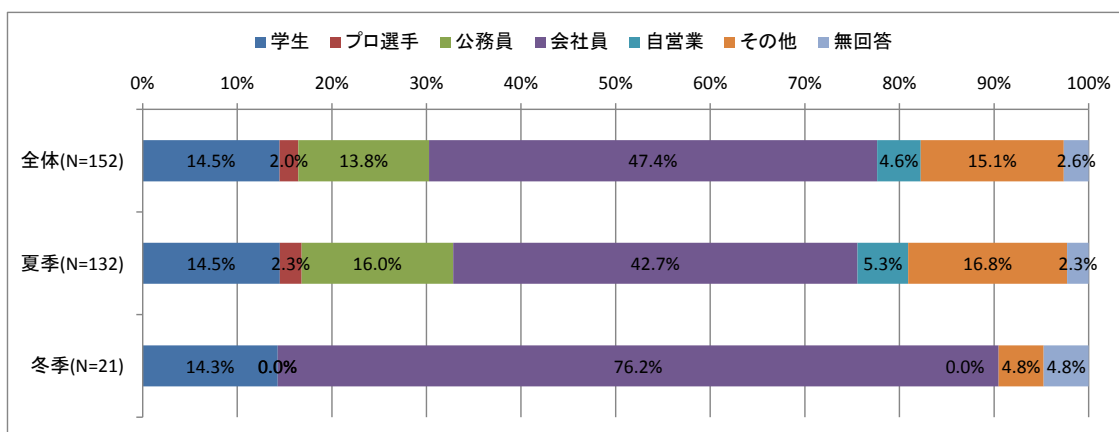


図2 パラリンピック選手の職業

(出典：パラリンピアンズ協会提供資料)

次にパラリンピック選手の職業を調査したところ、「会社員」(夏季 47.4%、冬季 76.2%) が最も多く、「学生」(14.5%)、「公務員」(13.8%)、「自営業」(4.6%) と続き、「プロ選手」は、わずか2%であった。

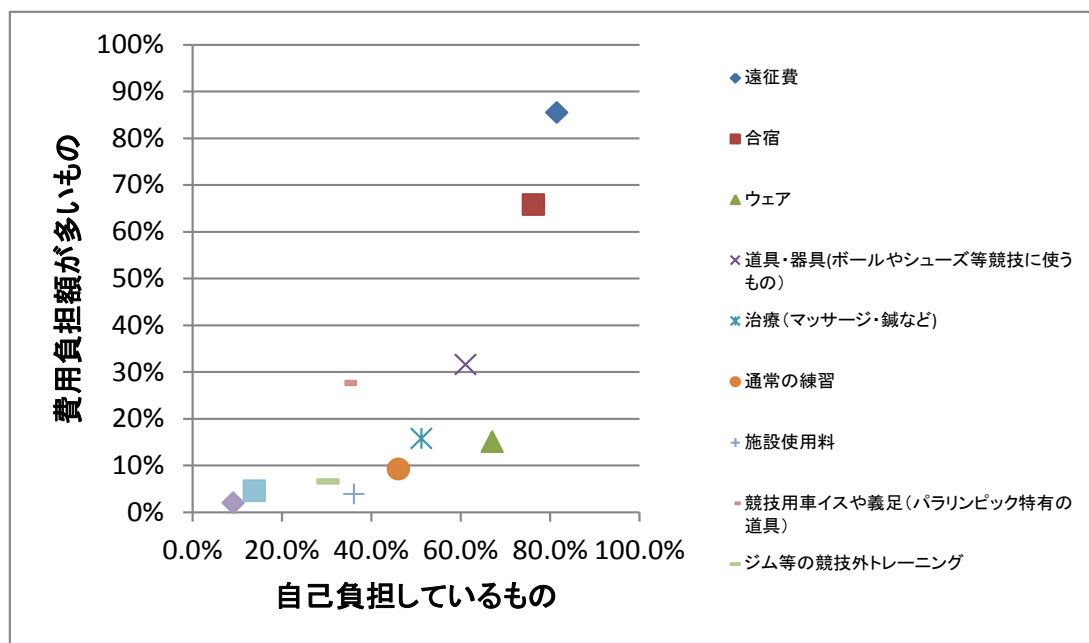


図3 競技スポーツを行うためにかかるのはどのような費用か

(出典：パラリンピアンズ協会提供資料)

競技スポーツを行う為に必要な費用と自己負担の割合について、全体的に費用負担額が大きい項目ほど、自己負担の割合も高い傾向にある事が分かった。その内訳としては、「遠征費」が必要費用並びに自己負担額共に高く、「合宿費」も次いで高い。

「競技者用いす」や「義足」といったパラリンピック競技特有の道具についても、費用負担額が全体の4番目に高かった。

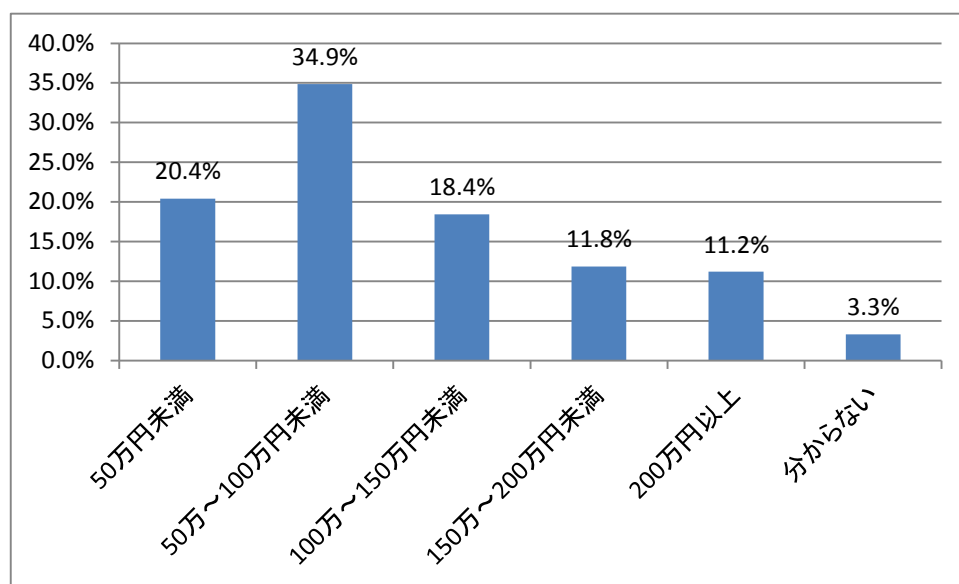


図4 1年間に、競技のために個人負担する費用

(出典：パラリンピアンズ協会提供資料)

1年間に個人負担する費用は、50万円～100万円未満(34.9%)が最も多く、次に50万円未満(20.4%)、100万円～150万円未満(11.8%)、200万円以上が(11.2%)であり、全体の平均が110.5万円であり、100万円を超える選手が40%を超えていた。

このように、世界最高レベルのパラリンピックに出場する選手たちでさえも、強化どころか競技継続において資金面や仕事との両立において苦勞しているという問題がPAJの調査から明らかになった。

第3節 日本におけるパラリンピック支援体制の変化

2011年6月24日に「スポーツ振興法」が改正され、「スポーツ基本法」が公布され、初めて障害者スポーツについて明記された。それを受けて筆者は日本パラリンピアンズ協会の担当理事として、国による障害者スポーツの一体的支援の要請を目的とした「スポーツ基本計画への提言～パラリンピアン視点から～」を提出した。日本は2020年オリンピック・パラリンピックの開催に立候補しており、パラリンピックの存在感と重要性がこれまで以上に高まるという観点からも、我が国のパラリンピックの環境改善は急務である事を提言書に記載した。

第4節 社会におけるパラリンピックの意義

パラリンピックが発展する上で留意したい事は、単にトップアスリートの環境を整える事だけが重要であるのではないという事である。国際パラリンピック委員会（以下、IPC）²は、「パラリンピックアスリートがスポーツで優れた功績を残せるようにし、世界に感動を与え、世界を興奮させること」³を理念として掲げている。

その中で、「Paralympic Athlete」とは、「初心者レベルからエリートレベルまでのすべてのアスリートを差し、その発展を目指すことがIPCの活動の中心であること」を定義している。また「世界中の人を気づかせ、興奮させること」とは、すなわち「パラリンピック・ムーブメント以外の場でも成果を生じさせ、障害のあるすべての人々に、よりよい世界を築くための貢献を行う」こととし、これらを成し遂げるために、外部の組織との関係を構築しパラリンピック・ムーブメント全体の促進を行うことが根本的に重要であることについても、理念の説明として記されている。したがって、調査をする上で、パラリンピック選手が社会の中でどのような位置づけにあるかを留意する事が重要であると考えられるパラリンピックは、スポーツ・教育・福祉・文化と多面的に社会との関わりがあるため、それぞれの国において、パラリンピックや選手が、どのように位置づけられているか、諸外国の諸施策やパラリンピック選手の現状を知ることが重要であると考えられ、この点に本研究の問題意識がある。

第5節 先行研究

障害者スポーツ全般に関する先行研究自体の母体が小さく、パラリンピックというトップスポーツからの研究も非常に少ない中、荒井（2007）は、パラリンピックスキー競技の代表監督と企業チーム（日立システム）を創設しパラリ

²国際パラリンピック委員会（IPC：International Paralympic Committee）は1989年に設立され、1999年からドイツのボンに本拠地を置く、パラリンピックの国際統括組織である。162の各国パラリンピック委員会（NPC：National Paralympic Committee）と4つの障害別国際スポーツ組織（IOSD：International Organizations of Sports for the Disabled）から成り立っている非営利組織である。

³「To Enable Paralympic Athletes to Achieve Sporting Excellence and Inspire and Excite the World」

ンピックメダリストを産みだすなど実績を残している立場から、パラリンピック選手への企業支援モデルについてまとめている。大川(2009)は、日本のデフバレーの発展策についてトリプルミッションの視点からまとめている。

選手の実態については、近藤(2011)が、協会の立場からゴールボール代表選手及び強化指定選手の男子5名、女子6名を対象に、平均年齢、職業、年間活動費等について調査し、要望については、経費的負担の軽減と練習施設の改善(公共施設の開放等)であることを述べている。

陶山・田島・和田野ら(2011)は、医学的観点からパラリンピック選手の競技力強化対策についてまとめている。他に、義足の陸上選手の動作解析や、車椅子や義肢など競技用器具のバイオメカニクスの観点からの研究は存在する。

高橋(2004) 藤田(2008)らは、パラリンピックの変遷や種目の特性、障害者にとってのスポーツの有効性など概論について本にまとめている。藤田はその著書の中で、障害者スポーツの基本理念を「Adapted Physical Activity」「People with First」「Inclusion」「個人的成長への注目」「エンパワーメント」という5つのキーワードで表している。また、「障害者スポーツに関する制度や組織は改善され、競技種目の開発、普及も進んできた」一方で、「トップレベルの選手に対する支援体制や、日常的に障害者がスポーツに親しむ環境が十分ではないということも事実」とパラリンピックについての問題点をあげている。

高橋は30年間、障害者スポーツ指導員として、また車いすバスケットボールの普及に現場で関わった経験から、特に金銭的な課題をあげ「パラリンピック選手は手弁当で世界一を狙わざるをえない」とし、競技用の車いすや義足が高額で制度上公的補助がないことから「トップアスリートだけに関わらず、障害者スポーツの裾野を広げるためにも金銭的な問題の解決が急務」と述べている。さらに、「障害者スポーツはその国の文化であり、文化を育成するには時間もかかる」ことを指摘している。

この様にパラリンピックに関する研究は、個々の競技を対象に行われる研究や、医科学的観点から競技力向上を目的として行われた研究、社会学的観点から行われた研究等が実施されてきたが、パラリンピック全体の発展に関する政策的な分析やパラリンピックの事例を国際比較した研究は実施されていない。

第6節 研究の目的

本研究は、諸外国のパラリンピックへの取り組み事例を比較する事で、パラリンピック選手の視点を交えたパラリンピック発展モデルへの示唆を得ること

を目的とする。

第2章 手法

本研究では上記の目的を達成する為に、IPCやパラリンピック選手を対象としたインタビュー調査及び文献調査を行う事で、各国のパラリンピックに対する取り組みの現状について分析を行った。

第1節 研究対象 及び 言葉の定義

「パラリンピック、パラリンピック選手」

本研究では、パラリンピック選手の強化に主眼を置いているが、国際パラリンピック委員会（IPC）の理念の定義の3つ目に「“Paralympic Athlete”とは、初心者レベルからエリートレベルまでのすべてのアスリートを差し、その発展を目指すことがIPCの活動の中心」として定義づけられているように、パラリンピック出場選手だけではなく、裾野も含めた普及と強化についての視点で研究を進めることとする。したがって、我が国で障害を有する全ての人にとってのスポーツを表す「障害者のスポーツ」についても考慮に入れている。

また、言葉の定義について、筆者を含めパラリンピック出場経験のある選手の事を「パラリンピアン」と表現することがあるが、本稿では言葉の違いによる解釈の違いが生じない様に「パラリンピック選手」で統一している。ただし、インタビューや参考文献において使用された表記は、インタビュー対象者の言葉、引用元の表記をそのまま記載している。

また「パラリンピック」という言葉は、「オリンピック」同様に、競技会そのものに加え「パラリンピック・ムーブメント」の意味合いが含まれる。そのため、本稿ではこの広義の意味での「パラリンピック」という言葉を用いている。

第2節 パラリンピックの現状

パラリンピックの現状調査を、次の3点から行った。

1. パラリンピックにおける各国の成績
2. パラリンピックの露出
3. IPC のインタビュー調査

インタビュー調査は、次の4人に対して行った。

1. Georg Schlachtenberger 氏 (IPC COO)
パラリンピックの動向及び今後の発展策について
2. Alexis Schäfer 氏 (IPC マーケティング&コマーシャル部門ディレクター)
パラリンピックの普及策について
3. Bob Balk 氏 (IPC アスリート委員会委員長)
選手の競技環境について
4. Steffi Klein 氏⁴ (IPC 元職員、現パラリンピックパートナー企業“Allianz”社⁵のエージェント)
企業のスポンサーシップやパラリンピックの普及策について

⁴Steffi 氏は、過去に IPC のメディア部門のリーダーであり、また 2018 年ミューンヘンオリンピック・パラリンピック招致委員会にも参画。現在は、Allianz 社のアクティベーションを管理するエージェントを担当している。

⁵Allianz 社は現在世界 8 か国（オーストラリア、クロアチア、ドイツ、ブルガリア、ポルトガル、トルコ、スイス、チェコ）のパラリンピック委員会 (NPC) もスポンサードしており、現在も追加で検討中であり、パラリンピックへの理解が非常に高い企業である。

第3節 諸外国のパラリンピック政策

諸外国のパラリンピック選手の環境と諸外国の障害者スポーツ政策について文献整理とパラリンピック選手へのインタビュー調査を行う事で分析を行った。文献調査の対象基準は次の3点から情報を収集し、得られた国は9カ国であった。

1. 2008年北京パラリンピックにおいて、メダル総数世界ランキングが日本より上位の国
2. 2011年IPCの世界ランキング3位以内の選手のいる国
3. 社会保障の観点から政策の進んでいると考えられる福祉国家

＜文献調査対象国：9カ国＞

- ・ イギリス
- ・ アメリカ
- ・ オーストラリア
- ・ カナダ
- ・ ブラジル
- ・ ドイツ
- ・ フランス
- ・ 韓国
- ・ スウェーデン

＜文献＞

- ・ 笹川スポーツ財団「文部科学省委託調査『スポーツ政策調査研究』報告書（2011年）」
- ・ 国立スポーツ科学センター「インテリジェンス・データバンク」
- ・ 各国パラリンピック委員会 WEB サイト等

インタビュー調査の対象基準は次の2点であり、5カ国6名の選手から回答が得られた。

1. パラリンピックメダル獲得選手
2. 2011年IPC世界ランキング上位3位以内の選手

＜インタビュー対象国：6名＞

- ・ アメリカ — Jessica Galli 選手、 Bob Balk 選手
- ・ 韓国 — Hong Sukman 選手
- ・ スイス — Marcel Hug 選手
- ・ ノルウェー — Runar Steinstad 選手
- ・ イラン — 代表してスポーツ連盟

インタビュー調査は、筆者が提言書で問題点と掲げた下記の6つの視点を軸に行った（表1）。

表1 インタビュー調査項目

① 選手のサポート体制
② 指導者の環境
③ NTC等の施設の利用環境
④選手の発掘・育成システム
⑤政府及び競技団体の状況
⑥ スポーツ医・科学研究等の障害者スポーツへの応用

表2 文献調査インタビュー調査対象国まとめ⁶

国	成績	文献調査	インタビュー調査
イギリス	2位	○	
アメリカ	3位	○	○
オーストラリア	5位	○	
カナダ	7位	○	
ブラジル	9位	○	
ドイツ	11位	○	
フランス	12位	○	
韓国	13位	○	○
イラン	22位		○
スウェーデン	24位	○	
スイス	34位		○
ノルウェー	43位		○

※ 6「成績」は、2008年北京パラリンピック大会の国別総メダル獲得数のランキングである。

第4節 日本のパラリンピック選手

選手の現状について深堀を行うため、選手へのインタビュー調査を行った。また、我が国のパラリンピック政策と施策について文献整理を行った。またパラリンピアンズ協会で提出した提言書の内容についても改めて整理を行っている。

＜選手のインタビュー調査：4名＞

- ・ 国枝慎吾 選手（車椅子テニス）
- ・ 鈴木 徹 選手（陸上競技/走り高跳び）
- ・ 山本 篤 選手（陸上競技/100m、200m、走り幅跳び）
- ・ 副島正純 選手（陸上競技/車椅子マラソン）

第3章 パラリンピックの現状

第1節 パラリンピックの成績

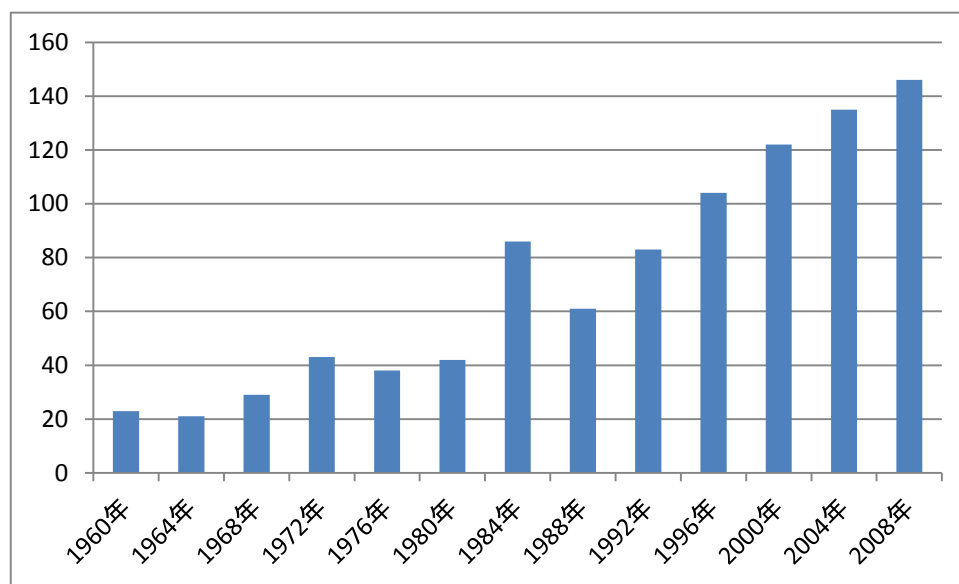


図5 パラリンピック参加国数の推移(1960年～2008年)

(IPC HPより筆者作成)

1960年第1回パラリンピックでは23カ国であった参加国数が、2008年には146カ国と約6倍に増加しており、拡大傾向にある。

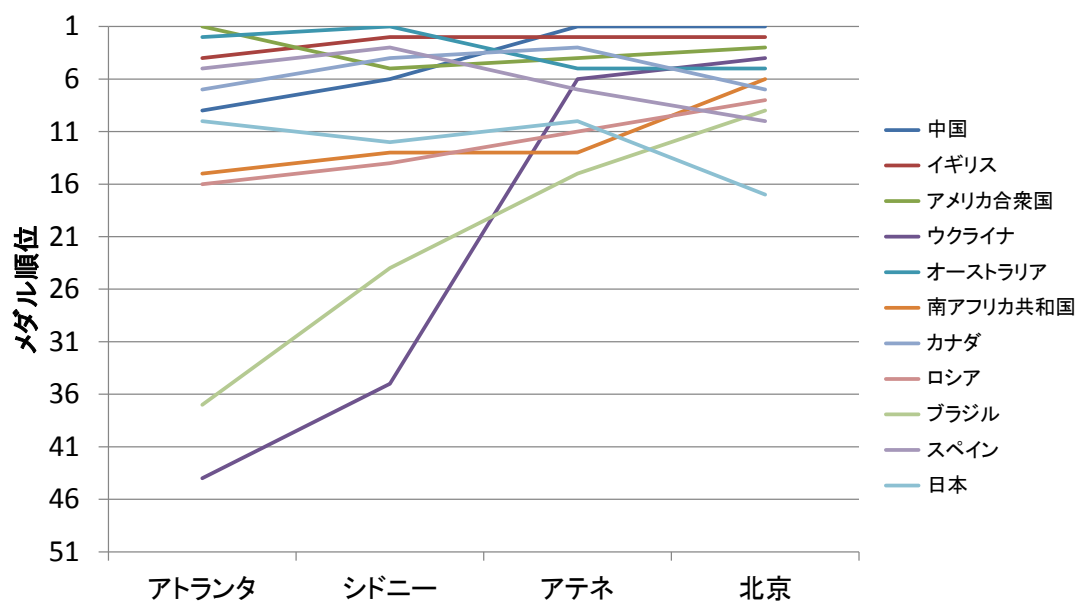


図6 パラリンピックメダル順位の推移

(IPC HPより筆者作成)

各国のパラリンピックの成績をメダル順位の推移から見た。過去4大会でブラジルとウクライナのメダル獲得数が急増し、その他に南アフリカや中国もまた右肩上がりに増加している事が分かる。その一方で、日本は横ばいで推移しているが北京大会で10位から17位に下降していることが分かる。

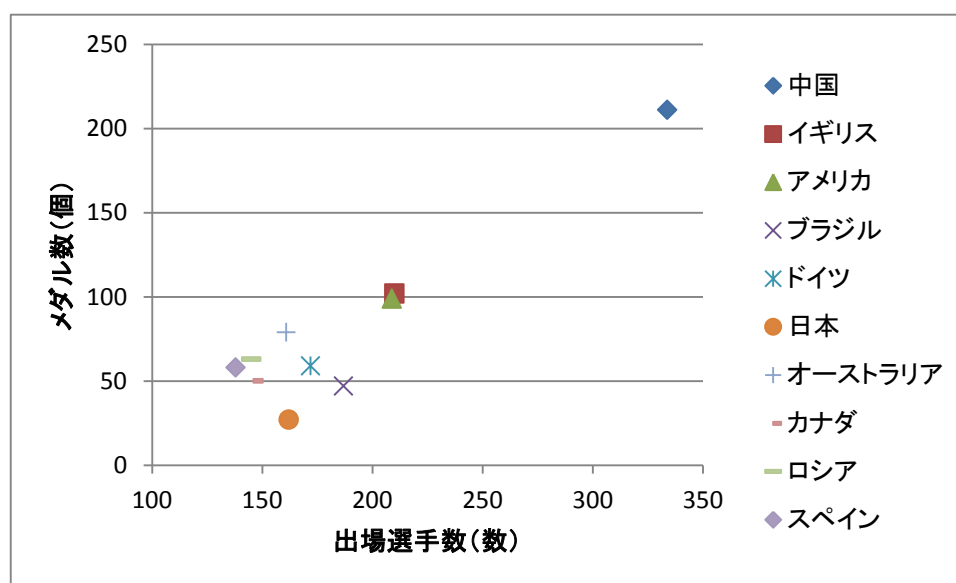


図7 パラリンピック出場選手数とメダル獲得数
(IPC HP より筆者作成)

図7は、出場選手数と獲得メダル数の散布図であるが中国が参加者もメダル獲得数も圧倒的であるが、イギリス、アメリカが次いで多い。日本は出場選手数では、162人と全体の6番目であるが、メダル獲得数は27個と参加者数上位国の中でメダル獲得数が少ない事が分かる。

第2節 パラリンピックの露出

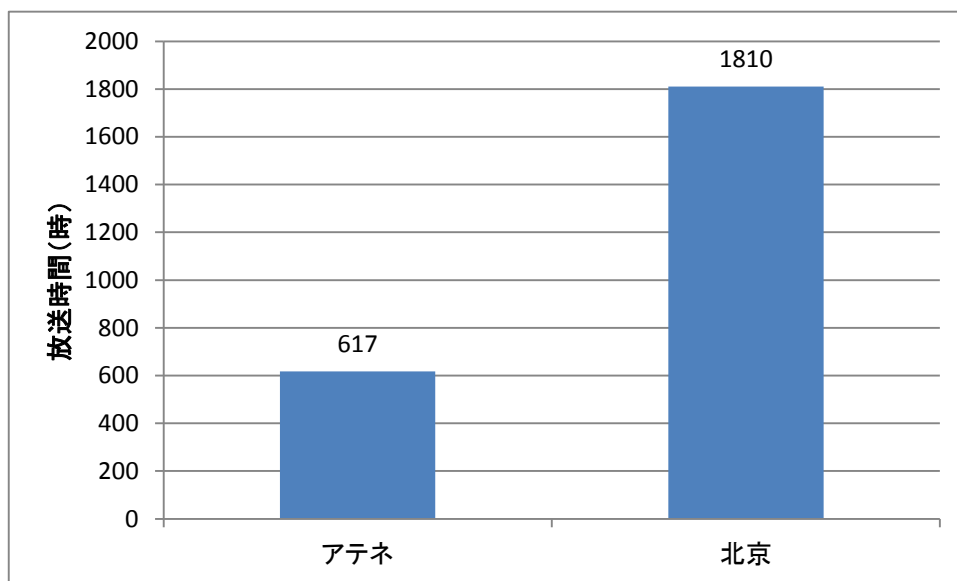


図8 アテネ大会と北京大会の累計放送時間

(出典 Paralympics Beijing 2008 TV Exposure and Brand Analysis)

世界的には、アテネ大会に比べると北京大会では露出量が約3倍に増加している事が分かった。

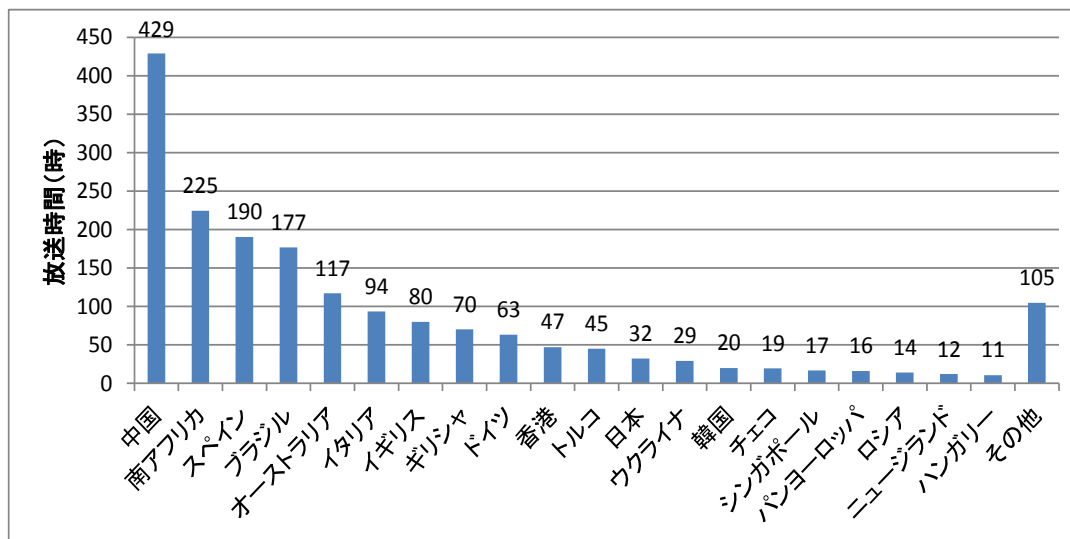


図9 パラリンピック北京大会放送時間上位19カ国

(出典 Paralympics Beijing 2008 TV Exposure and Brand Analysis)

次に北京パラリンピックの放送時間を国別に見ると、最も放送時間が長い国は中国で 429 時間であり、南アフリカが 225 時間、スペインが 190 時間、ブラジルが 177 時間、オーストラリアが 117 時間と続いた。日本は 32 時間で 12 位だが、中国の放送時間の 1 割に満たなかった。

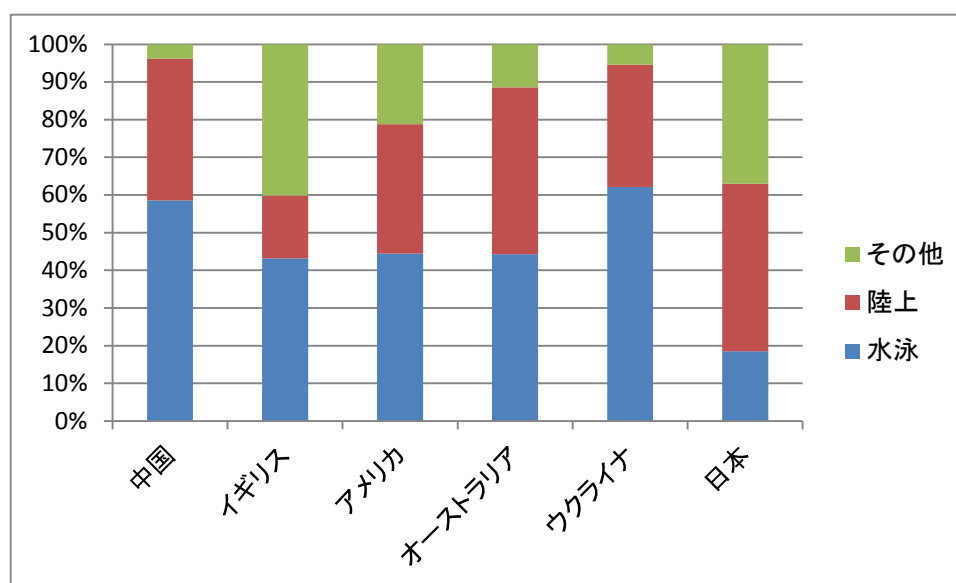


図 10 パラリンピックメダル獲得数に対する陸上競技と水泳の占める割合
(出典 Paralympics Beijing 2008 TV Exposure and Brand Analysis)

次にメダル獲得数上位 5 カ国に日本を加え、総メダル数に占める陸上競技と水泳の割合を見ると、イギリスを除き約 80%以上がこの 2 種目によって獲得されている事が分かる。日本の場合、水泳の割合が低く、20%に満たなかった。

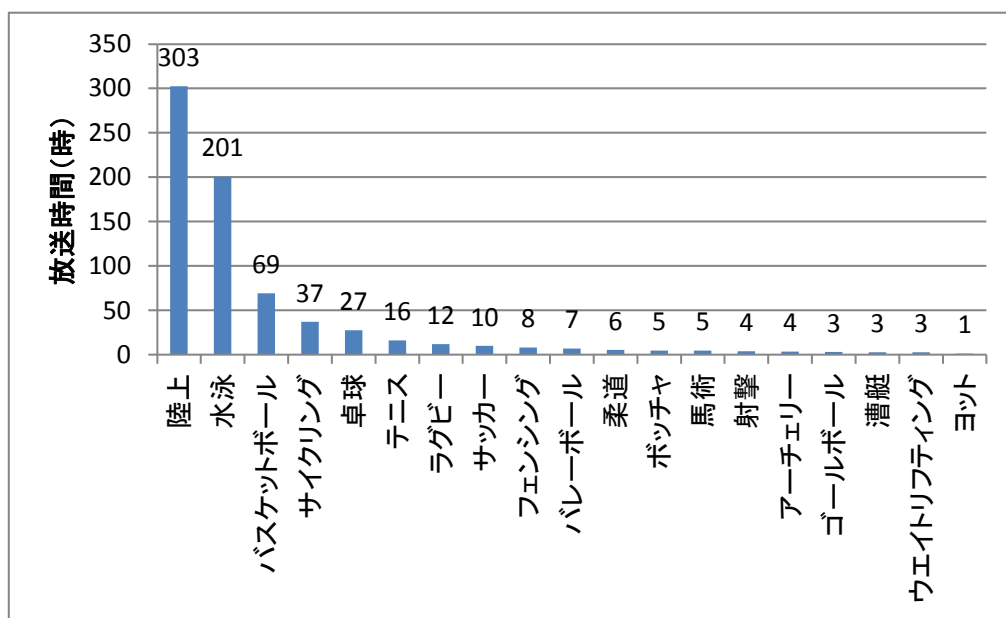


図 11 パラリンピック競技別放送時間

(出典 Paralympics Beijing 2008 TV Exposure and Brand Analysis)

更に、競技別の放送時間を見ると、陸上競技が最も多く 303 時間、次に水泳が 201 時間であり、2 種目で全体の放送時間の 70%に相当していることから、陸上競技と水泳が世界的にメイン競技であることがわかった。

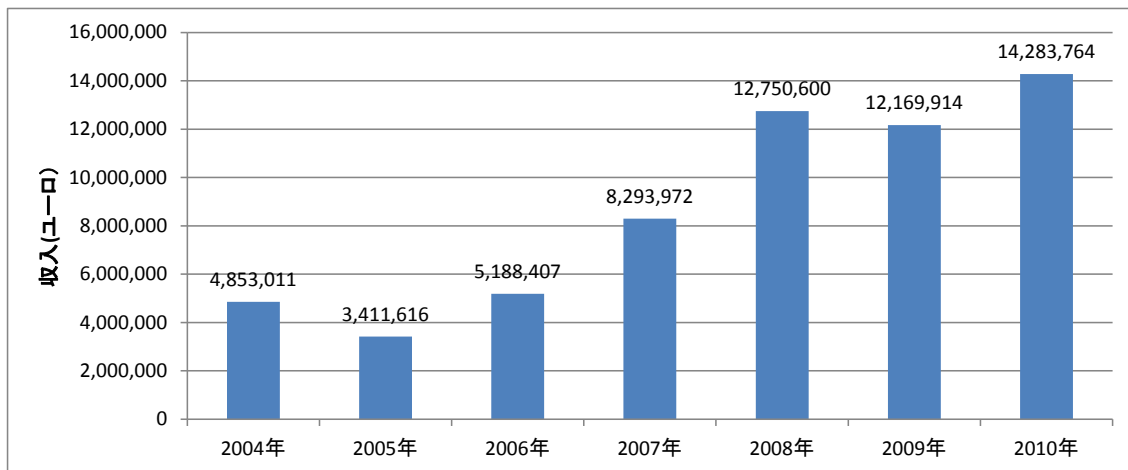


図 12 IPC 収入推移(2004 年～2010 年)
(各年 IPC Annual Report より作成)

IPC の収入は 2004 年から 2010 年で約 3 倍に拡大している。Annual Report によると特に 2006 年から IPC をブランド化し権利として販売した事や、パラリンピック TV を開始した事など事業展開をした事が収入拡大の要因であるとされている。

第3節 国際パラリンピック委員会（IPC）の意識調査

第1項 Georg Schlachtenberger 氏 (IPC/COO)

IPC から見た日本の現状について

日本の現状（オリンピック・パラリンピックが別々の行政管轄下にあり、統一された強化がなされていないこと、また選手は競技に対して海外遠征・合宿、道具など年間平均 110 万円の自己負担をしているという実態）についてどう思うか、という問に対し、「このような状況にあるのは日本だけではない。オリンピック選手とパラリンピック選手の状況には大きな差があるのは世界共通で、体系的なサポートができて国は少ない。」という回答を得た。

「欧米の国々はまだ状況はよい方ではあるが、日本が状況として最悪というほどではない」との見解を示し、2018 年の平昌（ピョンチャン）パラリンピック（韓国）でアジアの状況が変わる事を期待していた。

施策の優れている国について

また、選手強化、発掘・育成、社会的浸透、資金獲得などにおいて、どこの国が優れているか、という問いに対して、「ブラジル」、「韓国」、「イギリス」、「アメリカ」、「オーストラリア」の 5 カ国が挙げられた。

今後の発展策の重要ポイントについて

今後パラリンピックが普及発展に重要なポイントとして最も重要な事は、「体系的な選手育成システム」であるという回答を得た。「有望な（未だ競技を始めていない）選手はストリートにはいない」とし、病院やリハビリセンター等とのネットワーク作り等、選手の発掘、育成まで体系立ててつくりあげることが必要である事が分かった。「メディアへの露出にも注力したい。パラリンピックスポーツは慈善活動では「スポーツ」である。誤解しているメディア関係者も多いので、パラリンピックの魅力や価値をきちんと説明し、納得させる必要がある」とし、パラリンピックの普及・発展のためにはメディアの巻き込みが不可欠であることを示した。「施設のバリアフリー化」及び「資金面の政策」も重要であることを指摘した。

第2項 Alexis Schäfer 氏(IPC/マーケティング&コマーシャル部門ディレクター)

「パラリンピックのメディア露出は、2004 年のアテネ大会と比較すれば飛躍的に拡大したが、現状では中国、スペイン、オーストラリア、ドイツ等、特定の国で放送され、オリンピックの様に世界各国で放送される状態には至っていない。しかし、オリンピックとパラリンピックの大会組織委員会が統合され、エンタープライズ機能（マーケティング、広報、経理等）は非常にうまく機能しており、2012 年のロンドン大会ではより多くの露出が期待される。また、2006 年頃から徐々に、パラリンピック専門のジャーナリストが出現し、パラリンピック独特のパーソナルな価値を伝える事に成功しつつあり、このことは今後スポンサーを得るのに好機である」との見解を示した。

「日本は、メディアの基盤はできていると思うので、それを有効活用し、大会期間以外にも注目をされるイベントを創出していくことが必要である」事を指摘した。例えば、「バンクーバーではアイスホッケーが銀メダルを獲得した事からアイスホッケーの大会をもっとプロモーションするなど、アスリートや協会が連携して、もっとプロフェッショナルな視点からアプローチする必要がある」と述べ、より多くの人にパラリンピックを知ってもらい、応援してもらうためのコミュニケーション戦略やプラットフォームの構築が今後の課題であることが示された。

パラリンピックは、大会時のみしか注目されないという問題がある。大会時のみならず、恒常的にファンになってもらい、アスリートや大会について知ってもらうための活動が必須である。パラリンピックは、オリンピックの様に 4 年のブランクの間に世界大会等の注目イベントがないが、スポンサーはパラリンピックの継続的な露出を望んでおり、いかに大会のない期間に注目を集めるかが課題である事が分かった。

「オリンピックとパラリンピックの統括組織が違うことが必ずしも悪いことだとは思わない」とし、統一されているがゆえのデメリットもあり、それに苦しんでいる国もある事を指摘した。「例えば、イギリスでは統一されているが、オリンピックの水泳は成績がよいのにパラリンピックの水泳では成績が良くはない。これは、オリンピック選手が優先的に練習し、パラリンピック選手には練習時間が、あまり確保されない事や、練習が厳し過ぎてついていけないという問題点が挙げられる。一方で、アメリカでは Jason Smith 選手という盲目ランナーがオリンピック選手である Tyson Guy 選手と一緒に練習をして成功した例もある。また、ギリシャでは、別々に組織されているが、パラリンピック選手は成功している。」とし、これらの状況から、「スポーツによって、一緒に出

来るものと出来ないものがあるし、一緒になることによって練習の優先権が得られなくなる可能性も高い。重要なのは、それぞれのスポーツや国の状況に対応し、双方にとって一番利益のある連携の形を考案し、実施すること。具体的な手法は、それぞれの国の認知度、財政状況、成績等々によるだろう」との指摘があった。

第3項 Bob Balk 氏 (IPC アスリート委員会委員長)

IPC アスリート委員長及び、IOC 委員としての立場から、パラリンピック選手の社会への貢献についてどう考えるか

「私たち（委員会）の役割は、IOC と IPC に対し、アスリートを代表して主張することだと思っています。パラリンピック選手たちは、社会に対しより活動的で健康な生活をするように働きかけをすべきですが、それはロールモデル（模範）となることで容易にできるはずです。しかし、残念ながらアスリートのロールモデルから受け取るメッセージは、必ずしも活発なライフスタイルだけではなく、沢山お金を儲けることも含まれることがある。私は、これはあまりよいメッセージではないと考えます」と述べた。

各国のアスリート委員会や選手たちに期待することは何か

「今以上の国々にパラリンピックの選手会を組織していただきたい。その役割は、IPC で起こること、決定することなどを、その国のアスリート達に通達すること。またアスリート達のニーズを IPC に伝達することです」と述べ、それぞれの国におけるアスリート代表の声を集める委員会の設置について期待した。

アメリカ国内においては、どのような働きかけをしているか

「アメリカオリンピック委員会（USOC）ではロンドンパラリンピックの報道権を獲得するために金銭的なオファーをしている。米国でパラリンピックを TV 放映することが出来れば、多くの潜在的なアスリートが見ることが出来、非常に大きな進展に繋がるだろう」とし、ロンドンパラリンピックに向けての TV 放映に積極的に行動を起こしていることがわかった。

日本パラリンピアンズ協会（PAJ）へのアドバイス

「大事な議題を数件に絞り、それを重要な順にリストアップすること。最重要課題が解決したら、次の課題に取りかかるとよい。多くの問題点を次から次へと提案すると、オリンピックや健常者スポーツ組織に対して恐怖感や誤解を招くことに繋がる」というアドバイスを受けた。

第4項 Steffi Klein 氏（IPC 元職員、現パラリンピックパートナー企業のエージェント）

企業から見たパラリンピックの価値

パラリンピックスポンサー企業の動機は、社会貢献（もしくはCSR）及びビジネスレバレッジの両方がある。Allianz 社は、IPC のスポンサーに加え、現在世界 8 か国（オーストラリア、クロアチア、ドイツ、ブルガリア、ポルトガル、トルコ、スイス、チェコ）の国別パラリンピック委員会（NPC）のスポンサーもしており、さらに数カ国と交渉中であり、パラリンピックへの理解が非常に高い企業である。

この Allianz 社は、パラリンピック・ムーブメントへの貢献に加え、保険会社であるという面から、障害者についての情報が、ビジネスに直接的に有益であることから、スポンサーをしている事が分かった。

スポンサー権利の活用方法については、Allianz 社は IPC の“International Partner”という公式なスポンサー権を所持しており、広告キャンペーンにおいて、アスリートのストーリーを会社のプロモーションビデオに活用する事や、パラリンピック選手を招いての社員研修も行っていた。

パラリンピックの普及の為の重要項目

「パラリンピックの国内の認知度を上げる為に必要な事は何か」という問に対し、「アスリートの活用」を挙げた。「彼らの持つ価値、共感を呼び起こし、人を鼓舞する選手たちのストーリーを伝えることを考える」との回答があり、選手の価値を如何に高めるかが最も重要である事を述べた。

メディア露出はパラリンピックの価値を最も有効に伝える重要な手段である。そこでアスリートを活用する。最もうまくメディアを活用しているのはオーストラリアで、Facebook や Twitter 等の SNS の有効活用も行っている。また、ド

イギリスは2012年1月に英語版のWEBページも作った。イギリスやカナダも積極的にメディアを活用して、協会が選手をプロモートしている。

アスリートの活用をする為には、まず事務局をアスリートやコーチと結びつけ、密接な関係を作り、アスリートが独自の意見や取り組みを反映させられる様な体制を整える事が必要である。「Potential Sponsor」つまり、現在はスポンサーではないが興味、関心を持ちそうな企業を大会に招待する事でスポンサーの獲得に努力する事が重要であり、「実際に見てもらうのはペーパーでのプレゼンより数倍の効果がある。そのくらい、パラリンピック選手には魅力がある。実際、スポンサーがYESというのは、アスリートのパフォーマンスを間近で見たとき」と延べ、実際にドイツで potential sponsor を大会に積極的に招待する事でスポンサーの獲得に成功している好例があることが分かった。

第4章 諸外国のパラリンピックの環境

第1節 イギリス

第1項 障害者スポーツの担当行政組織

現在、障害者のスポーツを所管しているのは、健常者同様、「文化・メディア・スポーツ省」である。資金は、2006年度以降、競技スポーツについては、競技スポーツを統括しているUKスポーツ、英国パラリンピック委員会から、それぞれの競技の成績に応じて分配されている。原則的に国内統括団体（健常者の団体）と連携し、国際大会などへのコーチ派遣を行っているが、その程度は、連盟の資金量に依存している。特に、資金力の弱い国内統括団体の場合、障害者のスポーツ振興の資金も限られ、障害者スポーツの支援も限定的になされるなどといった課題もある。

生涯スポーツについては、2006年度以降、各地方政府のスポーツカウンスルが担当している。イングランドは、原則としてスポーツイングランドから国内統括団体へ分配され、各団体内で障害者スポーツへの資金を配分する。スポーツイングランドは、国内統括団体の資金査定の際、障害者に対してスポーツ振興をしているかどうかを査定項目としている。

第2項 障害者スポーツ団体

障害種別による国内統括の障害者スポーツ団体と、競技種目別の国内統括団体が存在する。障害種別による国内統括の障害者スポーツ団体は、英国切断者肢体不自由者スポーツ協会、英国視覚障害者スポーツ協会、英国車いすスポーツ協会、英国脳性まひスポーツ協会、英国知的障害者スポーツ協会の5団体である。さらに、英国障害者卓球協会や英国車いすバスケットボール協会のような特定の競技の国内統括の障害者スポーツ団体も存在する。一方で、英国ボート協会やイングランドサッカー協会などのように健常者の支援とともに障害者も支援する国内統括団体がある。国内統括団体が障害者スポーツを主体的に振興する場合、イングランドサッカー協会などのように、障害者担当理事を置く国内統括団体もある（すべての国内統括団体が障害者担当理事を置いているとは限らない）。

英国パラリンピック委員会（BPA）は、2003年に設立された団体で、UKスポーツからの財源に加え、ワールドクラス・パフォーマンスプランのための国営宝くじ財源、スポンサーなどにより運営されている。パラリンピックスポーツの20団体（国内統括団体と、英国車いすバスケットボール協会などの特定の障害者スポーツ競技の国内統括団体）、さらに前述した障害種別による5つの国内統括の障害者スポーツ団体が登録団体となっている。同委員会は、パラリンピック・ポテンシャル・デー（Paralympic Potential Day）を開催し、13～38歳までの障害者がパラリンピックスポーツに触れる機会を設け、選手育成に努めている。

1998年に設立されたイングランド障害者スポーツ協会は、イングランド地域の障害者スポーツ振興に関わる団体である。障害者が居住地域においてスポーツ活動が可能となるよう、9つの支部があり、それぞれの支部にコーディネーターを配属している。コーディネーターは、スポーツイングランドに登録する国内統括団体や国内統括の障害者スポーツ団体の支部と連携し、障害者スポーツのさまざまなプロジェクトやイベントを実施している。

第3項 障害者とスポーツ：政策と最新行動計画

障害者スポーツ政策では、1993年の「障害者とスポーツ：政策と最新行動計画」が障害者スポーツにおける初の政策文書である。その後、1995年の保守党政権下の「Sport: Raising the Game」、2000年の労働党政権下の「Sporting future for All」、2002年の「Game Plan」など、イギリスのスポーツ政策において鍵となる政策文書には、いずれも障害者のスポーツ推進が明記された。また、イ

ギリスの障害者スポーツ推進においては、障害者差別禁止法（1995）のもたらした影響は大きい。

第4項 施設

基本的に、障害者は地域のスポーツ施設などを利用している。障害者が地域のスポーツ施設を利用できるためのガイドとして、「アクセス可能なスポーツ施設 2010 年修正版」がスポーツイングランドより発行されている。このガイドの初版は、障害者差別禁止法が改正された 2004 年に出版されている。

ちなみに 2004 年の障害者差別禁止法の改正では、地域のクラブは障害を理由に障害者の利用を断ってはならないと明記された。これは、1995 年に障害者差別禁止法を制定したものの、多くの障害者が地域のクラブや施設を利用することに何らかの障壁を感じていたためである。この障害者差別禁止法改正により、各地域のスポーツカウンスルは、障害者がスポーツ施設のアクセスがより可能となるよう、障害者を受け入れることのできる施設のためのマニュアルを作成した。マニュアルには、障害別の対応が具体的に示されている。なお、施設整備のための財源は、地方自治体の財源や国営宝くじからの補助などで賄われている。

また、障害者が優先的に利用できる施設もある。たとえば、1982 年に設立されたロンドン郊外にあるアスパイアナショナルトレーニングセンターは、脊髄損傷者を中心に考えられた施設であり、生活支援からスポーツの推進まで、幅広く事業を展開している。この施設には、25m プール、体育館、フィットネスルーム、ダンススタジオなども完備されているが、旅行やマラソン大会、キャンプなど館外のプログラムも用意されている。

第5項 指導者

英国コーチ協会（The UK Coaching）は、「平等と社会的包摂」の組織のコンセプトのもと、国内統括団体や国内統括の障害者スポーツ団体と協働して、障害者のスポーツも推進するとしている。また、地域のスポーツカウンスルと協働して、コーチングのためのカンファレンスを開催するなどの対応をしている。障害者担当理事を置く国内統括団体は、各地域のコーチの教育にも携わる。たとえば、英国ボート協会などは、障害者担当者が障害者の指導の経験をあまりもたない地域の指導者を訪ね、障害によっては必要とする器具の取り付け方を説明する事や、障害の特徴を説明するなどいう対策が講じられている。

第6項 大学との連携による機器の開発や表彰

UK スポーツが、London 2012 Inspire program の一環で 2010 年に Ideas4Innovation の公募を行った。このプログラムは、2012 年ロンドンオリンピック・パラリンピックに向けた革新的な特別プロジェクトである。

Ideas4Innovation は 2008 年に開始され、2012 年ロンドンオリンピック・パラリンピック、そして 2012 年以降のイギリスチームの選手のパフォーマンス向上に寄与するような研究のコンセプトや提案に十分な支援を実施して実現に結びつけることを目的としたプロジェクトである。

ロンドンオリンピック・パラリンピック組織委員会の Sebastian Coe 会長は「オリンピックの持つパワーを、変化を導きだすことに用いたいと思っている。Inspire programme では、イギリス全土のパートナーとともに、オリンピックまでの 2 年半でビジョンを達成する（後略）。」とした。

Chris West 氏は 2008 年、車椅子競技の選手のパフォーマンス向上のための機器を提案し、Ideas4Innovation Award を受賞した。その後、イギリスのエリートパラリンピック選手とともに、West 氏のアイデアを実現するために協力してきた同氏は現在、イギリス・ブルネル大学の生理学の PhD コースで研究を進めている。「Ideas4Innovation Award を受賞し、トレーニング機器に関するコンセプトの実現のためのテストを、素晴らしい結果とともに終えることができた。今は、トレーニング効果について、ある指標を用いて評価している。受賞したことで UK スポーツからの財政支援を受けるだけでなく、専門家とのネットワークを活用することができた。その結果、開発した機器がパフォーマンス向上に寄与する可能性のある多くのパラリンピック競技の選手とともに活動することでできた。今後、更なるアイデアの発展のため、そして 2012 年ロンドンパラリンピックでイギリスチームの選手のメダル獲得のチャンスを拡大させるため、UK スポーツとともに活動していきたいと考えている。ロンドンオリンピック・パラリンピックは近づいており、“ミッション” に携われることは非常に光栄なことである。」

Ideas4Innovation には、大学院入学者及び卒業予定者を対象とした New Researchers Award と、イギリスのオリンピック選手及びパラリンピック選手のパフォーマンス向上に寄与するクリエイティブなアイデアを持つ人であれば誰でも応募できる Garage Innovators Award の二つの部門がある。UK スポーツの Ideas4Innovation コーディネーターである Alison Macpherson 氏は、「イギリスチームの選手の 2012 年やそれ以降の成功に寄与することのできる素晴らしい機会である。あなたのアイデアで、オリンピックやパラリンピックの選手のパフォーマンスに衝撃を与えるような素晴らしいコンセプトを作りあげる

べきである。あなたのアイディアで知識とパフォーマンスとのギャップを埋めるべきである。アイディアは『アスリート・エキップメント／アクセサリ』『コーチング・テクノロジー』『トレーニング・サイエンス』『パフォーマンス・メディシン』の四つの領域に関するものであればよい」としている。

第7項 パラリンピックコーチの育成

UK スポーツは2011年4月に、パラリンピックコーチ育成プログラムのメンバーを集め、イギリスがパラリンピックで国際レベルの成功を収めるための方策について話し合うワークショップを初めて開催した。パラリンピックに特化したこのプログラムは、「ミッション2012」による査定で、コーチ育成の分野で支援が必要と判断された競技団体に対するコンサルテーションの期間を経て発足した。UK スポーツは9か月間で、2012年ロンドンパラリンピックでメダル獲得の可能性がある競技のコーチに対して、4回の連続ワークショップと個別の育成計画の作成を行う。

障害者陸上競技や車いすラグビーを含む7競技から14人のコーチが、イーストウッドのイーストウッドホールで行われたワークショップに参加した。このワークショップでは、フィードバックの大切さについての検討が行われ、個別の育成計画を立てるにあたり360度評価が試された。

UK スポーツのアダム・グリーヴス (Adam Greaves) コーチングチームアシスタントは、「今回のセッションでは、パラリンピックスポーツに世界基準の競技文化を意識させると同時に、異なる競技のコーチ同士のネットワークを構築することを狙いとした」と話す。「日々の業務から離れ、異なる競技のコーチが集まり、アイディアを交換し、将来に向けて考え、理念、方法を考え直す機会を持つことは素晴らしい。コーチの資質が向上すれば、選手のパフォーマンスが向上し、結果として成績の向上につながる」としている。

第8項 オリンピックとの一体的支援 / 競技団体の評価査定

UK スポーツは各競技団体の評価も行う。査定の対象となった27オリンピック競技のうち、11競技が総合で「緑」、16競技が「黄」の評価を与えられ、今回「赤」を与えられた競技団体はなかった。パラリンピック競技の査定も行われ、2011年世界選手権で金メダル12個を含む38個のメダル獲得予想をされた陸上

競技を始め、その他 8 競技が「緑」の評価を得た。残り 9 競技は「黄」の評価で、パラリンピック競技団体の中にも「赤」の評価を得た競技団体はなかった。

また、「ミッション 2012」では、各競技団体に対し、選手、システム、競技風土の 3 つの観点から競技力向上に関する計画を立てるように促している。

第 9 項 育成、アスリートの活用

UK Sport はこれから数年に渡り、ワールドクラスのイギリス人”チャンピオンアスリート”と協働し、彼らの成功体験や知識を活用し、UK Sport の各種戦略的な取り組みを成功へと導こうとしている。

チャンピオンアスリートは、最近実施されたアスリートによるワールドクラスパフォーマンスプログラム (WCPP) のモニタリング調査”Athlete Insights”の調査結果がスポーツとハイパフォーマンスシステム全体にとって意味することの解釈の手助けをする。また別の役割として、新たに WCPP に選抜された選手達のメンター役を務め、彼らがエリートスポーツの環境に適応する手助けをする。

UK Sport のパフォーマンスディレクターは、「ハイパフォーマンススポーツエージェンシーである UK Sport では、エリートスポーツシステムの将来の形を築くのが我々の責務であり。いかなる決定をする際にも、アスリートが持つ物事に対する見方や態度は、非常に重要なファクターである。チャンピオンアスリート達は、WCPP を直接経験しており、勝つために何が必要かを正確に知っている。彼らは、我々が 2012 年及びその後の成功へと邁進し続ける際に、非常に素晴らしいリソースとなるでしょう。」と述べた。

チャンピオンアスリートには、Gail Emms (アテネ五輪、バドミントン銀メダリスト)、Georgina Harland (アテネ五輪、近代五種銅メダリスト) や Clare Strange (シドニー、アテネ、北京パラリンピック、車椅子バスケットボール選手) がいる。

第2節 アメリカ

第1項 障害者スポーツの歴史と関連法

1946年には、アメリカ東海岸、西海岸ともに、脊髄損傷を負った傷痍軍人らが集い、車いすバスケットボールの試合が開催された。1948年には全米車いすバスケットボール協会を設立し、1955年、イギリスのストーク・マンデビル大会にチームを派遣、1957年には全国大会が開催され、1960年には第1回ローマパラリンピックにチームを派遣している。一方、1962年にケネディ家が主に知的発達障害をもつ子どもたちを集め行ったキャンプを契機に、1968年にスペシャルオリンピックスが設立された。その後、この2つの団体が先駆けとなり、70～80年代にかけて障害種別の統括団体や競技種目別の団体などが設立された。また、1968年の「建築的バリアに関する法」を機に、1973年の「リハビリテーション法」、1975年の「全障害児教育法」など、障害者に対する法整備も進んだ。

障害者スポーツが政策的に大きく発展したのは、アメリカオリンピック委員会(USOC)が、障害をもつ競技選手が存在を法的に認めたアマチュアスポーツ法(1978)以降のことである。これが推し進められた背景には、人種差別の撤廃を規定した公民権法(1964)の存在があると考えられている。1989年の同委員会の定款には、「健常者のための大会にも障害をもつ個人が意味のある参加ができるような機会を拡大しうる実行可能な方法をもって、障害者のためのアマチュアスポーツプログラムや競技大会を推進し支援すること」とあり、生涯スポーツからエリートスポーツまでの推進が謳われている。

その後、1990年に制定された「障害をもつアメリカ人法」は世界の障害者関係者に衝撃を与えた。障害によるいかなる差別も認めないとしたこの法律では、公共施設による差別撤廃(第302条)が謳われており、スポーツ施設やスポーツクラブ、さらには体育の授業にも影響を及ぼした。そのほか、1978年に制定されたアマチュアスポーツ法は、1998年のクリントン大統領の署名によりオリンピック・アマチュアスポーツ法と改称され、パラリンピックとの関係を規定する条文が盛り込まれた。

第2項 担当行政組織と関係団体

行政機関としては保健福祉省障害局があたり、健常者と同様に大統領フィットネススポーツ栄養審議会(PCFSN)の活動のうちにも位置付けられている。ま

た、エリートスポーツについては、アメリカオリンピック委員会（USOC）がパラリンピックについても専門部署を設置し、さまざまな支援事業を行っている。

現在、アメリカにはさまざまな障害者スポーツの統括団体があり、障害種別の団体と、種目別の団体が混在し、組織構造としてはやや複雑である。形態としては、1つの組織として存在するものや、組織の部局として存在するものがある。後述する障害種別の競技団体が支援するスポーツの機会に加え、他国であればエリートスポーツの支援を中心に行うパラリンピック担当機関も、アメリカにおいては、エリートスポーツだけでなく、傷痍軍人などに対するリハビリテーションを目的としたプログラムの提供や、地域クラブの支援ネットワークの構築などの生涯スポーツ支援プログラムも並行して行っている。

障害種別の団体には、全米車いすスポーツ（Wheelchair Sports USA）（1956 年設立）、全米視覚障害者競技選手協会（United States Association of Blind Sports）（1976 年設立）、全米聴覚障害者スポーツ連盟（USA Deaf Sports Federation）（1945 年設立）、スペシャルオリンピックス（1968 年設立）、全米障害者スポーツ協会（Disabled Sports USA）（1967 年設立）などがある。

全米車いすスポーツは、2009 年度より、名称を「全米車いす・立位障害者スポーツ（Wheelchair & Ambulatory Sports, USA）」とし、車いす使用者以外の視覚障害者、脳性麻痺者、切断者、さらに 2011 年より 2012 年ロンドンパラリンピックに再び出場が認められた知的障害者に対しても新たに支援を始めた。全米障害者スポーツ協会は、設立当初、ベトナム戦争の傷い軍人への支援が目的だったが、現在はさまざまな障害を対象とし、主にリハビリテーションとしてのスポーツ機会を提供するとともに、パラリンピックへの道のりを草の根レベルから支援している。

第3項 施設

障害者は、日常的に地域のスポーツセンター、スポーツクラブ、ナショナルトレーニングセンターを健常者と同様に使用する。これは、1990 年の「障害をもつアメリカ人法」の制定により、公共施設は障害者もアクセスできるよう施設整備を行ったためである。また、パラリンピック選手は、オリンピック選手と同様に、ニューヨーク州やカリフォルニアにあるオリンピック・トレーニングセンターの利用が可能である。アメリカオリンピック委員会のウェブサイトにも、「オリンピック・パラリンピック・トレーニング施設」として紹介されており、特に、アラバマ州バーミングハムにあるレイクショア財団（Lakeshore Foundation）の施設のように、パラリンピック、オリンピック兼用のトレーニング地として指定され、身体障害者専用の施設が充実しているところもある。

公共施設の利用も可能であるが、以下のような障害者のための施設もある。

- ① 1970 年に設立された全米障害者スポーツセンターは、スキーをはじめとする冬季スポーツやアウトドアスポーツを楽しむことができる施設である。
- ② 1985 年に設立された全米能力センターでは、あらゆる年齢の人と障害をもつ人に対し、アウトドアスポーツや余暇活動の経験ができるようになっている。
- ③アメリカパラリンピック（USP）が認可する、パラリンピック・スポーツ・プログラムを推進する施設が東部、中部、西部の 3 ヶ所ある。1987 年に設立されたアダプテッドスポーツセンターは、その 1 つである。

第4項 指導者

オリンピックと同様、指導者に対する選考基準などは、それぞれの障害者スポーツの国内統括団体や競技種目の事情にもよるため、国として統一されたシステムは存在していない。

第5項 競技力向上

2001 年にアメリカオリンピック委員会（USOC）内部にパラリンピックに関わる専門部署アメリカパラリンピック（US Paralympics）が設置されて以降、①地域のさまざまな関係機関との連携強化、②パラリンピックアカデミーの実施、③傷い軍人に対する支援サービス、④トップ選手に関わる事業が展開されている。

① 地域の関係機関との連携強化「パラリンピックスポーツ・クラブ」

パラリンピックに出場の可能性のある人がスポーツ活動への参加が可能となるよう、地域にあるさまざまな機関と連携し、プログラムを展開している。この鍵となるプログラムは、「パラリンピックスポーツ・クラブ」であり、現存のプログラム発展や新プログラムの展開を試みるものである。このプログラムの実施者は、地域の公園・レクリエーション局、病院、NPO 法人、学校、大学などさまざまな地域施設であり、地域に根差した活動を推進するプログラムになっている。パラリンピックの専門部署は、2012 年までに 250 の都市において、このプログラムを展開することを目標に掲げている。

②パラリンピックアカデミーの実施

12～18 歳の有望な選手だけではなく、選手を指導する教師やコーチも、選手とともにアカデミーへの申請が可能となっている。このパラリンピックアカデミーは奇数年にオリンピック・トレーニングセンターにて開催されているが、若い将来性のある選手を地域において育成できる環境を整えることに重きを置いている。

③傷い軍人のための支援サービス

戦争により障害を負った人へのプログラム提供として実施されている。このプログラムは単純にパラリンピックスポーツを紹介するにとどまらず、生きるための姿勢や健康な生活などもテーマに置く。2007 年、アメリカオリンピック委員会は、傷い軍人のためのコミュニティに根差したパラリンピックプログラムを実施した。アメリカオリンピック委員会は、政府機関、パラリンピック関係者とともに 1000 人の傷い軍人を含め、年間 1 万 3000 人もの身体障害者にさまざまなプログラムを提供している。

④トップ選手支援

パラリンピックへの出場が可能な障害を有する選手に対し、国際大会にて好成績を収められるよう支援するものである。選手奨学助成プログラム (Athlete Tuition Grant Program) により、国際ランキングが 1～4 位 (または世界大会 1～4 位入賞) の選手に対し最大 5 千ドル、国際ランキング 5～8 位 (または世界大会 5～8 位入賞) の選手に対しては最大 2 千ドルが支給される。申請が可能な選手は、アメリカパラリンピック選手かナショナルチームのメンバーであるが、パラリンピック出場後 5 年以内の選手も、1 度限り、2500 ドルまでの助成金の申請が認められている。

第 6 項 財政措置

障害者が行うエリートスポーツについては、前述したようにアメリカオリンピック委員会がパラリンピックについても責任を負っている。このことは予算配分においても見て取れる。同委員会の 2009 年の年間報告書によれば、全体の約 10%にあたる 1,242 万 8,000 米ドル (約 10 億 5,600 万円) がパラリンピックのために資金配分されている (図 12)。なお、総額は、1 億 1,977 万 7,000 米ドル (約 101 億 8,100 万円) (メンバーサポート: 6,087 万 4,000 米ドル (約 51 億 7,400 万円)、メンバーサービス: 4,647 万 5,000 米ドル (約 39 億 5、

000 万円)) である。メンバーサービスには、全米トレーニングセンターや国の行事なども含まれており、パラリンピックもサービスの対象となっている。

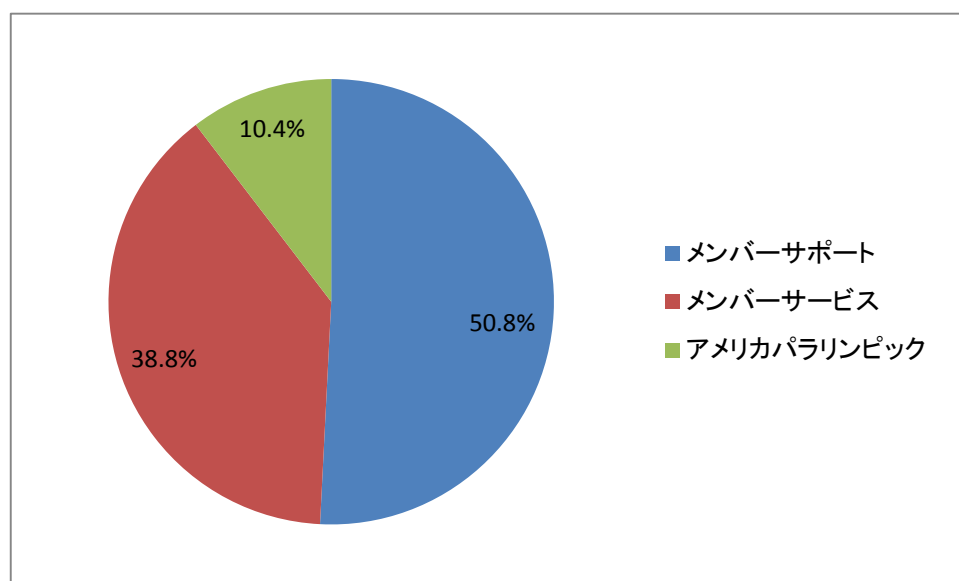


図 13 アメリカオリンピック委員会 2009 年度支出内訳
(出典：USOC Annual Report)

第7項 組織への選手の参画、アスリート委員の活用

アメリカオリンピック委員会 (USOC) はコロラドスプリングスでの理事会で、USOC の組織体制の評価を課された「諮問委員会」からのヒアリングを実施した。Paul Tagliabue 委員長を含めた 14 名の委員会メンバーは、評価結果をまとめ、報告書として提出した。Tagliabue 委員長は「USOC のコアミッション達成のためには、欠かすことのできない戦略やイニシアチブは USOC の理事によって設定される必要があり、USOC の組織体制や文化に組み込まなければならない。戦略は USOC のリーダーシップのもとに一貫したプライオリティが与えられるべきである。諮問委員会は、USOC は強力で主体性をもった協力的な理事会を有し、管理・監督や戦略プラン策定を積極的に実施する必要がある、との核心を提言している」と述べている。

諮問委員会はまた、理事会にパラリンピック競技でのリーダーシップを発揮した経験を持つ Bob Balk 氏も入れ、Balk 氏が長を務める Paralympic Advisory Council の創設も提言した。

第8項 企業と協力した育成、 一体的支援

アメリカオリンピック委員会の公式スポンサーである BMW 社が、車の試乗をしたファンがオリンピックの有望選手に対して資金援助をすることができるナショナルプログラムを開始した。

「BMW Drive for Team USA」と銘打ったこのプログラムでは、アメリカ全土で行われる様々なイベントで車の試乗をした人は、チーム USA のために 10 ドルを寄付することができる。BMW のディーラー 276 店舗で行われるイベントで集められるお金は、選手のトレーニングに活用される。また、2012 年ロンドンオリンピック／パラリンピックに出場することが見込まれる選手で構成される「BMW パフォーマンスチーム」のメンバー投票を行うこともできる。

また BMW 社は、オリンピックをテーマとしたマーケティングキャンペーンを立ち上げ、陸上競技の有名選手を起用したテレビコマーシャルの制作なども行っている。

第3節 オーストラリア

第1項 障害者スポーツの歴史と関連法

スポーツや余暇活動も含め、現在のオーストラリアの障害者の福祉政策は、1986年の「障害者サービス法」と、1992年の「障害者差別禁止法」の影響を強く受けている。また、多民族国家であり、加えてオーストラリアの原住民との共生といった視点から、スポーツ政策にスポーツ・フォー・オールの実現が取り入れられる中、障害者もその対象として位置付けられている。特に近年、障害者を受け入れるためのノウハウの構築は目覚ましい。

オーストラリアは、1960年にローマで開催された第1回パラリンピック大会に13名の選手を派遣し、4種目において3個の金メダルを含む計10個のメダルを獲得し、メダル獲得数7位の成績を収めた。だが、当時のオーストラリアは、施設や病院にいる障害者は人権もない状態での生活であった。

1975年の「障害者支援法」が制定されても、レクリエーションのための限定的な資金が分配されている程度であった。一方で、心臓病、糖尿病、肺がんなどの疾患対策として、1975年のレクリエーション・身体活動推進プロジェクト「Life be in it」が開始され、健康対策としてのスポーツの推進が政策として打ち出された。

1976年のモンテリオールオリンピックでの低調な成績や、1983年の労働党政権への交代などが影響し、1980年のコーエンのスポーツ・レクリエーションに関する文書（Sport and Recreation Discussion Paper）を機に、スポーツ・フォー・オールの実現の元での取り組みが始まった。障害者スポーツに対する政策として、障害者も利用できる施設整備などが政策課題として取り上げられるようになった。

特に、1983年にホーク政権が発行したマニフェスト「スポーツ・レクリエーション：オーストラリアの活性化（Sport and Recreation: Australia on the Move）」においても、エリートスポーツだけでなく、地域スポーツの推進も掲げ、特に障害をもつ競技選手もアクセス可能で、また国際基準に則ったスポーツ施設に対する戦略が打ち出された。

オーストラリア・スポーツ研究所(AIS)が設立された1981年度のスポーツ関連予算が1,300万豪ドル（約10億6,600万円）、1982年度が1,400万豪ドル（約11億4,800万円）であったのに対し、1983年度には2,300万豪ドル（約18億8,600万円）が障害者も利用可能な施設整備のため投入された。

スポーツ・フォー・オールの推進をさらに推し進めたのが、連邦法である1992年の「障害者差別禁止法」の制定である。地域社会で障害者がスポーツ活動に

参加できることを具体化させるために、指導法を含めた受け入れるための方策が整備されていった。

1993 年、オーストラリア・スポーツコミッションは、障害種別の国内統括団体と協働し、「障害をもつアスリートのための指導法」を出版した。同年、障害児がスポーツに参加できるように、さまざまなアイデアが紹介されている

『Give it a go (挑戦してみよう)』が出版される。この本に登場する 7 人の障害児には、それぞれモデルとなった人物（障害種別が異なり、アスリートとしても成功している人物）がおり、それぞれの体験談も活かされながら、各個人におけるスポーツ活動がどのような工夫や支援のもと可能となったのかを具体的に示している。

1999 年の障害教育プログラムを経て、2003 年に紹介された「スポーツ・コネクト (Sports CONNECT)」には、国内統括団体も参画し、障害者と障害者を受け入れる側が直面する事が想定される課題への対応策を示す教育プロジェクトが立ち上げられた。2010 年には、16 の競技団体がこのプロジェクトに参画し、さらに 24 の競技団体がこのプロジェクトのネットワークに加わっている。

第 2 項 担当行政組織と競技団体の統合

現在のオーストラリアにおけるスポーツ政策の特徴は、障害の有無、性別、人種を超え、保健・高齢化省が所管し、オーストラリア・スポーツコミッションが障害者スポーツの推進も事業対象としていることである。同コミッションは、1992 年の障害者差別禁止法制定後、エリートスポーツだけでなく、地域の生涯スポーツ、体育に至るまで幅広く障害者スポーツを取りまとめるようになった。

また、26 の国内統括団体が、統合（インテグレーション）政策をとる（2010 年 9 月時点）。なかでも水泳、バスケットボール、テニスの 3 つの競技団体においては、障害者スポーツ推進担当者を設け、選手育成、コーチングプログラム、選手派遣など幅広く障害者スポーツの推進に努めている。2010 年 12 月まで、同コミッション内部に障害者支援課 (Disability Service Sector) が約 20 年にわたり設置されていたが、ギラード新政権のもと、予算削減のため組織改革がなされ、障害者スポーツ課は存在していない。女性スポーツの推進課や先住民民族をターゲットとした推進課も同時に閉鎖され、スポーツ振興という大枠の中で、障害者スポーツも推進されることとなった。なお、同コミッションがこれまでに行ってきた「スポーツ・コネクト (Sports CONNECT)」(後述) などのプロジェクトは、継続されている。連邦政府からの政府財源を、オーストラリア・スポーツコミッションがこうした競技団体に分配するほか、連邦統括障害

者スポーツ団体にも分配する。たとえば、2010 年のオーストラリア・パラリンピック委員会の主な財源は、同コミッションが 961 万 7,000 豪ドル（約 7 億 8,000 万円）ともっとも高く、全体の約 60%を占めている（表 3）。

1975 年設立の全豪障害者スポーツ連合は、1990 年に設立されたオーストラリア・パラリンピック委員会（APC）に改組され、障害のあるアスリートを支援する機関となる。同委員会は、代表選手の育成、夏季・冬季パラリンピック大会への選手派遣、マーケティング事業（スポンサーなど）、広報などを主な業務としている。同委員会には、現在、18 の登録団体がある。この登録団体には、陸上競技、バスケットボール、自転車競技などといった国内統括団体と、オーストラリア視覚障害者スポーツ連盟など特定の障害種別を支援する連邦統括障害者スポーツ団体とがある。

表 3 オーストラリア・パラリンピック委員会収入内訳の推移（豪ドル）

	2007年	2008年	2009年	2010年
オーストラリア・スポーツコミッション	5,435,000	10,851,000	9,603,000	9,617,000
他の政府助成	271,000	629,000	388,000	238,000
スポンサー	1,247,000	1,468,000	1,546,000	1,660,000
募金など	1,594,000	3,112,000	4,399,000	4,109,000
資本収入	592,000	845,000	655,000	464,000
他の収入	8,000	15,000	17,000	197,000
収入合計	9,147,000	16,920,000	16,608,000	16,285,000

第 3 項 基本政策

障害者スポーツの推進に特化した政策はないが、推進のための様々なマニフェストなどがある。たとえば、障害者もアクセス可能な施設整備を示した 1983 年にホーク政権が発行したマニフェスト「スポーツ・レクリエーション：オーストラリアの活性化」や、エリートスポーツと地域スポーツ（生涯スポーツ）の推進のバランスをうたった 2001 年の「オーストラリアのスポーツ能力支援（Backing Australia's Sporting Ability）」、2010 年の「オーストラリアンスポーツ：成功への道」などである

スポーツ・コネクト

「スポーツ・コネクト～障害者部門教育資源プロジェクト（Sports CONNECT～Disability Sector Education Resource Project）」は、かつてのオーストラ

リア・スポーツコミッション内に設置されていた障害者支援部署が中心となって実施し、2010 年にプロジェクトの報告書が出された。

このプロジェクトは、1995 年に出版された「障害をもつアスリートの指導法」に始まり、1999 年の「障害者教育プログラム」において示された「①施設やクラブのアクセス、②障害者も指導できるコーチ、③エリートスポーツの推進も含めた障害者も参加できる活動に関するマニュアル」を基盤に、障害者がより多くのスポーツ参加の機会を得ることができるよう、16 の国内統括団体の様々な競技団体と協働し作成したものである。

このプロジェクトは、①アンケート調査の実施や、障害種別ごとのグループとのインタビュー調査により、障害者のスポーツ参加の実態を明らかにする、②障害者がスポーツに参加するためのマニュアルを作成、③作成されたマニュアルを試行し、より良いマニュアルの作成を試みるといった流れで進められた。

1995 年に出版された「障害をもつアスリートの指導法 (Coaching athletes with Disabilities (CAD))」は、全部で 8 編から成る (表 4)。

表 4 「障害をもつアスリートの指導法
(Coaching athletes with Disabilities (CAD))

障害を持つアスリートの指導総論
切断障害をもつアスリートの指導法
脳性麻痺アスリートの指導法
知的障害アスリートの指導法
視覚障害アスリートの指導法
聴覚障害アスリートの指導法
臓器移植を受けたアスリートの指導法
車いすアスリートの指導法

この指導法 (CAD) は、オーストラリア・スポーツコミッションが、障害をもつアスリートの可能性への理解と障害をもつアスリートを指導する際の留意点を理解することを目的として、オーストラリアコーチング協会と各障害種別の連邦統括障害者スポーツ団体と協働し作成した。

第 4 項 施設

障害者のスポーツ施設の利用については、1983 年障害者差別禁止法を法的な後押しとして進められ、障害者も地域のスポーツ施設を利用することが可能となっている。また、ナショナルトレーニングセンターに当たるオーストラリア・

スポーツ研究所（AIS）も健常者の選手と同様に利用できる。

第5項 指導者

指導者のシステムについては、パラリンピックについてもオリンピックと同様のものが用いられている。たとえば、選手によるコーチの評価システムも適用され、評価の低いコーチは、継続して選手の指導にあたることはできないことなどがある。

第6項 競技力向上

2000年シドニーパラリンピック開催後、オーストラリア・スポーツ研究所は、オーストラリア・パラリンピック委員会と協働し、同研究所のプログラムを障害者にも健常者と同様に提供し、スポーツ推進を図ることを決定した。2001年に陸上競技がこのプログラムに着手した。

また、最新の競技力向上施策としては、2010年に出された「オーストラリア・スポーツ：成功への道」がある。障害者スポーツに特化したものではないが、競技力向上の中に、障害者も施策として含まれている。

オーストラリア・スポーツコミッションは、①連邦統括障害者スポーツ団体、②国内統括団体、③各州のスポーツ・レクリエーション局が、地域のスポーツ協会やクラブと連携し、スポーツの機会を提供する。こうしたシステムにより、地域に根差し、かつ継続的な活動が可能な場としてのクラブやプログラムが展開され、また競技会の開催を可能としている。先に紹介した「スポーツ・コネクト（Sports CONNECT）」などが、このプログラム推進に有効なものとして活用されている。さらに優秀な成績を収めた者は、種目別に開催されている全豪大会の出場機会を得るだけでなく、強化選手としてナショナルチームの合宿などにも参加している。

第7項 エリート選手の財政支援の強化

2012年ロンドンオリンピック・パラリンピックへ向けて準備を進めているオーストラリアのエリートアスリートは、政府資金から2億3700万ドル（約196億円）の追加資金援助を受けることになると、オーストラリア政府は公表した。エリートスポーツ予算の大幅な増額と共に7100万ドル（約58億6500万円）が追加でグラスルーツスポーツに投入されることも併せて公表された。

政府は、スポーツへの投資を現状維持に留めるのではなく、オーストラリア

の歴史上最高額となる 4 年で 3 億 2480 万ドル（約 268 億 5500 万円）を投じることとなるが、その中には現行のプログラムを延長して行う資金や新たな資金 1 億 9520 万ドル（約 162 億 3800 万円）が含まれる。エリートアスリートは追加資金のうちおよそ 3 分の 2 の恩恵を受けることになるが、スポーツ機関に対する将来の資金投資はコミュニティスポーツの参加者増にかかっている。

健常者の 5000 人のタレント発掘・アスリート育成機会及び、112 名のナショナルコーチの創出に 1 億 2400 万ドル（約 102 億 8500 万円）を投資する一方、Australian Institute of Sport (AIS) は 6200 万ドル（約 51 億 4500 万円）を、コミッション(ASC)のハイパフォーマンスプログラムは 5200 万ドル（約 43 億 1900 万円）を受け取る。

パラリンピック選手も忘れられておらず、1600 万ドル（約 13 億 2900 万円）が Australian Paralympic Committee のエリートプログラムとロンドンパラリンピックの放送をサポートする為に投じられる。

また、多くの人々がスポーツをできるように資金を投下すべきとする声から、7100 万ドル（約 58 億 6500 万円）を投じ、45,000 名のコミュニティスポーツを楽しむ人々が、コーチングやトレーニングイニシアチブを活用できるようにする。

第 8 項 パラリンピック選手のタレント発掘事業

2005 年から政府と TOYOTA 社によって、「APC' s Toyota Paralympic Talent Search program」が開始された。このプロジェクトは、オーストラリア全土の 1700 人のポテンシャルの調査を行うもので、調査には、パラリンピックのコーチも入り、参加者の中から 450 人を選出した。開始 3 年目の北京パラリンピック大会で、このプログラムの中から 27 人が出場し、2 つの金メダルを含む 14 のメダルを獲得した。冬季パラリンピックにおいてもバンクーバー大会に 2 人出場し、メダルを獲得した。選ばれたユースは、専門のコーチの指導や、関連した施設でのトレーニング、競技会への参加、現役もしくは引退したパラリンピアンとの結びつきを得ることができる。

第4節 韓国

第1項 障害者スポーツの現状

2010年12月末の韓国の障害者登録人口は、242万9,547人である。このうち、2010年の障害者生活体育参与実態調査の結果によれば、障害者の生活体育活動への参加率は8.3%であった。また、障害者で運動をしていない人は、56.0%で全障害者の半分以上を占めている。現在運動をしないが運動をする意思がある者が23.0%、現在運動をしない者で今後も運動をする意思がまったくない者が12.8%であった。

専門体育分野で種目別に登録された障害者選手の現況(2009年12月基準)をみると、サッカー(合計1623人:男1600人、女23人)、卓球(合計846人:男661人、女168人)、水泳(合計561人:男416、女145)の順に登録選手数が多い。また、全般的に肢体障害および聴覚障害の選手を含む種目の選手が多い。登録選手を男女別で比べると、全般的に男子選手に比べて女子選手の割合(約19.3%)が低い傾向にある(文化体育観光部、2010)。

第2項 担当行政組織と関係団体

政府は、保健福祉部で担当していた障害者スポーツ業務を文化体育観光部へと移管し、体育局内に障害人体育課を新設して業務を総括させている。各地方自治体では、ソウル特別市などの一部の市・道に障害者の専門担当部署が設置されているが、多くの自治体は障害者スポーツの専門担当部署や職員がおらず、社会福祉分野で業務を担当しているのが実情である。

2005年11月に設立された大韓障害人体育会(Korea Sports Association for the Disabled:KOSAD)は、全国にある障害者の生活体育の専門部署を総括して推進する組織形態をとっている。2008年には16の市・道において障害人体育会の設立が完了し、さらに市・道別に市・郡支部が置かれている。大韓障害人体育会は、国民体育振興法第34条を根拠にして、障害者の生活体育、専門体育、国際交流を目的に設立された団体である。主な任務および機能は、表5及び表6の通りである。

表 5 大韓障害人体育会の主な任務と機能

事業内容
障害者の生活体育の育成および普及
国内外の障害者体育競技大会の開催・参加と国際スポーツ交流
障害者スポーツ選手の養成、競技力向上など障害者の競技スポーツ振興のための事業
障害者の競技団体の事業と活動に対する指導および支援
障害者のスポーツ選手および障害者スポーツの指導者の福祉向上
障害者体育施設・競技施設の設置および管理

表 6 市・道における大韓障害人体育会の推進事業

事業内容
地域障害者スポーツに関する基本方針の審議決定
各加盟団体と各障害人体育会の育成および指導監督
障害者の生活体育大会の開催・サポートなど、障害者スポーツの定着化の推進
障害者体育大会への参加選手のトレーニングおよび大会参加支援
障害者体育に関する調査研究および地方の障害者スポーツの育成と普及
障害者スポーツ選手および障害者スポーツの指導者の育成
特殊学校および障害児学校での体育の育成
障害者体育施設に関する設置および管理

現在、大韓障害人体育会の加盟競技団体は、種目別競技団体が 26 団体、障害者種別のスポーツ団体が 4 団体、関連の大韓障害人オリンピック委員会（韓国パラリンピック委員会）の 2 団体、合計 32 団体がある。また、別の認定団体 7 団体を含む場合には合計 39 団体となる。各加盟団体は、それぞれの市・道支部で合計 293 団体を傘下に置いている。

韓国パラリンピック委員会(KPC)は、国際パラリンピック憲章に基づいて、韓国の国内パラリンピック委員会(NPC)として 2006 年 5 月 12 日に設立された。

同委員会は、委員長 1 人、副委員長 1 人、事務総長 1 人を含んだ 15 人以内の委員と監事 1 人で組織されている。また、大韓障害人体育会会長が韓国パラリンピック委員会の会長を兼務している。

第 3 項 障害者スポーツ関連法と基本政策

韓国における障害者スポーツ関連法には、国民体育振興法(第 34 条大韓障害人体育会)、障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律(第 25 条体育活動の差別禁止)およびその施行令(第 16 条体育活動の差別禁止)、障害者福祉法などがある。特に、国民体育振興法第 34 条は、大韓障害人体育会の組織と、次の事業

および活動を定めている（表 7）。

表 7 韓国 国民体育振興法第 34 条

障害者競技団体の事業および活動に対する指導および支援
障害者体育競技大会の開催と国際交流
障害者選手養成および競技力向上等障害者専門体育振興のための事業
障害者生活体育の育成および普及
障害者選手、障害者体育指導者および障害者体育界の功労者の福祉向上
その他の障害者体育振興のために必要な事業

これらの関連法に基づいて障害者スポーツ政策が推進されている。特に、障害者体育振興のための中長期計画に基づき、生活体育分野（生涯スポーツ）（表 8）と専門体育分野（競技スポーツ）（表 9）に分けて実施されている。

表 8 韓国 障害者体育振興のための中長期計画の施策（生活体育分野）

障害者生活体育大会支援
障害者生活体育支援
障害者生活体育プログラムの開発および普及
生活体育リーダーの配置拡大
障害者生活体育サービスセンターの運営
生活体育活性化に関する調査研究及び広報

表 9 韓国 障害者体育振興のための中長期計画の施策（専門体育分野）

加盟競技団体のサポートおよび専門体育育成環境の整備
国内大会開催並びに国際大会参加および開催の支援
国際スポーツ交流拠点の国による確保と国際的に活躍する人材の養成
韓国パラリンピック委員会の機能拡大および国際スポーツに関する情報ネットワークの構築
利川(イチョン)障害者体育総合訓練院を中心にした代表選手および候補選手の訓練支援

第 4 項 施設

2009 年に、京畿道利川(イチョン)市に障害者専用のナショナルトレーニングセンター「韓国パラスポーツトレーニングセンター」が完成している。約 45、446 m²の敷地に、陸上競技場、屋内プール、体育館、車いすテニス専用コート、アーチェリー場、卓球場、宿泊施設、レストラン等が整備され、韓国のパラリンピック選手の強化拠点として活用されている。障害者スポーツの競技力向上はもちろんのこと、あわせて障害者の生活体育プログラムの標準化やリーダー

の養成および教育の場としても活用されている。

第5項 指導者

2008年からはじめた「障害者スポーツアカデミー」は、韓国パラリンピック委員会による障害者スポーツ行政・政策実務者の養成教育で、合計96時間にわたり、国内外の障害者スポーツの変遷、スポーツ英語、スポーツ障害の分類、スポーツ大会、スポーツ行事の企画論、スポーツ政策論などの教育を行っている。また、障害者スポーツのリーダー養成事業を大学と連携して推進している。

第6項 財政措置

韓国の障害者スポーツ予算は、国庫補助金および国民体育振興基金で構成され、毎年増加しつつあるが、2010年には利川(イチョン)韓国パラスポーツトレーニングセンターの完成による予算縮小などで減少している(表10)。2009年と2010年の韓国の障害者スポーツに関する予算の内訳は、表11の通りである。

表10 韓国 障害者スポーツ予算の年度別現況(単位:百万ウォン)

区分		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
障害者スポーツ予算	国庫	3,898	8,513	4,110	6,610	5,500
	基金	5,833	9,795	19,619	27,969	22,269
	小計	9,731	18,308	23,729	34,579	27,769
障害者スポーツ選手福祉事業		1,205	1,326	2,289	1,808	2,791
総計		10,936	19,634	26,018	36,387	30,560
対前年比増加額		-	8,698	6,384	10,369	-5,827
対前年比増加率		-	79.50%	32.50%	39.90%	-16%

出典：文化体育観光部(2010). 2009 体育白書

表 11 韓国 障害者スポーツ予算の内訳 (2009-2010) (単位:百万ウォン)

		2009年度	2010年度
国庫	障害者スポーツ育成支援	4,610	4,500
	障害者総合体育施設運営支援	2,000	0
	2014仁川障害者アジア競技大会支援	0	1,000
	小計	6,610	5,500
基金	大韓障害人体育会運営	2,914	2,914
	障害者の生活体育	5,365	6,279
	障害者の競技スポーツ	7,390	6,229
	障害者総合体育施設運営および建立支援	10,400	4,947
	指道障害者スポーツ支援	1,900	1,900
	小計	27,969	22,269
合計		34,579	27,769

第5節 カナダ

第1項 障害者スポーツの歴史

カナダでは1950年代初頭に、都市を中心に車いすバスケットボールチームが誕生し、モンリオールのあるチームがカナダではじめて障害者のための国際スポーツ大会（国際ストーク・マンデビル競技大会：1953年）に参加した。1981年、4つの全国スポーツ団体「カナダ障害者スキー協会、カナダ切断者スポーツ協会、カナダ視覚障害者スポーツ協会およびカナダ車いすスポーツ協会」からなるカナダ障害者スポーツ団体連盟（Canadian Federation of Sport Organizations for the Disabled：CFSOD）が設置された。1987年、カナダ障害者スポーツ団体連盟はカナダにおける障害をもつ選手のための総合スポーツ競技大会をはじめ。第1回競技大会はオンタリオ州ブラトフォードで開かれ、障害をもつ選手のためのスポーツの発展を著しく促進する財政的遺産となった。2002年、カナダパラリンピック委員会は独立した理事会によって監督されるカナダパラリンピック財団（CanadianParalympic Foundation：CPF）を創設した。同財団はカナダの障害者スポーツの普及・発展に向けて側面的な支援をしている。

2003年、バンクーバーでの2010年オリンピック・パラリンピック冬季競技大会開催が決定すると同時に、バンクーバーオリンピック・パラリンピック冬季競技大会組織委員会（VANOC）が創設された。主催組織委員会がその公式名称にパラリンピックを含むのは初めてのことであった。

第2項 障害者スポーツの現状

カナダにおける障害者の人口比率は、カナダ統計局の「2006年参加および活動の制限に関する調査（Statistics Canada、Participation and Activity Limitation Survey、2006）」によれば14.3%（15歳未満が3.7%、15歳以上が16.5%）となっている。

また、カナダにおける障害者スポーツの参加状況については、2006年調査によると障害児（5歳から14歳）の約63%がスポーツまたは身体活動に参加しており、健常者の子ども（5歳から14歳）のスポーツ参加率51%（2005年調査）に比べると高い傾向にある。

第3項 障害者スポーツの組織構造

連邦政府においては、民族遺産省（スポーツカナダ）および保健省（公衆衛生庁ヘルシーリビング係）が障害者スポーツに係る施策等を担当している。連邦政府は、主としてカナダパラリンピック委員会（CPC）への補助金を通じて、カナダの障害者スポーツの競技力向上およびその成功を通じた障害者スポーツの普及・振興を図っている。

同委員会は43の会員スポーツ組織をもつ非営利の民間組織で、カナダを世界屈指のパラリンピック国家にすること、また、それを持続可能なものにするシステムの開発を先導することをビジョンとしている。また、同委員会は政府からの補助金（2009年度：145万カナダドル）、企業等からの資金援助（同年度：212万カナダドル）などを活動の資金源としており、競技者代表とコーチ代表を含む7～12人からなる理事会によって監督され、競技者代表理事とコーチ代表理事を除くその他の理事は年次総会中に同委員会正会員の投票によって選出される。

第4項 障害者スポーツ関連法と基本政策

障害者のインクルージョンの推進

基本的な法令としては、1985年の「カナダ人権法 (Canadian Human Rights Act)」の中で、障害者に対する差別の禁止が謳われている。また、オンタリオ州などの連邦州レベルでは障害者差別の禁止を定める法がある。特にスポーツに関しては、2006年の障害者問題に対する政府見解をまとめたレポート「障害者のインクルージョンの推進 (Advancing the inclusion of People with Disabilities 2006)」では、雇用・住居などと並んで、スポーツの推進も項目とされており、スポーツも障害者の生活支援の対象となっている。

身体活動・スポーツ法（2003年法）

カナダにおける2003年「身体活動・スポーツ法（2003年法）」では、障害者スポーツに関する直接的な規定は設けられていない。一方、2012年までの10年間の政策として2002年に策定された連邦スポーツ政策（CSP）では、スポーツへのアクセスに制限を受けやすい特定グループの1つとして「障害者 (people with a disability)」があげられ、スポーツ機会の公平性の観点で言及がなさ

れている。すなわち、「すべてのカナダ人のスポーツ機会の公平な保障」という基本原則が障害者スポーツにも適用されているということである。

行動計画（2002-2005 年）

カナダでは、連邦スポーツ政策（CSP）策定と同時にその行動計画（Action Plan）として、「CSP F-P/TPRIORITIES FOR COLLABORATIVE ACTION 2002-2005」が策定された。同計画では「政策目標①スポーツ参加の向上」実現のために「行動③」として「障害者がコーチ、審判およびボランティアリーダーをする機会を増やす施策を講じること」が掲げられ、各年度の具体的課題も示された。現在の行動計画（2007-2012）においても、これらは継続されている。

障害者のためのスポーツ政策

カナダでは、連邦スポーツ政策（CSP）および身体活動・スポーツ法（2003 年法）の目標達成を意図して先住民（2005 年）、少女・女性（2009 年）に関する特定の政策あるいは行動計画の策定と同様に、2006 年 6 月「障害者のためのスポーツ政策（Policy on Sport for Persons With a Disability）」が策定されている。同政策は、障害者がスポーツに参加するのを妨げるスポーツ特有の障壁（sport-specific barriers）を減らし、最終的にはそれらを除去しようとする取組みを行うパートナーおよびステークホルダーの関与を得るための枠組み、障害者スポーツの発展に資する方策等を提示している。

その他

カナダには連邦レベルまたは州レベルで、障害者の身体活動（スポーツ、レクリエーション等）に関する政策が存在している。たとえば、連邦レベルでは、「カナダ公園管理局（Parks Canada Agency）」が所管する「移動困難の問題を抱える障害者へのプログラム、福利厚生に関する政策」として、「権利と自由のカナダ憲章（Charter of Rights and Freedoms）」に基づく「カナダ国立公園」および「カナダ国定史跡」内車いす利用に関する政策がある。また、州レベルの例としては、ニューファンドランド・ラブラドル州の「A Recreation and Sport Strategy（2007）」の中で障害者団体に障害者のスポーツ参加を増やすための行動計画の開発に参画させ、州政府がそれらの団体から勧告（recommendations）を得ようとする計画が示されている。その他の州・準州にも関連政策・施策が存在する。

第5項 施設

障害者は、公共のスポーツ施設を利用しているが、障害者がより利用しやすいようデザインされた施設もある。たとえば、トロント郊外にあるバラエティ・ビレッジ・スポーツトレーニング・フィットネスセンターは、陸上競技場やフィットネスルームなどがあり、子どもたちを対象としたキャンプなども開催している。この施設は、そもそも1945年に身体障害者の職業訓練施設として開設され（1945年当時は、Variety Villageではなく、その前身の施設として開設）、1981年にスポーツトレーニング・フィットネスセンターも開館した。現在は、異なる障害種別の障害者も多様なスポーツが楽しめるよう、さまざまなスポーツ器具が用意されている。

第6項 指導者

カナダコーチング協会（The Coaching Association of Canada）が推進する「ナショナルコーチ資格プログラム」を終えて有資格者となったコーチを中心に、障害者スポーツの推進がなされている。このナショナルコーチ資格プログラムは、スペシャルオリンピックスカナダも、そのプログラム作成に関わるなど、生涯スポーツ支援から競技に至るまで広く対応している。競技においては、たとえば、カナダ陸上競技連盟は、北京パラリンピックに派遣するコーチの選考基準を定めるなど、カナダコーチング協会の有資格者であることがコーチ選抜の条件となっている（表12）。

表12 コーチ選抜の条件

カナダコーチング協会に属する者
カナダコーチング協会の定めるレベル3以上の資格を有する者
国際競技大会にてトップ選手に対するコーチ経験のある者
国際競技大会にてコーチングスタッフとして参加した経験のある者
最低、1つ以上の障害種別の選手に対するコーチ経験があると実証できる者
チームの中で効果的に働くことができる者
パラリンピック期間中、選手団に帯同できる者

第7項 競技力向上

カナダコーチング協会では、「カナダコーチング協会2010－2014年戦略計画」

において、女性、先住民とともに、障害者を継続的に推進が必要なグループとして位置付け、障害者の競技力向上に関する計画が示されている。同時に、それぞれの国統括競技団体が示す推進モデルも紹介されており、パラリンピック種目であるアルペンスキーや陸上競技などについては、障害を有する選手の競技力向上サポートについて明記されている。

第8項 財政措置

制度としては、1976 年から、保健福祉省 (Health and Welfare Canada) フィットネス・アマチュアスポーツ局の「スポーツ課 (Sport Canada Directorate)」および「レクリエーション課 (Recreation Canada Directorate)」から障害者スポーツ団体等への補助金交付がはじまった。1991 年には連邦政府の「障害者統合のための国家戦略「National Strategy for the Integration of Persons with Disability : NSIPD」の「5 カ年省庁間連邦政府プログラム

(interdepartmental federal government program)」により、障害者のカナダ社会への完全な参加に対する障壁を減らすことを目的としてスポーツのために 1 億 5780 万カナダドルの予算が使われ、それらはナショナルチームの統合促進に作用した。

1993 年から民族遺産省スポーツカナダのスポーツ支援プログラム (SSP) がはじまり、1995 年度からは「スポーツ資金交付および説明責任枠組み」(Sport Funding Accountability Framework : SFAF) 経由で中央スポーツ組織、複合スポーツサービス団体カナダ聴覚障害者スポーツ協会 (Canadian Deaf Sports Association)、カナダパラリンピック委員会 (Canadian Paralympic Committee) スペシャルオリンピックスカナダ (Special Olympics Canada)) へ財政支援がなされている。

2007 年度において、スポーツカナダは障害者のスポーツプログラムへ 2007 年度のスポーツカナダの補助金予算 1 億 3,800 万カナダドル(約 115 億 9,200 万円)の 11.6% (2006 年度 : 8%) 以上となる 1,590 万カナダドル (約 13 億 3,600 万円) を支出し、中央スポーツ組織 (ホッケーカナダ等) およびカナダオリンピック委員会等と共同して障害者スポーツを支援した。

第9項 指導者育成

「ジェネラルモータズ・カナダ夢実現プログラム(General Motors Canada's Making Dreams Possible Program)」

10人の強化コーチが、各々のスキル育成のための「ジェネラルモータズ・カナダ夢実現プログラム」として1万ドルをそれぞれ得て参加する。

将来のオリンピックにカナダ選手とコーチをサポートするため、120万ドルがジェネラルモーターズ(GM)から第一弾資金として提供される。

資金を受けるスポーツは、フィギュアスケート、水泳、柔道、体操、パラリンピック水泳、アルペン・スノーボード、スキー、ペア・フィギュア、BMXとスケルトン。

GMは、カナダ選手の夢を実現するために、総額520万ドルを提供することとなる。今後4年間、GMは競技者とコーチに各々1万ドル、年間2000ドルをそれぞれ100の地方でのコーチ育成プログラムに対して資金提供する予定。また、GMカナダは、400万ドルをOwn the Podium 2012のプログラムに寄付した。

「Making Dreams Possible」は、カナダ・コーチ協会(Coaching Association of Canada)とGMがオリンピックとパラリンピックのハイレベル・コーチ、コミュニティのコーチをサポートするために共同で開発したプログラムである。

第10項 「The Road to Excellence Business Plan」

カナダオリンピック委員会及び夏季競技連盟は、オリンピック競技大会でメダル獲得の向上を図るための新プランを発表した。この「The Road to Excellence Business Plan」は、2005年に策定されたカナダの冬季競技の競技力向上戦略「Own the Podium 2010」(表13)の夏バージョンに相当。世界に通用するプログラムや政策、財源の準備によって、カナダは夏季オリンピック及びパラリンピックで上位国の仲間入りを目指す。

全28のオリンピック実施競技、パラリンピック実施競技、カナダオリンピック委員会、及びカナダパラリンピック委員会を代表する10名の運営委員により、この計画は作成された。本プランの作成は、「Own the Podium」のCEOであるジャクソン氏と協働で行った。

表 13 Own the Podium

目標
第16位／2008年北京オリンピックにおける総メダル数ランキング
第12位／2012年ロンドンオリンピックにおける総メダル数ランキング
第5位／2008年及び2012年パラリンピックにおける総メダル数ランキング
戦略
国際競技力の向上を推進する、新たな国家レベルのリーダーシップ構造を確立する
競技力向上プログラムの拡大のため、国庫財源と企業支援から年間5880万ドルの追加財源を獲得する
競技者育成プログラムへのサポートとして、地方財源から年間2960万ドルの追加財源を獲得する
今後世界で活躍するコーチを発掘、雇用しサポートするとともに、理想的な労働条件と報酬を提供する
夏季と冬季の両方に利益があるならば、夏季-冬季間の競技間連携を促進する
各競技に有能なフルタイムの強化本部長を置く
プログラムのモニタリングと評価を実施する

第6節 フランス

第1項 障害者スポーツの歴史

障害者スポーツは、スポーツ担当省が担当し、重要な施策の1つとして諸施策が実施されている。また、フランスろう者スポーツ連盟が1918年に設立されておりフランスの障害者スポーツの歴史は古い。現在ではフランスの障害者スポーツに関する全国的な連盟としては、フランス障害者スポーツ連盟とフランスアダプテッドスポーツ連盟がある。

法令上は、障害者基本法（1975年）で障害者のスポーツおよび余暇への参加が国の責務であることが定められ、また、体育およびスポーツの発展に関する法律（1975年）でも、スポーツ施設が身体障害者に開放され最適利用されることが確保されるように設計されなければならないことが定められている。現行のスポーツ法典においても障害者スポーツに関する諸理念諸措置が定められており、フランスにおいてはヨーロッパの障害者スポーツ政策とも対応して、障害者スポーツに関する法の整備が進められてきたといえる。特に2003年の「障害者ヨーロッパ年」およびパリ世界陸上における障害者大会の開催を契機として、スポーツ担当省は障害者のスポーツの参加促進を奨励する諸施策を本格的に実施している。

このような措置が取られるようになった背景には、スポーツが単なる個人的な活動としての意味をもつだけでなく、社会的統合、職業的統合、連帯および希望の場としての価値があり、障害者のためにも大切な存在であることを国が認めるようになってきたからであるといえる。また、障害者の統合を奨励するスポーツ政策を実施することは、スポーツの世界における真の「文化的革命」を引き起こすことにつながると考えられている。2008年北京パラリンピック大会後は、高水準の障害者スポーツやパラリンピック大会の参加にも力が注がれるようになってきている。

第2項 担当行政組織

フランスでは、スポーツ担当省によって障害者スポーツに関する施策が展開されている。スポーツ省において障害者スポーツを担当する部局は、スポーツ局の地域活動準局の複合スポーツ連盟・自然スポーツ活動・リソース拠点課である。

スポーツ担当省は、国内リソース拠点として「スポーツと障害」拠点を設け

て、障害者スポーツの振興をはかっている。また、スポーツ担当省の地方部局が置かれている青少年・スポーツ・社会統合州局および省庁間県局には、スポーツと障害に関するネットワーク組織が置かれている。

また、スポーツ担当省および国立スポーツ振興センター(CNDS)は、フランスの障害者スポーツに関する全国的な連盟等に対して財政的および人的な助成を行っている。

高水準の障害者スポーツについては、スポーツ担当省によって実施されている政策の中に統合されている。スポーツ担当省は、1994年にフランスの障害者スポーツの競技者で最上位のクラスの者を、パラリンピックに参加する競技者として高水準スポーツマンのリストに登録するようになった。また、この高水準の障害者スポーツ競技者は、その他の一般の高水準スポーツ競技者と同じように公的な財政支援を受けている。たとえば、パラリンピック競技大会でメダルを取った競技者が受け取る奨励金の増額なども行われ、2008年北京パラリンピック大会からは、高水準の障害者スポーツマンの報奨金の額がオリンピック大会の高水準スポーツマンと同額となった。

第3項 関係団体

フランスオリンピック・スポーツ委員会に加盟し、スポーツ担当省から国内スポーツ連盟として認可されている国内の障害者スポーツ連盟は、フランス障害者スポーツ連盟とフランスアダプテッドスポーツ連盟である。

フランス障害者スポーツ連盟

フランス障害者スポーツ連盟 (FFH) は、身体障害者および視覚障害者によって実践されるすべてのスポーツ種目について管轄する権限をスポーツ担当大臣から委任されている。同連盟は、1954年に設立されたフランス負傷者協会が1963年にフランス身体障害者スポーツ連盟となり、さらに1968年にフランス身体障害者のためのスポーツ連盟となり、1977年にその名称がフランス障害者スポーツ連盟(FFH)に変更されたものである。同連盟は、1973年にフランスオリンピック・スポーツ委員会の加盟団体となり、また1983年に公益性が承認された。約3万5千人の実践者がおり、陸上競技、バスケットボール、ウェイトリフティング、水泳、柔道、乗馬、サイクリング、アルペンスキー、ノルディックスキー、フェンシング、アーチェリー、テニス、卓球および射撃スポーツを障害の性質や程度に応じて特別な用具を用いて実践すること等を認可している。また、高水準スポーツ全国委員会の各会議に参加することが認められてお

り、予算配分等について発言権が与えられている。

フランスアダプテッドスポーツ連盟

フランスアダプテッドスポーツ連盟（FFSA）は、知的障害または適応障害のある者によって実践されるすべてのスポーツ種目について、スポーツ担当省から権限を委任され、公益性を承認された国内スポーツ連盟である。同連盟に加盟するスポーツマンは、障害の程度に応じて（余暇としてのスポーツ、競技スポーツ、統合されたスポーツなど）多様な実践形態を伴った約 20 のスポーツ種目を実践している。

第 4 項 障害者スポーツ関連法と基本政策

フランスでは障害者基本法（1975 年）ならびに体育及びスポーツの発展に関する法律（1975 年）に障害者スポーツに関する規定が定められた。その後、まず身体的及びスポーツ的活動の組織及び促進に関する法律（1984 年）が定められ、第 1 条でスポーツ活動の実践が権利であることを定めるとともに、第 6 条で、国民教育担当大臣が所管する施設および特殊施設において身体障害のある生徒および学生が体育を受けること、第 24 条で、身体障害者を受け入れる労働特別施設におけるスポーツ活動を組織すること、ならびに、第 44 条で、スポーツ活動に関する職業教育の教育課程において身体障害者のためのスポーツに関する教科を導入することが定められた。

1990 年に障害及び健康状態を理由とする差別を禁止する法律が制定され、フランス国内での障害を理由とする差別の禁止措置が薦められると、刑法典、労働法典、教育法典、建築・住居法典等で障害者に関する差別禁止等に関する諸規定が定められた。さらに、2000 年の欧州連合(EU)指令の署名および 2005 年からの発効を受けて、フランスでも障害者の権利及び機会の平等、参加ならびに市民権に関する法律（2005 年）が制定された。

特に同法第 41 条は、公衆を受け入れる施設について、あらゆるタイプの障害者がアクセスできるように建築上の諸措置を取らなければならないことを定め、大衆を受け入れる施設であるスポーツ施設も、この規定を適用して設置されなければならないとなった。また、このため、2010 年に既存施設が施設検査を受け、2015 年には必ず必要な工事を実施しなければならないことが定められた。

スポーツ担当省は、障害者のスポーツ施設へのアクセシビリティのために工事費について財政支援を行うことになった。

第5項 拠点

ブルージュにあるサントル州の民衆教育・スポーツセンター (CREPS) に「スポーツと障害者」拠点 (PRNSH) が設置されている。この障害者のための国内リソース拠点は、スポーツ担当省とサントル州の民衆教育・スポーツセンターとの間で3年間の目的協定を定め、障害者のスポーツ活動へのアクセスを改善するための指針と行動を取り決めている。また、毎年、この協定を具体的に実施するために行動計画が策定されている。同拠点は、次のことを行っている。

- ①統合の問題など、障害のすべてのタイプに適用されるさまざまなスポーツ実践に関して必要な情報を収集した特別な文書書類のセンターを敷設すること
- ②革新的な経験や行動を共有し蓄積すること
- ③管轄の異なるネットワーク（医師、スポーツ運動組織、機関など）間の交流の場を構築すること
- ④行政およびスポーツ運動組織の指導者の再編成と研修教育を組織すること

この「スポーツと障害者」拠点の主な活動としては、関連する研修教育の実施、人的組織網の整備、情報データベースの構築、指導者情報の提供、関係団体との連携、情報出版物の発行、障害スポーツの政策評価および分析、国際比較調査分析などがある。同拠点は、障害のための身体的およびスポーツ的实践を発達させ、認識させ、価値をもたせるとともに、フランスにおけるスポーツ運動組織およびこの分野において情報や評議を求めるすべての組織の関係者が使用できる研究、助言および専門家の拠点であることを目指している。特にスポーツ連盟と障害者スポーツに関する活動で連携している。

また、2005年法に対応して、フランス障害者スポーツ連盟は、2007年に全国障害者スポーツ研修教育センターを設置し、障害者スポーツの教育者、ボランティア、コーチの研修教育を行っている。

さらに、障害者スポーツ関連の連盟には、スポーツ専門技術顧問指導員 (CTS) が配置されるようになった。ナショナルトレーニングセンターにあたる国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院 (INSEP) の中には、オリンピックおよびパラリンピック準備部門があり、施設の利用が可能となっている。

第6項 指導者制度

フランスでは、スポーツ担当省が障害者スポーツ活動の指導管理者の研修教育を支援している。スポーツ教育国家免許（BEES）にはオプションがあり、その 1 つが「アダプテッド身体的およびスポーツ的活動」である。この資格は、知的障害者に対して適用可能な身体活動またはスポーツ活動を教える資格である。もう 1 つが、「身体障害者および感覚障害者のためのスポーツ」である。こちらは、原則とし、陸上競技、車いすバスケットボール、寝たままのウェイトリフティング・筋力トレーニング、卓球、アーチェリー、バレーボール、水泳、アルペンスキー、距離ノルディックスキーを教えることができる。さらに、その他の一般のスポーツ教育者資格の研修教育プログラムにおいても、障害者のためのスポーツに関する教育を含めることになっている。

また、障害者スポーツ専門の公務員として、スポーツ専門技術顧問指導員（CTS）が特定連盟であるフランス障害者スポーツ連盟（FFH）に 18 人、フランスアダプテッドスポーツ連盟（FFSA）に 12 人割り当てられている。さらに、スポーツと障害全国コーディネーターの役割が新設されている。

第 7 項 財政措置

スポーツと障害を政策課題としてスポーツ団体や組織に割り当てられる財政措置は、継続的に増加している。特にスポーツ担当省は、国立スポーツ振興センター（CNDS）をとおして、施設の補助金の基準の 1 つとしてアクセシビリティの確保を求めている。

2005 年 4 月 8 日の指示第 05-087 号は、国立スポーツ振興センターによって割り当てられる「アクセシビリティ」のための予算枠を管理運用するための手続方法について定めており、障害者のためにスポーツ施設を建設・改築する場合の要件や関連する法令を示している。

近年、障害者スポーツに関する予算は大幅に増加しており、2002 年から 2005 年の間に 7 万 6,000 ユーロ（約 874 万円）から 100 万ユーロ（約 1 億 1,500 万円）になった。さらに、国立スポーツ振興センターが設置されてからは、CNDS の財政支出の中で障害者に対する活動に割り当てられる総額は、2007 年が 420 万ユーロ（約 4 億 8,300 万円）で全体の 3.4%、2008 年が 492 万 5,000 ユーロ（約 5 億 6,600 万円）で全体の 3.8%であった。

第7節 スウェーデン

第1項 障害者スポーツの歴史

戦後、他国と同様に、身体障害、知的障害の障害者のスポーツが大きく発展したスウェーデンは、ノーマライゼーションの8つの原理を提唱したニイリエ・ベングドを輩出した国であり、障害のある人々が地域社会で、スポーツを含めた社会活動に参加することが推奨されてきた国である。ニイリエがいう市民が経験する「あたりまえの」生活を、スポーツにも適用しようと試みてきた歴史がある。この考え方は、ノーマライゼーションという概念が世界に広まるに従って、世界の障害者スポーツの関係者にも影響を及ぼした。

また、ニイリエ自身も、2006年に死去するまで、障害者スポーツ（特に知的障害者）に長きに関わっており、1960年代半ばにスウェーデン障害者スポーツ協会（SHIF）の設立に向けた話し合いにも加わっている。東京パラリンピック出場の5年後にあたる1969年、スウェーデン障害者スポーツ協会を設立し、スウェーデン・スポーツ連合の50番目の加盟組織となった。過去にパラリンピックを誘致したのは、1976年の冬季エルンシュルツビク・パラリンピックであり、メダル獲得総数20個、総合5位となった。

第2項 担当行政組織と関係団体

スウェーデンの障害者政策は、社会保健省（Ministry of Health and Social Welfare）の所管であり、子ども・高齢者対策部署が障害者問題に対応している。スウェーデンでは健常者と障害者が一緒に生活するノーマライゼーションが進んでおり、それはスポーツでも同様である。スポーツの管轄は文化省であるが、障害者スポーツに関する特別な部門はない。スウェーデンの福祉国家としての姿勢は、平等性の追求であるから、障害者スポーツを特別に扱うというよりも、通常のクラブでともに楽しむ体制がより強い傾向にある。

スウェーデンのパラリンピック委員会（SPK）は、スウェーデン障害者スポーツ協会の中にあり、パラリンピック出場が可能な障害種別とスペシャルオリンピックスを管轄する。現在18競技団体が加盟し、480スポーツクラブ、21地区、3万7,000人の会員がおり、そのうち2万人が活発に活動している。

政府からのパラリンピックへの補助金は漸減している。一方、タレント養成では2002年以降横ばいである。合計額では2004年の750万SEK（約1億1,250万円）を頂点としてその後は550万SEK（約8,250万円）で横ばいで

ある。

SHIF は、「障害者スポーツ (Handikapp Idrotts)」という雑誌を年間 6 回発行している。この雑誌は、スウェーデン国内の選手の活躍など、障害者スポーツに関するさまざまな話題を提供している。さらにスウェーデン障害者スポーツ協会は、14～16 歳の将来有望な障害をもつ選手、また視覚障害者を対象としたものなど、さまざまな助成金をウェブサイトで紹介している。

第 3 項 障害者スポーツ関連法と基本政策

社会サービス法（1980 年）は、それまでの受給者を受動的な立場においていた古い社会福祉政策を根本的に改め、新たに平等、社会連帯、民主主義を目的とし、個人が自己決定権をもち、それを尊重するものにした。スポーツ活動に個人の意思と決定により参加することを保障する政策である。

この法律を具体化するものとして、2000 年に出された障害者政策国家行動計画（患者から市民へ）は、国会で決議され、スポーツという社会生活も含めた障害者の社会権を保障するものとして、重要視されている。

第8節 ドイツ

第1項 障害者スポーツの歴史

1943 年に、傷病兵治療の一環としてリハビリテーションとしての身体トレーニングが導入され、明確な成果がみられたことから、戦傷者のスポーツ組織の設立に際し医師やスポーツ指導者が協力するきっかけが生まれた。その後、可能な限り多くの障害者に恒常的なスポーツ活動のきっかけを作るため、生涯にわたるトレーニングの促進や戦傷者にふさわしい形態での競技スポーツの促進などの要求があった。また、スポーツの特性を活かして、他者との比較や距離、タイム、得点などで成果を計ることによって、戦傷者自身のリハビリテーションスポーツへのモチベーションをあげてきた。

また 1951 年に設立されたドイツ戦傷者スポーツ連盟は、連邦議会に対して治療体操的また運動療法的トレーニングをグループ療法として法的疾病保険に導入することを呼びかけた。1963 年にはドイツ連邦議会によって可決された傷害保険再編法により、戦傷者スポーツが治療行為の一要素に位置付けられ、保険から資金的支援を受けられるようになった。

1960 年代中頃から 1970 年代にかけて薬害による障害児が増加したことから、このような子どもたちに対して戦傷者スポーツ団体によるリハビリテーションスポーツの提供が試みられた。1974 年には、リハビリテーションに対する給付の統一化に関する法律が制定され、リハビリテーションを補完するものとしてスポーツが法的に位置付けられた。

1975 年にドイツ戦傷者スポーツ連盟はドイツ障害者スポーツ連盟（以下、DBS）へと組織名称が変更された。1979 年には、発行から 27 年経っていた『戦傷者スポーツ選手』という雑誌を『ドイツ障害者スポーツのための専門誌』へと名称を変更するとともに、心筋梗塞で障害が残った人や知的障害者、高齢者、糖尿病患者、ガン、骨粗鬆症、多発性硬化症、パーキンソン病患者などを DBS のスポーツサービスの対象者に含めていった。ドイツスポーツ連盟（以下、DSB）により、DVS が DSB の傘下の特別会員組織に組み入れられたのもこの時期（1966 年）である。

戦傷者のリハビリテーションスポーツから障害者のリハビリテーションスポーツへとその範囲が拡大した後、競技スポーツについても取り上げられるようになった。1980 年の DBS の理事会では、国際大会での成果は、競技スポーツが経済的にも理念的にもより多くの援助を受けて初めて達成されるという認識で一致した。また、1988 年には DBS は競技スポーツにおけるドーピング問題へ取り組むとともに、内務省次官から連邦政府による国際大会における競技ス

スポーツへの経済的援助をとりつけた。1991 年には DBS の 40 周年式典において、内務大臣がメディアに対して、ドイツ国内外における競技大会での障害をもつ男女の成績をこれまでよりも多く報道するよう要請するとともに、競技スポーツを障害者スポーツの重要な構成要素とみなし、好成績を収めた 77 人のスポーツ選手を表彰した。

2000 年には、シドニーパラリンピックに向けた DBS のウェブサイトが、国内のフリー報道機関においてスポーツ分野におけるウェブサイトランキングリストにあげられるなど、1980 年代以降から始まった競技スポーツの振興も進んでいる。

第 2 項 障害者スポーツの現状

ドイツ国内の障害者数は約 860 万人（人口の約 10%）であり、そのうち約 690 万人が重度障害者（障害者人口の約 80%、人口の 8%強）である。

61 歳以上の登録者数をみると、州スポーツ連盟に比べて DBS で高齢障害者の割合が高い。性別に着目すると、一般の州スポーツ連盟では全年代において男性の登録者数が女性のそれを上回っているのに対し、障害者スポーツ連盟では 27 歳以上ではすべての年代で女性の登録者数が男性のそれよりも多い。DBS への登録率について、障害者の登録率は約 6%であることから障害者のスポーツフェラインへの所属率は高いとはいえない。

第 3 項 担当行政組織と関係団体

ドイツの障害者スポーツはその目的に応じて、リハビリテーションスポーツ、生涯スポーツ、パラリンピック等の高度な技術に挑む競技スポーツ 3 分野に大別される。

これらの全体を統括する機関が、ドイツ障害者スポーツ連盟 (DBS) である。3 分野を政府所管組織との関連でみると、主として競技スポーツは「連邦内務省」、生涯スポーツは「州および市町村」、リハビリテーションスポーツは「連邦労働社会省」である。

障害者スポーツ組織との関連でみると、競技スポーツはドイツ障害者スポーツ連盟 (DBS) と組織を 1 つにするドイツパラリンピック委員会 (National Paralympic Committee Germany)、生涯スポーツとリハビリテーションスポーツは主として州もしくは地区単位（ケルンのような大都市のみ地区）の連盟で

ある。つまり、競技スポーツは国（連邦）、生涯スポーツとリハビリテーションスポーツとは生活に密着した州が中心となっている。連邦国家であるドイツにおいて、スポーツ文化政策は州自治に基づく内容であることが背景にあると思われる。

また、ドイツパラリンピック委員会では、パラリンピックに出場する選手の強化を行っている。また、車いす関連種目については、車いすスポーツ専門連盟も強化を担っている。

図 13 は、障害者スポーツに関連する主だった組織を示したものである。

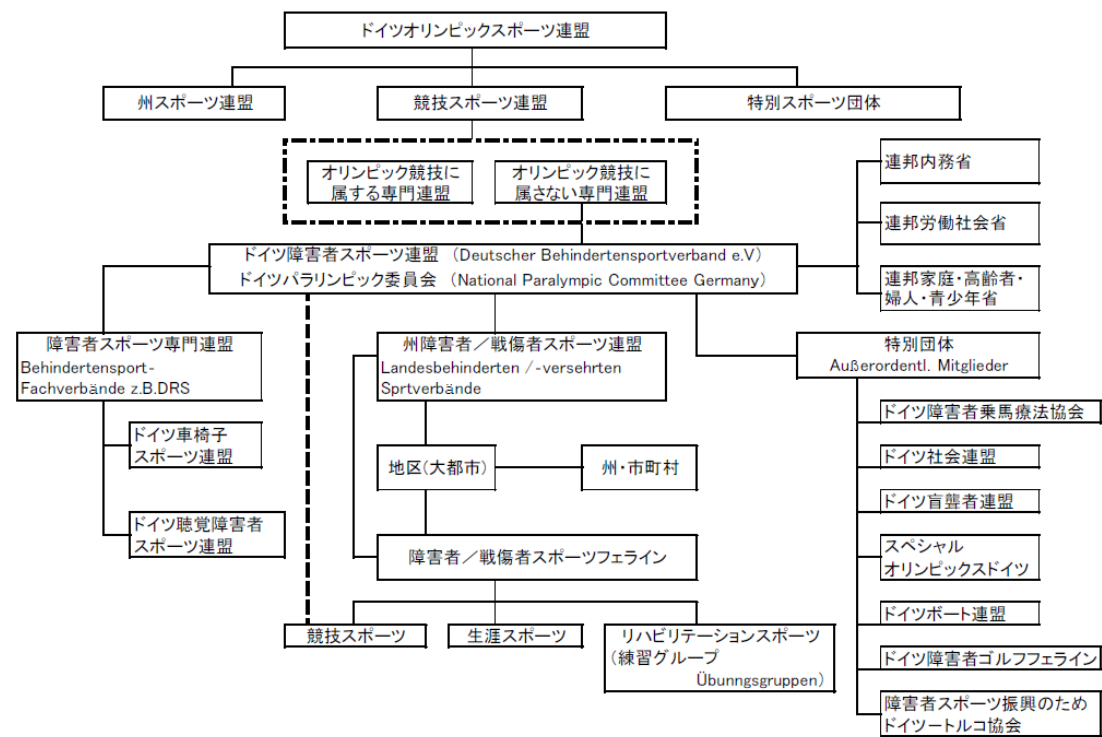


図 14 ドイツの障害者スポーツ組織体制図

なお、実際に障害者にとってはフェラインがスポーツ参加の場となるが、1つのフェライン内で競技スポーツ、生涯スポーツ、リハビリテーションスポーツのすべての教室が準備されているわけではない。しかしながら、リハビリテーションスポーツとしての練習グループがある場合には、同一フェライン内に、同一障害に対するリハビリテーションスポーツと生涯スポーツの教室とがほぼ1対1の関係で存在する。

第4項 障害者スポーツ関連法と基本政策

リハビリテーションスポーツに医療保険が適用される制度

障害者がスポーツ参加をする上で非常に大きな役割を果たしているのがリハビリテーションスポーツに医療保険が適用される制度の存在である。医師の処方箋に基づいてリハビリテーションスポーツが行われる場合には、一般的な障害であれば18 ヶ月以内に50 回まで保険適用が受けられる。保険適用が受けられる条件として、医師の処方箋に基づいて行われること、15 人以内のグループで行われること、リハビリテーションスポーツの専門指導者から指導を受けることなどがあり、これらの基準を満たしているかどうかの審査は、州障害者スポーツ連盟によって行われる。

ヘッセン州やノルトライン・ヴェストファーレン州等では、障害者の地域社会への参加の観点から、このような場として民間フィットネスセンターではなくスポーツフェラインを推奨している。リハビリテーションスポーツの処方箋をもつ参加者は、上記の条件を満たすフェラインで上限回数までは無料でスポーツ指導を受けることができ、フェライン側には保険者である疾病金庫から参加者1 回1 人あたり5 ユーロ（約575 円）（心臓疾患者のスポーツの場合のみ6 ユーロ：約690 円）が支払われる。障害者の参加する教室においては、安全面の配慮やより丁寧な指導が必要となる場合もあること等から、通常の教室よりも指導者の数を増やすことがあるため、このような制度が存在することは、障害者自身のみならず受け入れ体制を整えるフェラインにとっても意味があるものとなっている。

このようなリハビリテーションスポーツに医療保険が適用される制度は、政策上、社会保障に位置付けられている。この背景には、おおむね次の4 つのことがある。フェライン国家であるドイツでは、戦前からフェラインでスポーツを行っていた人が戦争で負傷した後もフェラインでスポーツを行いたいという希望があり、それに対応するため戦後戦傷者のためのリハビリテーションスポーツのフェラインが地域にいくつも設立されたこと、戦傷者へのリハビリテーションとしてのスポーツが医療的、精神的、社会的リハビリテーションとして効果があり、戦傷者がスポーツを通じて社会的に統合されるという実績ができていたこと、1970 年代前後に薬害被害や事故による障害者が増加したこと、1975 年の国連の障害者の権利宣言に準拠してインクルージョンの考え方を進めていくべきであるという考え方に基づいていることである。

障害者平等化法

1994 年の基本法の改正において、第 3 条（法の下での平等）3 項に「何人もその障害ゆえに不利益を受けてはならない」という 1 文が追加された。また、2002 年の「障害者平等化法」の制定において、社会生活のあらゆる局面での障害者の不利益取扱いの禁止と平等な参加の実現、そのためのバリアフリー化の義務づけが行われた。これに基づいて 16 州すべてが州法として障害者平等化法を制定している。

「パラリンピック・カードナー制度」～ボトムアップの育成～

競技力向上について、2000 年のシドニー大会で成績が振るわなかったことからその後強化策が立てられた。その 1 つにパラリンピック選手の育成に関する「パラリンピック・カードナー制度 (Paralympics-Kader)」の創設がある。この制度は、通常の大会実績に基づいてランク付けされるカードナー制度とは異なり、広く潜在的に能力がある人を発掘するための制度である。やり方としては、フェラインのトレーナー等が期待する選手を推薦し強化していくというものである。ドイツパラリンピック委員会を中心として、競技力向上については国が強化を行っているが、基本的にはフェラインが選手養成の第一歩を担っており、そこから競技大会への選手派遣や期待する選手の推薦等がなされるなど、ドイツパラリンピック委員会がトップダウン方式で競技力向上を担っているわけではなく、フェラインからのボトムアップによって競技力向上がなされている。

パラリンピック選手強化の資金は、内務省、企業スポンサー（アリアンツ、ドイツテレコム）、ドイツスポーツ援助財団等があり、企業スポンサーはトップチームの資金援助を行っている。トリノ大会（2006 年冬季大会）と北京大会（2008 年夏季大会）の 2 大会で合わせて 55 人が、また、バンクーバー（2010 年冬季大会）で 14 人、ロンドン大会（2012 年）に向けて 47 人が企業スポンサーからの助成を受けている。

第 5 項 拠点

障害者がリハビリテーションスポーツ、生涯スポーツを目的としてスポーツを行う場合、フェラインで行うことが中心となる。フェラインによっては自前施設を有しているところもあるが、自前施設を有しないフェラインは公共施設を使用している（公共施設とは、障害者用のスポーツ施設ではなく、一般の公

共スポーツ施設を指す)。この背景には、1994 年の基本法の改正と 2002 年の障害者平等化法の制定が法的根拠となっている。

なお、トップアスリートが使用するナショナルトレーニングセンターにおいては、障害の有無によって使用が制限されることはなく、パラリンピック選手等の障害者のトップアスリートの使用が可能である。

第 6 項 指導者

リハビリテーションスポーツ、生涯スポーツ、競技スポーツの 3 領域の中で、リハビリテーションスポーツと競技スポーツに指導者制度があった。2009 年からこの 3 領域の区分を維持したまま、リハビリテーションスポーツと生涯スポーツとの間に二次障害の予防のための指導者養成を行うプログラムができ、生涯スポーツ領域でも指導できる人を養成するプログラムが置かれた。

背景には、リハビリテーションスポーツを行っていた人の規定回数終了後への対応や、高齢化に伴い一般のスポーツ指導者では高齢者への対応が難しくなってきたことがあげられる。現段階ではこれらの指導者養成プログラムへの参加は少数であるようだ。指導者養成に関する具体的な内容は、ドイツ障害者スポーツ連盟（DBS）が毎年発行する『Lehrgangsplan』に詳細に記述されている。

第 7 項 競技力向上

財政支援の拡大

障害をもつ人々の競技スポーツの助成は、連邦政府によるスポーツ政策の力点の 1 つである。その助成は、2006 年の 4 億 6,000 万ユーロから 2009 年の 5 億 8,000 万ユーロに拡大した。

政府による両立の支援

また、連邦政府は、増加しつつあるプロ化に際して、高い国際的水準でのスポーツ実践と職業教育や職業とを調和しようとするパラリンピックの選手を援助している。連邦内務省のイニシアチブによって、連邦行政内で、障害のある競技スポーツ選手のための職業教育・仕事場が探し求められた。第 12 次スポーツ

報告書によると、現在 5 人の選手が連邦行政で働き、4 人が連邦内務省およびその管轄範囲、1 人が連邦経済協力開発省の管轄範囲で働いている。2011 年の予算では、連邦財務省でさらに 10 人の雇用が調整されている。

第9節 ブラジル

ブラジルパラリンピック委員会のアンドリュー・パーソンズ（Andrew Parsons）会長が、パラリンピック選手に対する支援について、「Around the Rings」のインタビューの中で答えた内容からブラジルの施策についてまとめる。

目標設定

「2008 年北京パラリンピックでは総合メダルランキング 9 位であったので、2012 年ロンドンパラリンピックでは 7 位を目標としている。目標達成のためには、更に多くの金メダルを獲得する必要がある。そして、2016 年リオパラリンピックでは、5 位を目指している。大きな挑戦となるが、達成可能だと考えている。」

強化プラン

目標達成のために、「パラリンピックゴールドプログラム」を策定した。金メダル獲得の可能性のある選手を複数の競技から選考し、必要に応じて心理学者やコーチを割り当てたり、海外の大会に参加するための旅費を全額負担したりする（強化費を直接選手に渡すことはない）。また、幾つかのパラリンピック競技で、恒常的なチームを作り、毎月の強化費や体制構築に関する支援を、ブラジルパラリンピック委員会から受けている。

タレント発掘プログラム

一方、草の根からの振興にも投資している。「スクールパラリンピック」と呼ばれる大会を毎年開催しており、サンパウロで行われた大会には、ブラジル全国には 27 の州があるが、23 州より障害を持つ 800 人の子供が参加した。中央のコーディネーターとナショナルコーチは、この大会を通じて、ナショナルチーム入りするタレントを発掘する。

第5章 諸外国のパラリンピック選手の環境（インタビュー調査）

第1節 Jessica Galli 選手(アメリカ)

主な競技歴

陸上競技 / 車椅子 (T54 グループ)

2000 年シドニー大会から 2008 年北京大会まで 3 度パラリンピックに出場し、シドニー大会で銀メダル、北京大会では金メダル 1 つを含む 6 つのメダルを獲得。

主な競技歴ときっかけ

1991 年の、7 歳の時に交通事故で怪我をして車椅子の生活になり、4 ヶ月リハビリテーション病院で過ごす中で、パラリンピックスポーツを紹介してもらった。その病院（ニュージャージー州にある子ども専門の病院）は **Lightning Wheels** という名前のジュニアスポーツチームがあり、怪我をしてから 1 年後、1 年間そのチームに参加した。私の最初のコーチは、このスポーツクラブのコーチで、10 代の時は私の父が暫くの間コーチであった。2002 年イリノイ大学入学後から、大学のコーチの指導を受けている。現在のコーチは Adam Bleakney。

資金の補助について

大きなスポンサーはない（昨年ある製薬会社から 500 ドルのみ）。その他は、US パラリンピックから、ナショナルチームのメンバーは、年間 4000 ドルの生活費及び 2000 ドルの競技活動費（トレーニング・遠征）を受け取ることができる。

しかし、経済面ではさらなるサポートを期待している。US パラリンピックからの資金だけでは足りなく、スポンサー探しにも苦労しているため、費用を補填するため、大学でのパートタイムの仕事をしている。この経済的な問題は、アメリカでは TV でパラリンピックを放送してこなかったため、企業がパラリンピックのことを知らない事やスポンサーしたいと思わなかったことが原因だと考えられる。2012 年のロンドンパラリンピックでは放映する予定で交渉が進め

られている。

仕事との両立について

トレーニングスケジュールの関係でフルタイムの仕事には就けないので、アルバイトの他、ボランティアをしています。私はボランティア活動を行う事は、社会での経験を積むのにはとてもいい方法だと感じる。

指導者について

私が高校生の時、2年間陸上競技経験のある健常者のコーチと練習したが、パラリンピック選手への指導経験はなかった。今の大学のコーチは車椅子の選手で、パラリンピックにも出場した。私は、車いす陸上チームを有する大学 University of Illinois Urbana-Champaign を選んだので、競技環境には満足している。現在ここには、車いすの陸上選手が 15 人いる。他にもこの大学には、男女の車椅子バスケットボールチームもある。コーチも素晴らしい。

拠点について

私は大学に拠点があるので、あまり使用しないが、ナショナルトレーニングセンターは、オリンピック選手と一緒に利用することが出来、何人かのナショナルチームのメンバーはそこでトレーニングをしている。陸上競技は、カリフォルニアに専用施設があるが、他のスポーツの施設についてもオリンピック選手・パラリンピック選手と一緒に利用できる。

パラリンピック選手の果たす役割について

私は Wheelchair & Ambulatory Sports, USA (WASUSA). という名前の組織でボランティアをしている。これは障害者のためにスポーツを提唱するクラブからできた国の組織である。また、私はジュニア障害者チャンピオンシップに陸上競技のオフィシャルとして毎年参加しています。次世代のパラリンピック選手に会う機会が得られ、彼らがもっと頑張れるように鼓舞できる。私は選手にとって社会に貢献する一つの特別な方法があるかはわからないが、選手それぞれのやり方で貢献すべきであると思う。ある人にとってそれは組織でボランティアをすることであり、またある人にとってはビジネスで成功することであるだろう。私は選手が恩返しをして、ロールモデルになりうる方法はたくさん

あると思っている。

私は次世代の選手に、現在の環境よりも多くの機会とよりよい支援を手に入れられるようにしたいのでアスリート諮問委員会（AAC）の委員になることを決めた。私は、次世代の選手がそのような環境を確実に手に入れることは私たちの責務であると思っている。選手への経済的支援を増やすことに焦点を当てている。

また、USOC 内でのパラリンピックの存在意義を上げることにフォーカスしたいと考えている。現在、USOC はオリンピックに大きくフォーカスしているが、これを変えたいと願っている。組織は **fifty fifty** であるべきだと考える。アメリカはパラリンピック競技でもそれ以外でもリーダーになっていくようにしたい。アメリカは最近のパラリンピック大会であまりメダルを獲得できていないので、改善していきたいと願っている。

第2節 Bob Balk 氏選手(アメリカ)

主な競技歴

スキー（冬季） / 陸上競技（夏季）

1994 年～2006 年、冬季大会に 4 回、夏季大会 3 回、計 7 回のパラリンピックに出場

1998 年長野パラリンピック 銅メダル獲得

2002 年ソルトレイクシティ大会 銀メダル 2 つ獲得

ラグビー選手だった 22 歳の大学生の時に、不慮の事故で車椅子生活になり、パラリンピック競技を始める。競技は既に引退し、IOC や IPC、また母国アメリカの USOC の諮問委員会などで、アスリート委員として活動している。

資金の確保や仕事との両立について

〔7 度のパラリンピックに出場したが、最初は、フルタイムで働きながら、夜間は修士課程のための大学院に通っていた。2 回目の出場の際は、職についておらず給料もない状態で、3 回目以降は、フルタイムで働いた。スポーツはいつも私の専門ではなく、副業的なものであった。〕

用具については、数社からスポンサーを受け、無償提供の場合もあれば、販売価格の半額で提供を受けた事もあった。全米スキー・スノーボード協会（以下 USSA）という国内統括団体があり、そこからの支援を受けていた。アメリカでは、どのスポーツも競技団体によって運営されており、各競技団体はオリンピック、パラリンピックの選手を強化する責任がある。

USSA は健常者と障害者の両方の選手をサポートしており、USSA は合宿や大会のための旅費を負担していたが、生活費の資金援助は行っていない。

しかし私は勤務先からの給料で、大会参加のため資金を工面していたので、スポンサーの営業活動などは積極的に行わなかった。

障害者スキーは USSA から USOC に管轄が変わったので、新たな支援体制を期待している。

指導者について

私はスキーと陸上の両方の競技生活において、少なくとも効果的な指導には出会えなかった。スキーでは、USSA に雇用されたコーチがいたが、障害における生体力学に関する知識を最低限しか持っていなかったもので、専門的な技術指導ではなかった。しかし、基本的指導についての知識は豊富でした。車いす選手など障害者スポーツに特化した指導者が少ないというのが現状である。

アメリカでのオリンピックとパラリンピックの連携について

アメリカでは、アメリカオリンピック委員会（USOC）の傘下にパラリンピック部門（USP）があるので。ですのでUSOCは、アメリカのNPCにあたる。

アスリート諮問委員会（AAC）について

USOCには、アスリート諮問委員会（AAC）が設置されており、アスリート代表の役割を担う。AACがパラリンピック選手を入れたのは2002年からで、20人ほどの競技団体からのアスリート代表のうち2人がパラリンピック選手であった。4年間の必死の努力でやっと我々は8人の枠に拡大した。その内訳は冬季競技2人と夏季競技6人。

これはある程度の効果をあげているが、パラリンピックのニーズは、オリンピックのニーズの後回しになりがちである。しかしながら、正しい方向へ進んでいることは間違いない。オリンピックの代表者も、パラリンピック選手の直面している問題に気づき、理解する必要があるだろう。

競技団体の連携について

アメリカでは、それぞれの競技団体がそのスポーツを統括していて、オリンピック・パラリンピック双方の強化に責任を持つことになっている。

しかし、オリンピック選手やコーチとの協力はほとんどない。

競技の強化について

USOCは、パラリンピックスポーツを high performance planning management system 下に置く。このシステムは、資金がパフォーマンスに基づいて配分されることを示している。また、競技ごとに、「high performance plan」という強化計画を毎年策定し、予算の中でユース年代の育成、指導者の育成、

大会の運営を含めトップレベルの向上に務めている。

第3節 Hong Sukman 選手（韓国）

主な競技歴

陸上競技/車椅子（T53、54 カテゴリー）短距離選手

2004 年 アテネパラリンピック 金メダル 2 つ（100m、200m）、銀メダル 1 つ（400m）獲得

2008 年 北京パラリンピック 金メダル 1 つ（400m）、銀メダル 3 つ（100m、200m、リレー）獲得

指導者について

本格的にパラリンピック出場を目標と掲げたのは 1998 年で、当時はコーチングスタッフなどがきちんといたわけでもなく、一部の種目だけ実業団にチームがあったり、個人コーチがいた。ほとんどの種目が、パラリンピック開催 2、3 か月前からコーチを置き、大会が終わるとまた個人練習が行われている。私の場合は、先輩方の動作などを観察し、見よう見まねで習得した。正式に指導を受けたのは、アテネパラリンピックの代表合宿時からで、その前は、インターネットや国際大会に行った際に、外国人選手の練習風景を事細かくメモをし、韓国に戻り独自にプログラムを組んで練習に励んだ。またコーチの報酬もパラリンピックの間の予算のみで、それ以外は国からの援助はなかった。コーチは競技団体が自主的に探している。

現在の韓国では専任指導者という制度があり、これは KPC（韓国パラリンピック委員会）が一定金額を出し、競技団体別に強化指導者を一人ずつ置くことになっている制度である。これは、現在は KPC でなく Korea Disable Training Sport Center で管理監督をしている（以前は各競技団体連盟）。しかし、全ての種目ではなく、現在 12 種目が「専任指導者」を置いている状況である。

仕事との両立について

パラリンピックに始めて参加した 2004 年は、障害者福祉会館で仕事をし、夕方や夜に一人で練習をしていたので、週末には昼に練習をできたが、ほとんどが時間的に、余裕がなく空き時間を利用して練習していた。

スポンサーについて

道具のスポンサーはなかったが、知人の紹介によって 2007 年に一部支援を受けた。また、日本の車いす会社からも半年間支援を受けた。競技活動費の支援はなく、住んでいる地域の行政や企業から幾分支援を受けることができた。国際大会に出場しながら生活するには不十分で、厳しい状況を継続した。韓国では他の国と違って、選手から企業に支援の提案をすることが難しい状況があり、何度も断られた。しかし、今は一般の実業団チームに入り、安定して練習を行う選手も出てきている。国家での障害者体育の所轄が移管され、色々な政治的な状況がからまって実現したことだが、安定してこの状況を打開していくためには、選手と関係者は、互いに努力して、障害者のスポーツを一般のスポーツと同じように運営されるよう努めるべきことがたくさんあると思う。

競技環境対しての意識

あまりよい状況ではないだろう。海外よりは良い例もあるが、それは最近改善されてきたことである。現在の韓国の場合、障害者スポーツの主務部署が文化体育観光部で移管になり、財政的な支援はある程度改善した。各競技団体の財政的自立も低い状況にある。大会に出場する時にコーチとの相互交流がうまく成り立たないことも結構あるのが現状である。

しかし、選手個々が自ら努力し、問題を打開していくことも必要だと考える。私たちは、懸命に、先進的な視点でシテマチックに解決していくべきである。

オリンピックとパラリンピックの連携について

実際に何か一緒にすることはないが、今は KOC と KPC は「文化体育観光部」として同一機関なので、互いに業務的な部分である程度の連携はしていると思う。競技団体同士の連携においては、種目によって違いがあると思うが、陸上競技に関しては、その関係性が直接的な関係にはなっていない。

企業のサポートについて

2018 年ピョンチャンオリンピック・パラリンピックの開催が決まり、韓国の障害者スポーツ活動も活発になってきた。企業がチームを招き入れ実業団チームを作ったりしている。現在、アイススレッジホッケー、スキーなどは実業団のチームがある。1998 年のソウル五輪のように、冬季スポーツ強国として名

を馳せるために、より多くの支援と選手育成プログラムを実施するのは過去の例からしても間違いないだろう。KPCは選手育成プログラムを、冬季種目競技連盟、企業と連携を取りながら実施されることが予想される。

育成について

このようなすべてのことが次の世代へと影響をきたすことだろう。先輩方が苦しく大変な時代に生まれ苦労をしながら練習をしたことが、今は法的な保護の下、練習をすることとなり多くの選手が実業団チームと練習をし、かつての精神論中心のトレーニングから、科学的な練習と分析を通じ選手達をサポートし育成している。これからもっと環境は良くなると期待している。しかし、選手達は環境に甘えることなく選手達は変化をしていくことが必要である。与えられた分だけ責任が生じる。良い環境、良い条件の分だけ選手達はよりよい結果を出すことが責務である。また障害者たちには、このような環境はスポーツを通じ、社会により早く適応し社会の一員になれる良い環境要因になり得る。

ナショナルパラリンピックトレーニングセンター

現在 Korean Sport Training Center(利川(イチョン)障害者体育総合訓練院)はすべての選手たちが利用できる。しかし、無条件で利用できるのではなく、各競技団体連盟や機関を通じて事前許可を受けて使用をしなければならない。そしてこのセンターは、選手だけでなく地域住民に一部開放をして選手たちの訓練時間以外の時間に使用ができるようにしている。これは地域住民との絆の構築および施設の活用の一環である。

私の場合、済州(チェジュ)に住んでいたが、大学院と練習のために Training Center 近所に移り、この施設を毎日のように利用をしている。

また、代表合宿をする時の施設利用料は食費と宿泊費程度である。外部の方が施設を利用する場合は、一部施設利用料を出して使用をしている。

韓国には、泰陵(テルン)に拠点があるが、この施設は障害のある選手たちが利用をすることができない。

この施設は、大企業からの一部支援金と政府からの資金で作られた。それ以前は、パラリンピック選手たちも施設をあちこち探して歩き回りながらトレーニングをしていたので、この施設が作られたことで、施設探しという困難を軽減することになった。そして、この施設で各種科学的なシステムの恩恵を受け、負傷時には医療サービスおよび各種物理治療リハビリプログラムなどを受けられるようになった。

第4節 Mrcel Hug 選手（スイス）

主な競技歴

陸上競技/車椅子（T54 グループ）長距離選手

2004 年 アテネパラリンピック 800m と 1500m で銅メダル獲得

2010 年 800m、1500m、5000m、1 万 m で世界新記録樹立

2010－2011 年 大分国際車いすマラソン大会 強豪をおさえ 2 年連続優勝

1986 年生まれ。生まれつきの障害をもち、10 歳の時に車椅子競技のジュニアレースに初めて参加し、12 歳の時にエイジグループで初優勝。2001－2004 年は「車椅子スポーツスイス（RSS）」で活動し、2005 年から代表チーム入り。2010 年からプロ選手として活躍中。国立エリートスポーツ学校で競技と学業を両立。

資金について

プロ選手として活動し、6 社のスポンサーと契約をしている。HUG 社（食品）、HUG Bauunternehmung 社（建設業）、DORMA 社（住宅メーカー）、RAFFEISEN 社（金融）、Micarna 者（食品）、Orthotec 社（病院）その他にパートナー企業 1 社、サプライヤー企業 4 社、などと契約している。

生活費用はスポンサー資金から、トレーニング費用は競技団体からの支援で賄っている。旅費や大会への参加費は、競技団体からである。競技用具は、OX 社からレーサー（競技用車いす）と日常用車いすを、サプリメントは GSFood 社から、TIMEX 社から時計を提供してもらっている。

政府から直接ではなく、競技団体を通じてサポートを受けている状況である。競技団体は全ての選手のサポートができる状況にあり、成績によってその支援内容が変わる。

指導者について

私には、ヘッドコーチ兼マネージャー、フィジカルコーチの 2 人のコーチがいる。ヘッドコーチからは技術面とメンタル面の指導を、フィジカルコーチからウエイトトレーニングとマッサージ、栄養面の指導を受けている。また栄養面に関しては、サプライヤーの GXFood 社からも指導を受けている。

ヘッドコーチは、スイスオリンピック管轄の国内最高レベルの指導資格を持っている。ジュニア時代から、ずっと同じコーチ（ポール氏）の指導を受けていて、彼の職業は連盟での業務である。その他の活動として個別に選手に対応している。コーチへの支払いは、その連盟から支払われている。

練習拠点について

トレーニングに関しては、スポンサー企業であるスイスのノットウィルにある「スイスパラプレジックセンター」という脊髄損傷センターを利用し、週に25時間～30時間ここで練習している。このスイスパラプレジックセンターはナショナルトレーニングセンターのような役割の場所で、健常、障害者とも使用可能な施設であり、特に車いす選手の練習環境が整っている。ハインツ・フライ選手（スイスのパラリンピック代表選手）はここで仕事をしながらトレーニングをしている。一般の人が使用する場合は、使用料を支払う。

育成について

スイスには障害者スポーツを支援する法律はないだろう。若手選手の発掘に関しては、競技団体が体験会等を実施している。

競技連盟同士の連携について

スイスの陸上競技連盟は、健常と障害者で直接の関係はないが、協力体制にあり、意見交換をする事や、競技大会を含むイベントを合同で開催しています。

第5節 Runar Steinstad 選手（ノルウェー）

主な競技歴

陸上競技/義足（F42 グループ） やり投げ選手

2000 年のシドニー大会から北京大会まで 3 大会連続出場。

シドニーパラリンピックでは 100m、走り幅跳び、やり投げで出場し、それ以後はやり投げのみ。2011 年 12 月 IWAS 世界大会において自己新記録で金メダルを獲得し、ロンドンパラリンピック内定。

14 歳の時に骨肉腫のためひざ上から切断し、29 歳の時に義足メーカーの人の誘いで、義足ランナーに会い、そこから陸上競技を始めた。

指導者について

私は、1997 年にパラリンピックスポーツを始め、5 年間コーチなしで競技を行っていたが、2003 から 2009 年の 7 年間、Bjørn 氏がやり投げのコーチだった。その後、ノルウェー競技連盟から派遣された元やり投げ選手の Paul Solberg が今の私のヘッドコーチである。彼はノルウェーの最高ランクの女子選手とユース選手のコーチも兼任している。

企業との関係

2008 年北京オリンピックの準備の中で、合宿と日々の練習の間、全額給与を支払うことでサポートしてもらっていた。そこでは、お互いが win-win となれるようなプランを提案し、私をサポートすることへのメリットを提示し、交渉をしてうまくいった。

一人でスポンサーを得て、コーチを探し、活動にお金を払うのは非常に難しいと思う。ノルウェーでは障害者のスポーツは商業目的のためでは魅力的ではないだろう。もし、企業からの経済的サポートが欲しいのであれば、企業は何か見返りを欲しがると思う。ノルウェーでは、障害者のスポーツはパラリンピック期間中の 4 年毎のみテレビや新聞で注目される。その間に私は、オリンピック選手と一緒に牛乳メーカーの製品広告に出たりした。

資金サポート

私たちは、良い成績を残すことが出来れば、スポーツ連盟から経済的サポートを受けることができる。ノルウェーオリンピック・パラリンピック委員会、そしてスポーツ連盟はノルウェーにおけるすべてのエリートスポーツを一体的に管理している。選手のパフォーマンスに基づいてカテゴリー分けされ、競技の活動資金が分配される。これは報酬や給与ではなく、遠征費等、選手の活動費用である。

私が障害の有無に関わらずスポーツ連盟の「エリート」カテゴリーの区分（2012年1月時点で11人）に入った最初のパラリンピック選手になることができた。このことは、私1人ではなく、障害のある全ての選手にとっての勝利であると光栄に思っている。エリートアスリートであることは他のカテゴリーよりもより多くのお金を受けることを意味している。ただし、もしパラリンピックのレベルにないのであれば、全て自分で支払わなければならぬ。勝者はそれを全て受け取ることが出来る。

政府のサポート

政府は、経済的にノルウェー全てのスポーツ組織を支援している。2010年、政府は9700万ドルをノルウェーオリンピック、パラリンピック委員会、スポーツ連盟に分配している。それらはカテゴリーに応じて選手にも分配される。

競技連盟の連携について

全ての競技について把握できていないが、基本的に、すべての障害のある選手は一般のスポーツ連盟に含まれる（陸上、水泳、自転車、フットボールなど）。

オリンピックとパラリンピックの連携

私のノルウェーでの日々のトレーニングは、女子やり投げノルウェーのチャンピオンと一緒に、やり投げでオリンピック2連覇を果たしている Andreas Thorkildsen 選手とそのコーチとも良好な関係にあり、トレーニングや大会中においても彼らの支援を得ている。ノルウェーでは、トレーニングの情報をすべてのエリートアスリートから集め、そして他のスポーツと共有する。もちろん、健常者、障害者は問わない。私たちは、オリンピックとパラリンピックの間の

隔てがなく、一つの共通の組織で運営されている。陸上競技連盟も同様である。

私はノルウェーが、経済的な面だけでなく、人材の面（コーチ、医療など）においても非常に良い競技環境にあると思っている。障害者の競技会がないので、一般の大会に出場することが出来る。

拠点について

ノルウェーでは、私たちは、施設はもちろん、施設におけるコーチ、メディカルサポート（医者、フィジカル、心理、栄養士）に対して同等の権利を持っている。施設は一般の人にも公開されているが、その場合は料金を支払わなければならない。

育成について

私たちは、国をあげて選手をリクルートする必要があると感じている（まだ行われていない）。しかし、障害に関する情報はプライバシーの問題でもあり、選手の情報を探すことは難しい。育成のシステムもまだない状況である。しかし、ノルウェーは人口も少ないのでパラスポーツに取り組む競技者も多くはないと思う。学校では、車いすの児童も普通の学校で一緒に過ごし、地域のスポーツクラブなどもバリアフリーで分け隔てなく使用できるのでスポーツ参加の障壁は少ないと思う。ノルウェーでは、平等の精神が強く、統合が進んでいる。

パラリンピック選手の果たす役割について

パラリンピック選手であることで、他の多くの人々よりも多くの経験をすることができる。私たちはロールモデルとなり、責任を持つべきだと思う。また、“No handicap”（ハンディキャップなしの）の障害者でいることで、健常者と障害者の間の架け橋となることができるだろう。私たちは「意思があるところに道が開く」ことを確信している。健常者が思う以上のことを私たちが成し遂げ、驚かせることで、彼らにも勇気を与えることができるのだろう。世の中は、人を人種や宗教、障害などに基づいて別々の箱に分けたがる傾向があるが、このことに対して私はできる限り「ノーマル」でいるよう努めている。

第6節 Irandoust 氏（イラン）

Irandoust 氏は、イランのスポーツ連盟の国際関係マネージャーとして身体障害者&国内パラリンピック委員会の仕事に従事している。パラリンピック選手の競技環境についてインタビューを行った。

指導者について

陸上競技に関して言えば、1988 年から指導経験のあるプロコーチによって指導されている。ほかの合宿地には、彼をサポートする何人かのコーチもいる。コーチに対する支払いは、スポーツ連盟から行うので、選手からはお金は払わない。

資金の補助

パラリンピック代表に選ばれた選手たちは、スポーツ連盟から経済的に支援される。パラリンピック前の数か月分の給料も支払われる。一度ナショナルの合宿に選ばれた選手も、同様に経済的な支援を受ける。スポーツ連盟もパラリンピック委員会も、全て政府によって支えられている環境である。

オリンピックとパラリンピックの連携

オリンピックとパラリンピックはお互いにとても近い関係で協力し合っていることを伝えられることを嬉しく思う。

（情報までに）卓球、車椅子テニス、自転車などいくつかの種目は、IPC（国際パラリンピック委員会）からそれぞれの NOC（国内オリンピック委員会）と協働するように呼びかけられており、そうでなければ国際大会に参加できないという競技もある。

拠点について

「オリンピック&パラリンピックアカデミー」というオリンピック・パラリンピック双方の選手が一緒に使うことの出来る施設が存在する。

発掘・育成について

次世代の発掘や育成も行っている。「パラリンピックデー」というのを毎年行い、国全体で障害のある子もない子供もすべての若者がパラリンピックに親しむ日というのを設けている。そこからパラリンピックに興味を持つ子供も出てくる。これは「スポーツ・フォー・オール」の精神である。

第6章 日本のパラリンピックの環境

第1節 日本のパラリンピック文献調査

第1項 成績

メダル獲得数では、2004年のアテネパラリンピックまでは10位前後であったが、北京パラリンピックで17位に後退しているが、種目別に見てみると、水泳・陸上競技・柔道というこれまで多くのメダルを獲得してきた個人競技でのメダルが減少していることがわかった。その一方で、車いすテニスや自転車など、メダル獲得数を増やしている競技もあった（表14）。

表14 パラリンピック競技別メダル獲得数

	2000年シドニー	2004年アテネ	2008年北京
水泳	15	23	5
陸上	17	18	12
柔道	3	4	1
車いすテニス	0	1	2
自転車	2	2	6

第2項 組織形態

JOC加盟の競技団体（以下、NF）と障害者スポーツの競技団体の連携

24競技中、12競技で加盟、もしくは協力（加盟なし）関係にある（表15）。

表15 JOCの加盟の競技団体と障害者スポーツの競技団体の連携

「加盟」：6競技
射撃、自転車、ボート、車いすバスケットボール、卓球、車いすカーリング
「協力」：6競技
車いすテニス、柔道、アーチェリー、アルペンスキー、クロスカントリー、アイススレッジホッケー

第3項 NTCの利用実績

基本的に、パラリンピック選手の使用は認められていないが、NF との協力関係やその他限定的に使用されている競技もある（表 16）。

表 16 NTC の利用

西が丘	水泳（北京パラリンピック直前の1回のみ特例で使用）、 車いすテニス（年に一度のみの限定使用）、射撃
競技別強化拠点	自転車、ボート、車いすカーリング

NTC の利用実績のある上記の 6 競技団体の内、「射撃」、「自転車」、「ボート」、「車いすカーリング」、「車いすテニス」の 5 競技が、既に NF に加盟もしくは加盟していないが協力関係にある。

第4項 障害者スポーツの競技団体の事務局体制

法人格を持つ団体は 7 競技、専任事務員のいる団体は 5 競技、専用事務局（事務所）を所持する団体 5 競技であった。

第5項 我が国のパラリンピック政策

障害者スポーツに関する法整備

国際的な動きに呼応して、1980 年に政府内に国際障害者年推進本部を設置し（1982 年に障害者対策推進本部に改組）、「障害者対策に関する長期計画」を策定し障害者施策を推進した。「国連・障害者の 10 年」の中間年である 1987 年には、「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策の 1 つとして「スポーツ、レクリエーション及び文化施策の推進」を追加し、障害者スポーツ施策の重要性が認識された。1995 年には「障害者プラン」が策定され、「生活の質(QOL)の向上を目指して」において、1998 年長野パラリンピック冬季競技大会をはじめ、各種スポーツ大会の開催、スポーツ・レクリエーション教室の開催、スポーツのできる施設の整備等を通じた障害者スポーツの振興を図ることや、障害者スポーツ指導者の養成

研修を強化するとともに、スポーツ大会へのボランティアの参加を促進し、障害者スポーツに対する理解と関心の高揚を図ることで、障害者スポーツの振興等を進めていくことが記されていた。

スポーツ基本法の制定

スポーツ振興法から 50 年ぶりの改訂となる「スポーツ基本法」において「障害者のスポーツ」について明記されたが、その固有な条項は（表 17）の通りである。

表 17 スポーツ基本法における「障害者のスポーツ」

障害者がスポーツを行うことの保障に関する規定(第2条第5項)
障害者のトップアスリートの競技水準の向上のための施策(第2条第6項)
スポーツ施設の整備にあたり、障害者に対する利便性の向上を求める規定(第12条第2項)
全国障害者スポーツ大会についての規定
国は、日本パラリンピック委員会などが国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るとの規定(第27条第2項)

担当行政 — 文部科学省と厚生労働省

障害者スポーツは、身体障害者のリハビリテーションを出発点とした歴史的経過があり、療養・福祉の一環として把握されてきた。そのため、オリンピックは文部科学省が、パラリンピックは厚生労働省が所管することに象徴されるように、健常者のスポーツは文部科学省、障害者スポーツは厚生労働省と所管も分かれており、同じスポーツでありながらも統一的な施策の推進が困難な状況にあった。しかし、厚生労働省と文部科学省とは、2001 年から「障害者スポーツ施策連携協議会」を（年に一度）開催し、障害者スポーツについての情報・意見交換を行ってきた。しかし、未だ、健常者と障害者のスポーツ施策が総合的に推進されてきたとはいえない現状にありさらなる連携が求められる。

縦割り行政による弊害

パラリンピック選手が、ナショナルトレーニングセンターを利用できないという問題(JOC 傘下の競技団体との協力関係により、一部利用可能となった種目もある)や選手強化費や、文科省からの強化費はパラリンピックには分配されな

いなどという問題がある。基本法は、「スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。」(第2条第6項)と規定しており、双方の連携強化によるパラリンピック選手への課題の是正が求められる。

また基本法では、附属項目として、行政組織のあり方についても検討課題としており、障害者スポーツについても、既存の行政組織の縦割り行政の弊害を改めることが求められている。

予算

障害者関連予算については、2000(平 12)年までは着実に増額されているが、2000(平 12)年以後増加傾向は止まり、2003(平 15)年には部分的には減額となっており、2004(平 16)年以降は、障害者白書には省庁ごとの施策内容が掲載されているだけで予算額自体が記載されなくなり、増減状況は不明となっている。

(文科省からの資料から予算について追加する)

施設の基盤整備

日本障害者スポーツ協会が、2001 年障害者に対してスポーツや運動をする(とした)時に必要な条件について調査結果、①一般スポーツ施設のバリアフリー化、②障害者スポーツ施設職員の理解、③利用できるスポーツ施設の情報、④利用可能なスポーツ施設の建設、⑤一般スポーツ施設職員の理解、⑥施設職員の理解の順であり、施設関係の改善が上位を占めていた。

障害者が利用できるスポーツ施設としては、専用施設として現在までに概ね各都道府県には1か所以上、全国で116か所(2011年現在)の施設が設置されるに至った。しかし、施設のバリアフリー化には未だ大きな課題が残されている。

指導者の育成、人材の交流

日本障害者スポーツ協会が障害者スポーツ指導者の養成に取り組み、指導者は着実に増加をしている。障害者白書(2011年)では、身体障害者 366 万 3 千人、知的障害者 54 万 7 千人、精神障害者 323 万 3 千人の合計 744 万 3 千人であり、

指導者 1 人あたりの障害者数は、約 350 人となる。2008 年の調査において、スポーツ・文化芸術活動に参加していないが、参加したいと答える障害者は 41.3%いるが、参加できていない理由として「指導者等の人材が不足している」との回答が 15.3%あった。

基本法においては、スポーツの指導者のみならず、スポーツの推進に寄与する人材の養成およびその資質の向上ならびにその活用のために、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会の開催その他の必要な施策を講じるための努力義務が課されている(第 11 条)。

障害の知識を有する指導者の養成も必要であるが、より広範な障害者スポーツを支えるボランティアの育成、誰でもが障害者スポーツを支えるという人的環境の実現が重要である。また、「障害者スポーツ」という枠に押し込めるのではなく、健常者が障害者と共に楽しめるスポーツであることを啓発し、普及することが必要である。

日本体育協会には約 14 万 7 千人の公認スポーツ指導者が登録されており、これらの指導者の多くが障害者スポーツの指導も可能となることが理想とされる。学校での障害者スポーツへの啓発も同様である。

競技団体のガバナンス整備

人的・物的・財政的基盤が脆弱である場合が多い。日本障害者スポーツ協会に加盟する 57 団体中 38 団体が任意団体である(2011 年時点)。(財団法人日本体育協会加盟の競技団体は、55 団体の内、任意団体は 1 団体のみである)

2009 年度のパラリンピック競技である国内競技団体の実態調査によれば、調査に応じた 23 団体のうち、

- ① 賃貸借契約を伴った専用の事務局を設置しているのはわずか 5 団体であり、残る 18 団体は事務局員の自宅を事務局としている
 - ② 専任の事務局員を雇用して団体の事務処理を行っているのは 5 団体
 - ③ そのうち常勤の専任事務局員がいるのは 2 団体のみ(日本視覚障害者サッカー協会、日本車椅子バスケット連盟)
- となっている。

第7章 我が国のパラリンピック選手の環境（インタビュー回答）

第1節 国枝慎吾 選手

車いすテニス プロ選手

アテネパラリンピック ダブルス：金メダル獲得

北京パラリンピック シングルス：金メダル、ダブルス：銅メダル獲得

第1項 競技環境の変化について

国枝慎吾選手は活動資金に課題を持ち、サポート体制を変える事で課題を克服し、現在も競技を続行できている事が分かり、アテネ大会後、北京大会後に2度環境を変えていた。

表 18 国枝慎吾選手の競技環境の変化

期間	アテネ(2004年)	北京(2008年)	ロンドン(2012年)
資金提供者	両親	麗澤大学	スポンサー企業
職業	学生	大学職員	プロフェッショナル
課題	資金難	競技に専念できない	活動費用の増加

2004年アテネ大会では国枝選手は学生であり、両親の資金援助のみ活動を行っていた為、経済的負担が大きい事に課題を抱えており、2004年アテネ大会後に、引退をしようと考えていた。アテネ大会で、ダブルスで金メダルを獲得した事で、競技生活の続行を希望した。そこで、所属の麗澤大学に交渉し、卒業後に嘱託社員として国枝選手を雇用し、週3、4日事務作業をし、競技活動費用を大学がサポートする体制を築いた。その結果、資金が安定し競技続行し、2008年北京大会では、シングルスで金メダルを獲得する事ができた。

北京大会で金メダルを獲得した事で、国枝選手の中に「障害を持った子どもたちが夢もてる存在になりたい」という想いが強くなり、プロ選手になる事への意識が高まった。「安定した生活を捨てることにはなるが、キャリアとして築けるような仕事をしないで競技に避ける時間が減ること、どちらがリスクか、と考え決断した」という考えの下、2009年4月にプロ宣言を行った。

スポンサーとして、複数社のサポートが得られた。車いすやテニス用具もまたそれぞれ別のスポンサーから提供されている。

プロ化した事により変化した事は、テニスに関する事は投資としてお金をかける様になった事と、モチベーションがプロ化以前とは異なり、勝ちに行く気持ちが強くなった事、の2点である。

第2項 活動費用について

年間費用は約 500 万円であり、パラリンピアンズ協会の提言書で示したパラリンピック選手が負担する費用が平均 110.5 万円の約 5 倍の費用がかかっている事が分かる。活動費用の中で、遠征費、スタッフ人件費、練習場の使用料が大きなウェイトを占めている。中でも、テニスは、4 大大会があるほか、世界ランキングがパラリンピックの選考になるため年間半分以上海外にいる生活を送る必要があり遠征費が費用の多くを占めている。通常の練習に加え、海外遠征時も、競技レベルの向上の為に専任のスタッフを雇用する必要性があるという判断で、コーチに費用を支払い帯同してもらっている。通常のトレーニングのスタッフは、コーチ、フィットネス指導、メンタル指導、治療等包括して、吉田記念テニスセンターで行い、一定の費用も支払っている。

第3項 海外の事例

海外の選手は、世界ランキング上位の選手は男女ともプロ選手として、スポンサー資金と賞金で活動できている。また、海外選手は、遠征時もコーチの帯同する環境がある傾向が強い。

第4項 今後のパラリンピック競技の強化

今後のパラリンピックの強化に関して、スポーツ省の設置や行政の一体的支援、ナショナルトレーニングセンターの利用、健常者と一緒に大会やイベントを行うことなどを挙げた。

また、競技の普及発展の為には成績を残す事が重要であると指摘している。国枝選手が金メダルを獲得しメディアに露出した結果、他の車椅子テニス選手もスポンサー獲得をする事ができている。また、メダル獲得により JPC からの強化費が増化した。車いすテニスを始めるジュニア世代の増加も挙げられ、強豪国でも競技会への参加が 30～40 人規模であるのに対し、日本国内の競技人口は他国に比べ多く男子だけでも 400 人以上いる。

今後の課題としては、成績に加え、パラリンピック選手として何を発信していくか社会的に対して与える影響について考慮すべきであることを指摘した。

第2節 鈴木 徹 選手

陸上競技 / 走り高跳び選手（F44 グループ）

シドニー・アテネ・北京 3 大会パラリンピック連続出場

（元ハンドボール選手、推薦で筑波大入学直前に事故で義足になり走り高跳びを開始）

第1項 活動資金について

シドニー、アテネ大会の時は大学生であり、遠征費等の資金面に課題があった。その為、企業に採用してもらい、サポート体制を築こうとした。アテネ大会の後、100 社近くに履歴書を送ったがスポーツ採用は厳しかった。しかし、その中から支援先を見つけプロ契約をする事ができた。会社の都合で契約が終わり、2007 年からはフリーになった。それ以降は、アルバイトをしながら競技を継続していたが、2009 年から駿河台大学に新設されるハンドボール部の監督に就任する事で大学職員として活動を行う事になり、更に 2010 年 PUMA ジャパンと契約社員という形で契約し資金を獲得する事ができている事で、収入源は、監督と PUMA と講演を行う事で 2011 年では競技費用も十分賄えている状況である。

第2項 活動費用について

年間費用は海外遠征を行わない場合は約 200 万円であるが海外遠征をする場合は約 300 万の費用がかかる。活動をする上で困っている事は高跳びの準備をするなど練習をサポートするスタッフを必要としている。現在指導者は横浜の公立高校の先生で、オリンピック選手を 2 人輩出しており、オリンピック選手と一緒に練習することもある。しかし、試合への帯同はできていない状況であり、特に大会直前や試合本番のコーチングができていない状況である。そして、それを実現する為には帯同費等の費用に課題がある。

第3項 今後のパラリンピック競技の強化

今後のパラリンピックの発展に関しては 2 点指摘し、NTC の利用を促進しコート使用に限らず動作解析や食事管理などの機能も利用できる様な環境の構築とオリンピック選手と一緒に練習することで双方に刺激を与えあえる環境の必要性を指摘した。

第3節 山本 篤 選手

100m、200m、走り幅跳び選手（F42 グループ）
北京パラリンピック出場 幅跳びで銀メダル獲得

第1項 競技環境、活動資金について

現在は、SUZUKI 社の社員として活動し、陸上部と同じ待遇を受けている。新記録やメダルでのボーナスも発生する。

SUZUKI 社の陸上部の具体的な経済的支援について

- ・遠征費はほぼ全額だが、少し制約がある。
（朝飯 700 円、昼食 1200 円、夕食 2000 円まで）
- ・スパイク、アップシューズ年 2 足ずつ
- ・治療 1 カ月 5 回まで（1 回の治療費 5000 円まで）
- ・サプリメント系の費用は自費
- ・SUZUKI のウェアは支給、その他の物品は自分で購入
- ・競技用義足は膝と足部の部品など高額な部分は会社負担。ソケット等メンテナンスが必要なものは自分で支払う。
- ・金銭を受け取っての契約は禁止されている。

SUZUKI 社と契約できた経緯は、地元が静岡ということで自分から志願したこと、また地元スズキ販売店の社長に推薦してもらった。

第2項 仕事との両立について

仕事を 8：45～14：00 まで行い、その後、大阪体育大学で練習を行う。海外遠征は海外出張扱い、国内遠征は国内出張扱いで、土日に試合があると代休がとれる。

練習場所は大学時代から大阪体育大で行い、今も継続して同じ場所で行っている。

第3項 海外の事例

ドイツの世界王者オジェック選手は、ドイツのサッカーチームに所属にプロ

選手として活動を行なっている。イギリスのジョン選手は、VISA がスポンサーになり、障害者のスポーツセンターで非常勤として働きながら練習していた（北京パラリンピックで引退）。

第4項 今後のパラリンピックの強化に期待するもの

パラリンピック選手の意識改革、オリンピック選手に比べると意識が低いと感じている。社会に見せるスポーツ選手としての在り方、組織人としての在り方など。金銭的な支援の必要とNTCの利用の希望についても述べた。

第4節 副島 正純 選手

陸上競技 / 車いす、長距離（T54グループ）

アテネ・北京大会に出場し、アテネ大会400×4リレーで銅メダル獲得

その他海外の市民マラソン大会に出場、

2011年大分国際車いすマラソン大会でロンドンパラリンピックのマラソン出場内定している。

23歳の時に仕事上の事故で脊髄損傷。1年半の入院の間、リハビリの病院では50人の車椅子の人がいて、そこでスポーツに出会う。

第1項 活動資金について

2005年からシーズアスリートに所属して活動を行なっている。シーズアスリートとは、副島選手を含む5人のパラリンピック選手を雇用している新しいパラリンピック選手の支援の形態である。アテネパラリンピック後に、「アソーヒューマンセンター」が母体となり、障害者スポーツ選手の育成を目的に発足した。小額かつ多くの企業からのスポンサー（50社）で成り立っており、選手自らが講演等社会貢献活動を通して仕事を得る仕組み。（5人のうち2人はスポンサー企業からの出向）

シーズアスリート所属となる前は、病院で勤務し1時間早く仕事を切り上げ、練習時間を確保していたが、現在ではシーズアスリートからの給料+マラソン賞金レース+講演で資金を得ている。

第2項 活動費用について

海外遠征費用は年間5レースあり、一度に約40～50万円、総額で約200万かかる。市民マラソン（東京・ボストン・ロンドン・シカゴ・ベルリン・ホノルル）の海外での優勝賞金は15,000ドル。優勝すると翌年招待選手となるので、これらをモチベーションにしている。所属のシーズアスリートからは、国内遠征費用についてサポートしてもらっている。しかし、賞金がないと給料のほとんどが競技に費やし、生活費を確保する事が難しい。

表 19 副島正純選手の年間活動費用

費用項目	費用(万円)
遠征費	200
練習移動	60
ボディケア	12
サプリメント	15
競技用レーサー消耗品費	15
総額	302

第3項 パラリンピックの課題と今後の発展について

車いす競技は、コーチングが難しいので独学の選手が多く、コーチやスタッフの帯同が厳しい環境にある。福島選手の場合、奥さんが仕事をやめ、練習サポートや海外遠征時も帯同している。海外ではスイスのマルセル選手など、ジュニアからの選手が活躍し始めているが、日本では情報がなく、スカウトもしにくい為、海外に遅れを取っている。以前は、長く入院できてその間に情報や人に会うことができたが、今は長く入院できないという医療保険の関係での問題があり、その場をなくしている点を指摘しており、アスリートのネットワークを拡大する事が今後の課題である。この点で義足のアスリートに関しては、情報と人が一つにまとまり始め、選手も増えてきている。

第5節 我が国のパラリンピックの課題

パラリンピック出場者の年間負担額は平均 110.5 万円で、4 割以上の選手が 100 万円以上(2008 年日本パラリンピアンズ協会調査)であり、安定した収入がないとパラリンピックを目指すことができない状況にある。また、資金繰りに加え、練習環境・指導者・就労などにおいて一人一人の努力により環境を作っているが、これには限界があり国及び社会のサポートが必要である。」という指摘があり、経済的なサポートの必要性が提言されている。

第1項 経済的課題

本調査の結果から、メダル獲得をする実力がある選手であっても経済的な課題を抱えており、競技を続けるか否かという葛藤があった事が分かった。インタビュー調査から、メダル争いをする選手達の費用は提言書に記載された 110.5 万円よりも、更に多く、200 万円から 500 万円の費用がかかる事がわかった。ランキングを向上させる為には海外の試合に積極的に参加する事が望ましいが、費用の問題もあり、必要最低限の大会しか出場できていないのが現状である。

第2項 NTC の課題

まず、インタビュー調査の結果から共通した問題意識として、NTC の利用が挙げられる。パラリンピック選手に対する NTC の利用は、原則認められてない。パラリンピックを目指す選手にも可能な範囲で認めたい考えを JOC が明らかにしているものの、車椅子の利用等ハード面の課題や各種調整が必要とされている。また、JISS のバイオメカニクスを始めとする最先端の医・科学技術の共有や、オリンピック選手との練習、合宿拠点、大会直前の食事コントロールを目的とした利用を求める意見もあった。

第3項 指導者、スタッフの課題

資金的な問題やチームの編成の事情から、国際大会に日頃指導を仰ぐコーチやスタッフの帯同ができない状況にある。選手が自ら遠征の移動宿泊の手続きを行い、試合直前の現地での調整も単独で行なっている状況である。車椅子選手は、その特殊性からも指導者をつけていない選手が多く、育成や分析が必要とされる。陸上競技の義足利用者の多くは、一般の選手と同じトレーニングを行い、指導者もオリンピック選手と同じである事や、大学の先生である場合も

多いので、競技力向上のためにも、今後パラリンピック種目外との人材の交流が必要性についての問題意識が共通していた。

第8章 考察

第1節 IPCの現状分析の整理

IPCのインタビュー調査、並びに文献調査の結果を次の5点で整理し、今後のIPC並びにパラリンピック全体の動向について考えたい。

1. IPCの収入規模の拡大
2. IPCとスポンサー企業関係の改善
3. パラリンピックの露出量の拡大
4. パラリンピックの大会規模の拡大と成績成長国の台頭
5. IPCの考えるパラリンピック普及・発展のための重要項目

第1項 IPCの収入規模の拡大

IPCの収入規模は2004年から2010年にかけて右肩上がり成長し、約3倍の収入規模となっている。その理由として、2001年にはIOCとIPCは、オリンピックとパラリンピックの連携について、スイスのローザンヌで合意文書に調印し、2008年夏季大会、2010年冬季大会から、IOCはパラリンピックについて運営・経済両面においてIPCを支援する事になった。IPCはIOCが販売していた放映権収入とスポンサー収入を得る事が可能になった為、収入が大幅に増加した事が考えられる。また、2006年からIPCはパラリンピックをブランドとして捉え、権利として販売をした事で、独自の収入を得る事も可能となった。従来IOCからの寄付金による収入が、総収入の10%から20%であったものが、1%に満たない状況となり、放映権やスポンサー収入で50%を占める様に変化してきた。IPCのマーケティング担当であるAlexis氏のインタビューからも、オリンピックとパラリンピックの組織委員会が統合された事によりエンタープライズ部門（マーケティング、広報、収入）が機能している事が述べられており、IOCとIPCの連携に大きな効果があった事が考えられ、IPCが自律的経営を行う事が可能となっている。

第2項 パラリンピックとスポンサー企業関係の改善

Allianz社は、2011年から「International Partner」としてIPCのオフィシャルスポンサーをしている。パラリンピックのスポンサー動機として、社会貢献（もしくはCSR）及びビジネス的価値があると判断をしてスポンサーを行

なっていた。Allianz 社は、パラリンピック・ムーブメントへの貢献に加え、保険会社であるという面から、障害者についての情報が、ビジネスに直接的に有益である事から、スポンサーをしていた。従来であれば、ビジネス的価値を見出してパラリンピックのスポンサーになる企業は少なかったが、今後パラリンピックの発展とともにスポンサーの拡大が期待される。

第3項 パラリンピックの露出量の拡大

パラリンピックの露出量は、2004 年アテネパラリンピックと 2008 年北京パラリンピックのメディア露出を比較した結果、北京大会の露出が約 3 倍に拡大している事が分かった。

その大きな要因として 2006 年に「パラリンピック TV」というインターネット上での放送が開始された事があげられる。従来では、パラリンピックの中継は少なかったが、VISA 社と SAMSUNG 社の 2 社(いずれも IPC の「Worldwide partners」)が、協力してインターネットを通じてパラリンピックを中継した事が露出拡大に大きく貢献した。また、パラリンピック中継の中でも、生中継が約 50%を占める点も特徴的である。これは、インターネット中継を通じて、TV の露出量を増やす事に成功していると考えられ、今後更に露出量の増加が期待される。

第4項 パラリンピックの大会規模拡大と成績成長国の台頭

パラリンピック参加国、参加選手数は大会ごとに増加しており、大会ごとに規模が拡大している。さらに、国別メダル獲得ランキングの成績を見ると、1996 年アトランタパラリンピックや 2000 年シドニーパラリンピックでは、アメリカやイギリスをはじめとするヨーロッパ諸国がメダル獲得国の上位であり、いわゆる「先進国」がメダル獲得国の上位であった。しかし、近年中国やブラジル、ロシア、南アフリカといった「BRICs」諸国がメダル獲得数を伸ばしており、中でも中国はアテネ大会、北京大会と 1 位を維持している。パラリンピックの大会規模の拡大、既存の強豪国に加えた新たな強豪国の台頭から、今後パラリンピックはさらに競争力の高い競技会となると想定される。

第5項 IPC の考えるパラリンピック普及・発展のための重要項目

インタビュー調査から「IPC が考えるパラリンピックの普及・発展について重要項目」についてまとめると

- ・体系的な選手育成システム（病院やリハビリ施設との連携、バリアフリー対策）
 - ・メディアの活用（TV、SNS、資金投資による意図的な露出拡大）
 - ・企業との連携（国家予算の増大、企業へのスポンサードアプローチ）
- の3項目に分類することができる。

特に、「メディア活用」については、インタビューした4名すべての回答で触れられ、パラリンピックの普及発展にはメディアとの連携が不可欠であることが国際的な見解として得られた。メディア露出によって、パラリンピックの認知及び価値が上がり、スポンサーメリットが向上し、スポンサー獲得に繋がる。その資金が安定した選手の強化育成に繋がるという好循環が生まれる。そのためには、「パラリンピックをスポーツとして国民に広めることが大事である」とIPCのCOO、George Schlachtenberger氏のインタビューにあったように、メディアを活用し、パラリンピックの競技性や選手たちの生き様を広く波及させることが重要であると考えられる。

第2節 諸外国のパラリンピックへの取り組み比較

本節では、第4章で行った文献調査と第5章で行ったインタビュー調査の結果を踏まえ、手法で述べた「トリプルミッション」好循環に不可欠な要素である「強化」「普及」「資金」に分類し、各国の好事例から検証したい。

第1項 選手の強化

（1）強化拠点

調査したほぼ全ての国で、ナショナルトレーニングセンターの利用が認められた。このことは、集中して強化する拠点の確保、選手の負担縮小、また最先端の医科学システムが反映されているという点において強化で重要なウェイトをしめていると言える。

また、特筆すべき事例として、韓国のパラリンピック専用のナショナルトレーニングセンターの存在が挙げられる。韓国のHon Suk-man選手のインタビューでも、このトレーニングセンターが、時間的及び経済的負担の軽減に繋がっていると述べられていたことから韓国の強化に有効的であることが示された。

また、アメリカのJessica Galli選手は、卒業後も大学を拠点に練習し、ここ

にはパラリンピックスポーツのチームがあり、指導者もいることがわかった。アメリカでは、ナショナルトレーニングセンター以外にも、こうした強化拠点があり、その中で大学は、場所の確保及び人材に恵まれているという点で強化において有効であると考えられるのではないだろうか。

また、諸外国では、ナショナルトレーニングセンターに限らず、地域ごとの公共施設も健常者と一緒に障害者が利用出来るようアクセシビリティが整備されており、その対象はパラリンピック選手に限らず一般の障害者も含めた全体であった。こうした環境の実現のためのバリアフリー化や差別撤廃等を目的に、欧米を中心に 1980 年前後から法律の整備、更新が進められてきたことも文献調査から明らかになった(表○)。すなわち、パラリンピックというトップレベルの選手の強化拠点の確保だけでなく、地域レベルでの草の根の振興に向け、国や地域をあげて取り組むことが重要であることを示している。

表 20 各国のアクセシビリティ確保や平等化のための法整備の変遷,のまとめ

	法 律
世界の動き	1978年 「体育およびスポーツに関する国際憲章」が採択 「学齢前児童を含む若い人々、高齢者、身体障害者に対して、その要求に合致した体育スポーツのプログラムにより、その人格を全面的に発達させるための特別の機会が利用可能とされなければならない」 1982年 国連総会「障害者に関する世界行動計画」が決議 障害者スポーツが重要であることが益々認識される。 1992年 「新ヨーロッパスポーツ憲章」 「身障者や精神障害者など、障害者や恵まれない人びとがスポーツ施設を容易に利用できるように、スポーツ施設の管理責任者は適切な対策を講ずるべきである」 1993～2002年 「アジア太平洋障害者の10年」アジア太平洋地域の障害者の完全参加と平等をめざす 1993年 国連総会「障害者の機会均等化に関する標準規則」 各国が障害のある人々に対し、レクリエーションとスポーツへの平等の機会を確保するよう決議
イギリス	1993 年 「障害者とスポーツ: 政策と最新行動計画」 スポーツ政策において鍵となる政策文書には、いずれも障害者のスポーツ推進が明記されてきた。 1995年 障害者差別禁止法 →2004年改正「地域のクラブは障害を理由に障害者の利用を断ってはならない」 2004年 「アクセス可能なスポーツ施設」2010 年修正版(スポーツイングランド発行)
アメリカ	1964年 人種差別の撤廃を規定した「公民権法」 1968 年 「建築的バリアに関する法」 1973 年 「リハビリテーション法」 1975 年 「全障害児教育法」 1978年 「アマチュアスポーツ法」 アメリカオリンピック委員会(USOC)が、障害をもつ競技選手の実在を法的に認める 1990 年 「障害をもつアメリカ人法」 障害によるいかなる差別も認めない
オーストラリア	1983 年 マニフェスト「スポーツ・レクリエーション: オーストラリアの活性化」 エリートスポーツに加え、地域スポーツの推進も掲げ、特に障害をもつ競技選手もアクセス可能なスポーツ施設に対する戦略を追加 1986 年 「障害者サービス法」 1992 年 「障害者差別禁止法」 (以下マニュアル) 1995 年「障害をもつアスリートの指導法」 1999 年「障害者教育プログラム」①アクセス、②コーチ、③エリートスポーツの推進
カナダ	1985 年 「カナダ人権法」 障害者に対する差別の禁止 2006 年 政府見解レポート「障害者のインクルージョンの推進」 雇用・住居などと並び、スポーツも障害者の生活支援の対象となっている。 2006 年 「障害者のためのスポーツ政策」 障害者がスポーツに参加するのを妨げる障壁をなくすための方策 2002年 「すべてのカナダ人のスポーツ機会の公平な保障」(2012 年までの10 年間の連邦スポーツ政策) 障害者スポーツにも適用

フランス	1975年「障害者基本法」 障害者スポーツおよび余暇への参加が国の責務 「体育およびスポーツの発展に関する法律」 スポーツ施設が身体障害者に開放され最適利用されることが確保されるように設計されなければならない 2003年「障害者ヨーロッパ年」およびパリ世界陸上における障害者大会の開催を契機として、スポーツ担当省が障害者のスポーツの参加促進を奨励する諸施策を本格的に実施 1984年「身体的及びスポーツ的活動の組織及び促進に関する法律」 「身体障害のある生徒および学生が体育を受けること」「身体障害者を受け入れる労働特別施設におけるスポーツ活動を組織すること」「スポーツ活動に関する職業教育の教育課程において身体障害者のためのスポーツに関する教科を導入すること」 1990年 障害及び健康状態を理由とする差別を禁止する法律が制定、刑法典、労働法典、教育法典、建築・住居法典等でも障害者に関する差別禁止等に関する諸規定が定められた。 2005年「障害者の権利及び機会の平等、参加ならびに市民権に関する法律」 「公的施設において、あらゆるタイプの障害者がアクセスできるように建築上の諸措置を取らなければならない」スポーツ施設にも適用 2010年に既存施設が施設検査を受け、2015年には必ず必要な工事を実施しなければならないことが定められた。スポーツ担当省が、障害者のスポーツ施設へのアクセシビリティのために工事費について財政支援
ドイツ	1975年 国連の障害者の権利宣言に準拠してインクルージョンの考え方が進む 1994年「基本法」差別禁止 2002年「障害者平等化法」バリアフリー化の義務付け これに基づき16州すべてが州法として障害者平等化法を制定 その他 リハビリテーションスポーツに医療保険が適用される制度
スウェーデン/ ノルウェー	スウェーデン 法律ではないが、2000年「障害者政策国家行動計画（患者から市民へ）」でスポーツも含めた障害者の社会権を保障。 ノルウェー 「法律はないと思う。障害者も平等の権利を持つことが浸透している」という回答を選手から得た。
韓国	1962年「国民体育振興法」 この振興法に基づき、障害者スポーツの一般レベルとトップレベルに分けた中長期目標策定 2007年「障害者差別禁止及び権利救済に関する法律」
日本	1961年「スポーツ振興法」※障害者スポーツへの言及はない 1970年「障害者基本法」制定（「障害者」の定義と基本的権利） 1980年 政府内に、障害者対策推進本部設置 1987年「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策の1つとして「スポーツ、レクリエーション及び文化施策の推進」が追加 1995年「障害者プラン」 障害者スポーツの振興も 2011年「スポーツ基本法」 障害者スポーツ固有の条項が初めて明記

（２）指導者育成

フランスでは、一般のスポーツの国家免許に障害者スポーツ科目を導入し、指導者の裾野を広げる方針を取る工夫がなされていた。

イギリスとカナダでは、「パラリンピックコーチ育成プログラム」が戦略的強化の一環として行われており、また近年活躍が目覚ましいスイスの **Marcel Hug** 選手のコーチが国の最高ランクの指導者資格をもっている。パラリンピック選手の競技力向上にこのような指導を受けることが重要であることは、オリンピックなど一般スポーツと同じであろう。生活において特別な介助を必要とせずそれぞれが自立し、アスリートとしてより高い競技レベルを目指すパラリンピック選手にとって、質の高い指導者を派遣し、強化を後押しする姿勢が有効と言えるのではないだろうか。インタビューした日本選手の中にも、普段指導を受けるコーチやトレーナーをパラリンピック等国际大会でも派遣してもらえるのが理想であることも語られていた。しかしながら、アメリカの **Bob Balk** 選手や日本の副島選手の回答にもあったように、車いす選手の指導者については一般のスポーツ知識だけでは賄いきれない面があるため、競技力向上には専門的研究やスペシャリストを養成することが必要であると言える。一般スポーツとの指導者の人材の交流と、障害に関するスペシャリストの両軸で人材育成をすることが必要ではないだろうか。

また、指導者についても(1)の強化拠点と同様に、その指導の対象はトップレベルの競技者だけでなく、「草の根レベルでの振興を支える指導者の育成と拡大」が第一に行われている点を忘れてはならない。

（３）組織の連携

調査の中で、イギリス、オーストラリア、カナダにおいてオリンピックと一体の強化プランの策定と具体的目標設定（順位）を確認した。また、アメリカではオリンピック委員会（USOC）内部にパラリンピック専門部署（USP）を2001年に設置して以降、関係機関の連携強化とトップの強化が進み、競技団体もオリンピック・パラリンピック双方の責任を統括していた。

オーストラリアでは、26の国内競技団体（2010年9月時点）が、統合（インテグレーション）し、なかでも水泳、バスケットボール、テニスの3競技団体においては、障害者スポーツ推進担当者を設け、選手育成、コーチングプログラムなどパラリンピックの推進も努められていた。

目標設定、その実現に向けた計画の策定、選手の強化にはもちろん、国からの予算の補強やスポンサー獲得のためにもこうした取り組みの姿勢を表明する

ことが大事ではないだろうか。

また、近年のオリンピック・パラリンピック開催国及び開催予定国（カナダ（2010 年）、イギリス（2012 年）、ブラジル（2016 年）、韓国（2018 年））において、強化策や財政支援の充実、競技環境の整備が目立ったのが特徴的であった。

2012 年にロンドン大会が開催されるイギリスでは、大会組織委員会がオリンピック・パラリンピック双方を統括して組織することで、スポンサー獲得がうまく機能し、バスケットボール日本代表チームのスポンサー企業がパラリンピック種目である車いすバスケットボール日本代表にもスポンサーを拡大するなど好影響を与えている。

2016 年リオデジャネイロ大会が開催されるブラジルでは、タレント発掘事業やメディア活用などの普及策に着手し、同時に強化も進み、既に強豪国の仲間入りを果たしている。

2018 年に平昌大会の開催が決まっている韓国では、政府の所管が「保健福祉部」からオリンピックと同じ「文化体育観光部」に移管されている。さらに 2009 年には、パラリンピックのナショナルトレーニングセンターを導入し強化を図るなど、比較的日本と同じような環境であった韓国も、近年パラリンピックの強化に向け積極的な姿勢がうかがえる。

このような組織間の連携を通じた積極的な強化と普及の方策は、2020 年にオリンピック・パラリンピック開催に立候補している日本においても参考とすべき点ではないだろうか。

第 2 項 普及

（1）選手の発掘・育成

IOC の COO のインタビューで「体系的な選手育成システムの構築」が重要であることが第一に述べられ、この観点で各国の状況を調査したところ、イギリス、オーストラリア、ブラジルではタレント発掘事業が行われ、既にメダリストを輩出するなど実績を上げ始めている。

また、イギリスやアメリカ、ドイツでは育成制度の充実が見られた。

ドイツを例に挙げると、「パラリンピック・カード制度」は、通常の大大会実績に基づいてランク付けされる「カード制度」とは異なり、広く潜在的に能力がある人を発掘するための制度であることが特徴的で、これはフェラインのトレーナー等が期待する選手を推薦し、強化していくというものであった。パ

パラリンピック選手の競技力向上については、ドイツパラリンピック委員会を中心に強化を行うが、基本的にはフェラインが選手養成の第一歩を担っている。さらにドイツでは、障害の受容やリハビリテーションにおけるスポーツの重要性から、リハビリスポーツに医療保険が適用され、障害の受容から 18 か月以内に上限 50 回まで専門家から指導を受けることが出来るなどの制度が用意され、初期の障害者の社会参加をよりスムーズになるよう促していると言える。このように、ドイツではトップダウン方式ではなく、ボトムアップによって競技力向上がなされ、結果として成績も上位を維持しているという点において、参考になる取り組みが多いのではないだろうか。

アメリカでは、「パラリンピックスポーツ・クラブ」を、地域の公園・レクリエーション局、病院、NPO 法人、学校、大学などさまざまな地域施設で行い、地域に根差した活動を推進するプログラムを実施して発掘・育成の役割を担っていた。パラリンピックの専門部署は、2012 年までに 250 の都市においてこのプログラムを展開することを目標に掲げていた。

パラリンピックの成績上位国の取り組みが、長期的視野での選手の発掘・育成の重要性を如実に示している。

（２）メディア活用

普及には、前述の選手の裾野の拡大という側面の他に、社会におけるパラリンピックの普及も考慮されなければならない。認知、価値の拡大について、IPC から指摘された「メディア活用」について各国の好例をもとに考えたい。

IPC オフィシャルパートナーの Allianz 社のエージェントである Steffi Klein 氏のインタビューから、メディア活用はパラリンピックの価値を最も効果的に伝える手段であるとの見解が示された。また、メディア活用が盛んな国としてはオーストラリアが第一に挙げられたが、オーストラリアは Twitter や FaceBook といった SNS 等も積極的に活用しムーブメントに繋げている。また、「メディア上でのアスリートの活用がパラリンピックの価値や共感を呼び起こし、選手の価値を高めるために重要である」ことも示され、選手を効果的に活用し、普及を促している国としては、オーストラリアの他にイギリスとカナダも挙げられた。

また、ブラジルでは、メディア対策に資金を投資し露出拡大に成功している。つまりメディアを大会に呼び、TV 放映量を増やすという取り組みを積極的に行い、パラリンピックの認知を広め、収入の拡大、強化を図っている。ブラジルは近年の成績の成長において、メディア戦略の強化もその一端を担っていると言えるのではないだろうか。

(3) その他の普及活動

メディアの活用以外にも、社会に対する普及活動の手段がある。

イギリス、カナダ、オーストラリアでは、パラリンピック委員会が教材などプログラムを用意し、小学校などでパラリンピックを活用した「教育プログラム」や選手を派遣した講演会などを積極的に行っている。また、イギリスでは、パラリンピックのスポンサー社であるセインズベリー社がパラリンピックスポーツの体験プログラムを提供する事業も行われている。パラリンピックを教育現場に活用することは、幼少期からパラリンピックを知り、親しみ、将来の理解者やファン獲得に繋がるだけでなく、パラリンピックが体現する人間の持つ無限の可能性やチャレンジ精神といったバリューを子供たちの教育に活用できる側面もある。

またノーマライゼーションの進むノルウェーでは、大会を健常者と一緒に行うことや、学校生活に置いて、例えば車いす使用する児童が共に通常校で学ぶ機会など、あらゆる場面で共生し、交流することが実現されている。このことがパラリンピックへの理解に繋がっていると考えられる。

このように、普及はそれぞれの国の文化や環境国にあった手段により、効果的に促進することが出来ると言えるのではないだろうか。

第3項 資金獲得

強化や普及を支えるのに不可欠な資金の獲得についてその拡大の可能性を考えたい。

(1) 行政

【財的支援】

アメリカ、イギリス、オーストラリア、フランス、カナダなど強豪国におけるオリンピックと一体での国のスポーツ強化予算の投入が第一に挙げられる。その中でも、フランスとノルウェーでは、「エリート」カテゴリーとしてオリンピック選手と同等の経済的支援を受けており、パラリンピックが一つの競技性の高いスポーツとして同一に捉えられている象徴と言える。

また、財政支援の根拠として、ドイツで見られたように、パラリンピックを

通した障害者のリハビリテーション法や機能回復、就労も含めた生活改善の一連のプロセスが一般の社会に応用されるという目線も、投資効果を考える上で重要ではないだろうか。

また、ドイツでは、政府が政府所轄団体でアスリートを採用するなど、国主導での高水準の競技と仕事の両立の推進も図られている。

【人的支援】

フランスでは、財的助成の他に、連盟等全国的組織に対して人的な助成、つまり人材の派遣も行っている。

（１）企業

【団体へのスポンサー】

IPC や世界 8 カ国（2011 年 12 月時点）の NPC オフィシャルパートナーの Allianz 社が社会貢献だけでなくビジネス的価値を見込んでスポンサーを行っていること、また、ドイツで政府がスポーツ政策の一環として予算配分していることに加え、スポンサー獲得を成功させている。企業とパラリンピック選手や競技団体が win-win の関係を築いていくことが重要である。

他にも、カナダでは、General Motors 社とタイアップしたハイレベルな指導者育成を行い、オーストラリアでは、パラリンピック委員会と TOYOTA 社がタイアップでタレント発掘事業を行うなど、目的を明確にした上でのスポンサー獲得もまた効果的であると考えられる。

イギリスでは、複数企業がスポンサーするサイクリングイベントを行い、参加者が楽しみながら、パラリンピックについて理解を深め募金するという企画が継続的に行われており、市民を巻き込み認知拡大を図りながら資金獲得をする工夫も凝らしている。アメリカでは、BMW 社が車の試乗などファンを巻き込んでオリンピック・パラリンピック選手へのチャリティとムーブメント作りを行っていた。このように、普及活動を行いながらチャリティを行うことは、企業にとっても社会貢献とビジネス的側面の両方の視点から見る事が出来るのではないだろうか。

パラリンピックを支援する企業は、パラリンピックの競技性の高さや選手の生き様を通して企業姿勢を表現することが可能なのではないだろうか。

【選手へのスポンサー、雇用】

日本を含め、スポンサーや獲得賞金のみで生計を立てるいわゆるプロ選手がいるが、その数はどこの国でも非常に限られ、ほとんどの選手がフルタイムやパートタイムの仕事をもちながら競技しているという現状から、「選手の雇用」も資金対策の一つであると言える。

【関係機関の連携】

以上のように、資金獲得には、国、企業、市民など多くの人々の理解が不可欠であり、そのための関係機関の縦横の連携、コミュニケーション戦略、各種アプローチが重要であると考えられる。

第3節 パラリンピックの好循環モデル

パラリンピックは、「スポーツ」あるいは「福祉」といった単体の中に存在するものではなく、社会の中で多面的に接点を持つものであるということが諸外国の歴史的、社会的背景からわかった。ここには改革の難しさと、社会に変革を起こし得る可能性が同居していると言える。

トリプルミッションを支える「理念」は、「何を目指すか」ということが大事であることを表しているが、パラリンピックの強化に成功している諸外国では、パラリンピックを社会の発展に効果的に役立てようという姿勢が見て取れた。

ここで、諸外国の理念と取り組みを分類しながら分析したい。(表 21)「先進国型」にはアメリカ、イギリス、オーストラリアが挙げられ、理念はスポーツ立国、次世代への継承があり、特徴として強化策が充実している。「福祉国家型」は、ノルウェー、スウェーデンが挙げられ、理念はノーマライゼーション、平等があり、特徴としてあらゆる場面でも統合が行われている。「融合型」は「先進国型」と「福祉国家型」両側目があり、フランス、カナダ、ドイツが挙げられ、理念は強化と障害者の社会参加があり、特徴として一般社会への応用を考慮した強化・普及策が行われている。それぞれの要素が相互に影響しあい、拡大していくことがパラリンピックをより大きな存在としていくと考えられ、この3分類をトリプルミッションの視点から考えたい。

表 21 諸外国のパラリンピックに対する取り組みの分類

タイプ	国	理念	特徴
先進国	アメリカ イギリス オーストラリア	スポーツ立国 次世代への継承	強化策の充実
福祉国家	ノルウェー スウェーデン	ノーマライゼーション 平等	あらゆる場面での「統合」
融合	フランス カナダ ドイツ	強化+障害者の社会参加	一般社会への応用を考慮した 強化・普及策

＜先進国型＞

アメリカ、イギリス、オーストラリアなどの成績の上位安定国を「先進国型」と分類する。これらの国の特徴は、強化プランの策定や指導者の育成、強化拠点の整備など「強化策の充実」が見られる点であり、スポーツ強豪国としてオリンピック同様に強化する姿勢が強い。また、トップの強化、勝利の追求だけではなく、選手の発掘育成など長期的な視野に立った普及活動も成績の安定に繋がっている。活躍がスポーツとしてのスポンサーバリューを上げ、資金の獲得にも繋がっている。

またこれらの国々では、1980年頃から障害者の社会参加のためのバリアフリー化や差別撤廃などの各種法整備により、早くからスポーツの機会についても改善が図られてきた。

ウィークポイントを挙げるとするならば、理念の欠如であろうか。しかし、調査の中で、アスリート委員会を組織し次世代の環境改善に尽くすアメリカや、2012年オリンピック・パラリンピックを開催するイギリスがその目標を競技人口の増加や建物活用などレガシーに目線を置いている状況から、「次世代への継承」を念頭に置いていると言える。

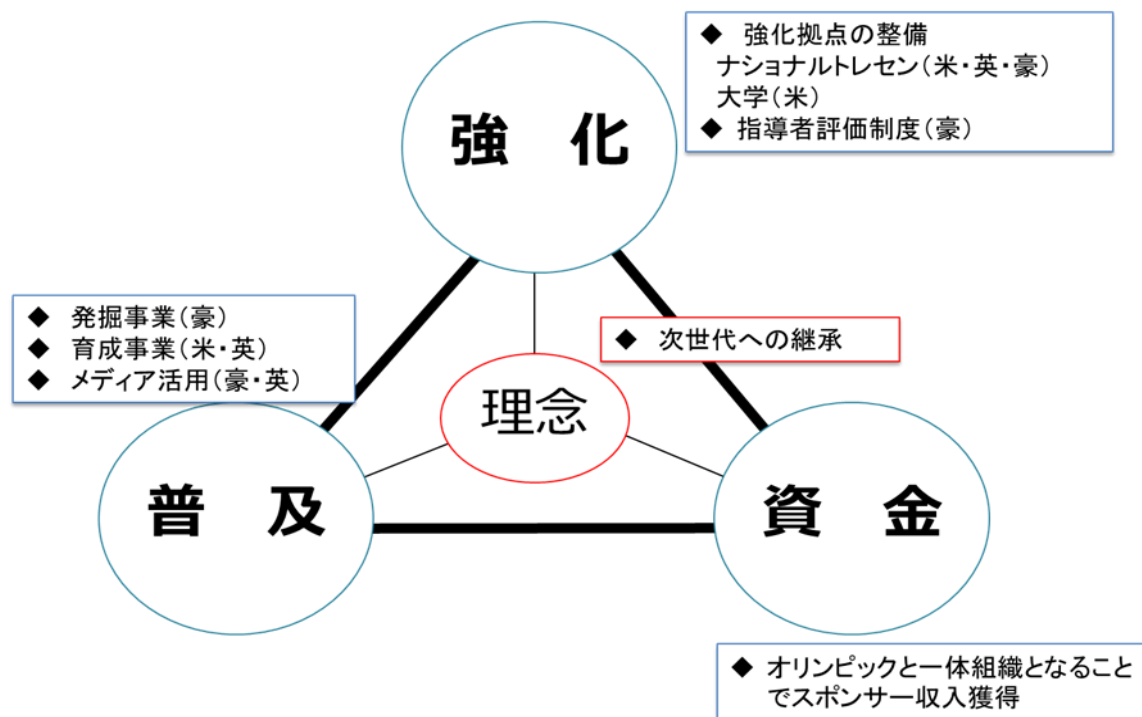


図 15 先進国型（アメリカ・イギリス・オーストラリア）のトリプルミッション

<福祉国家型>

ノルウェーとスウェーデンを「福祉国家型」とし、他国と分類することが出来る。

障害の有無に関わらず、誰もが平等に、当たり前のようにスポーツする環境の充実が見られるのが特徴的である。このノーマライゼーションの精神がスポーツのみならず、生活においても浸透しており多様性の受容において先進である。このことが、普及において、幼少時期からの障害者やパラリンピックへの理解を育んでいる。これらのことは、差別撤廃等の法整備や理念の強制を必要としていないとも言える。

未来の選手の発掘育成など普及策がウィークポイントと言えるが、地域ごとのコミュニティや学校での交流が進んでいることから、潜在的な選手の発掘は難しくないと考えられる。

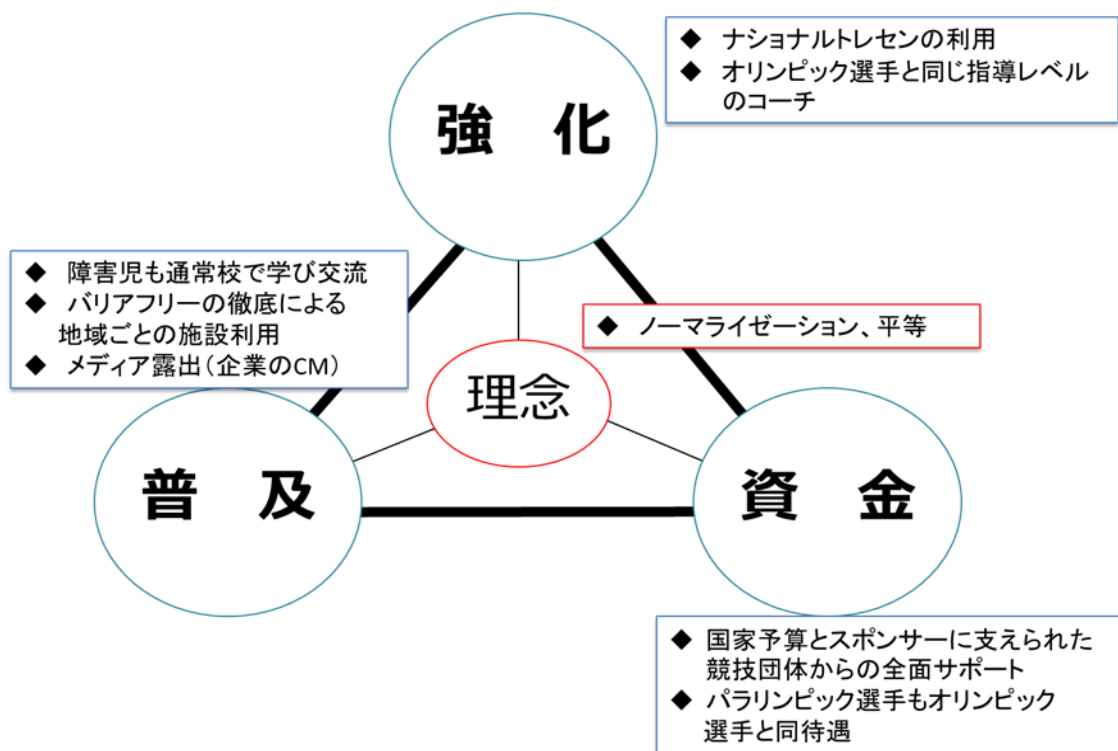


図 16 福祉国家型（ノルウェー・スウェーデン）のトリプルミッション

＜融合型＞

スポーツ先進国と福祉国家の両面、つまりパラリンピックの強化と障害者の社会参加が同時に目指されてきたフランス、ドイツ、カナダを「融合型」として分類する。

カナダでは、「世界屈指のパラリンピック国家を目指すこと」に加え、「障害者のインクルージョン（統合）」が掲げられていた。フランスでは、「障害者のスポーツ参加が真の文化的革命をもたらす」と捉え、地域ごとに「障害者とスポーツ拠点」が設置など拠点の充実やそれに対応する指導者の拡充が図られてきた。ドイツでは、トップダウン方式の強化ではなく、ボトムアップの体制が整えられている。

「理念の実現」のもとで、一般からトップレベルまで、普及と強化の両立が目指されてきた点が特徴であり、パラリンピックを発展させることの社会への波及効果、投資効果を考慮した施策であると言えるのではないだろうか。

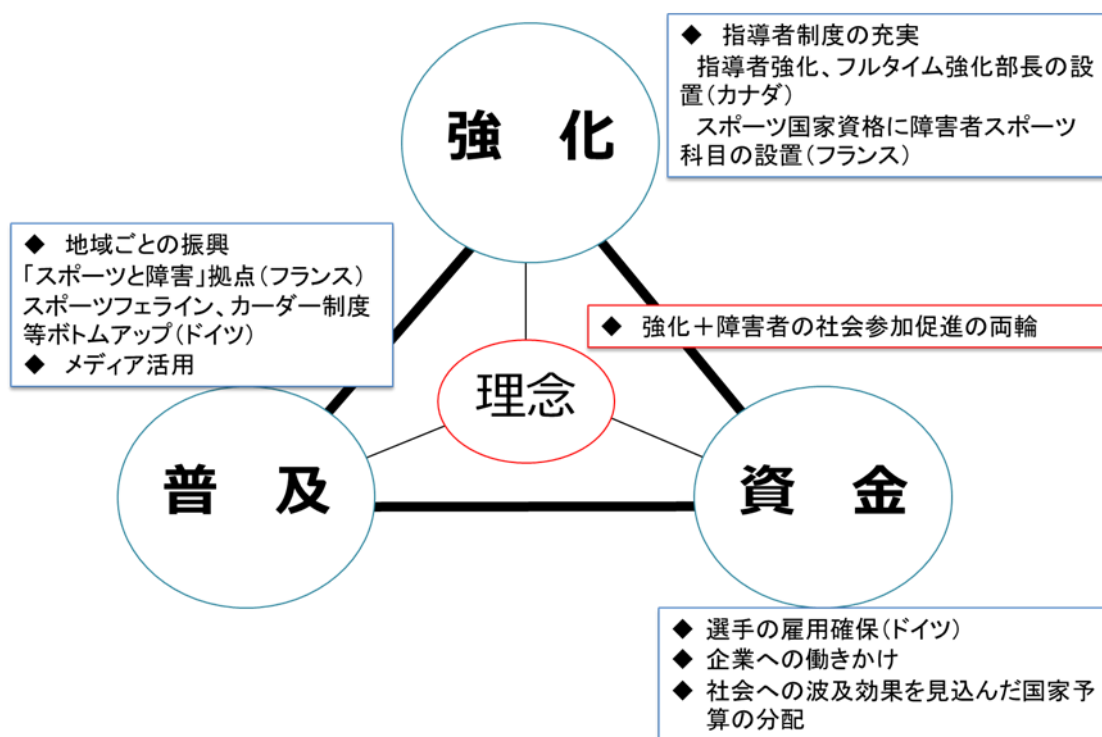


図 17 融合型（フランス・カナダ・ドイツ）のトリプルミッション

第4節 パラリンピック発展モデルの構築に向けて

第1項 パラリンピック・バリュー

海外の取り組みを踏まえた上で、日本は今後どのような方策を取っていくのがよいか、その方向性について考察していきたい。

パラリンピックの強化は、「強化」単独では語れないということが海外の取り組み事例や歴史からわかったが、このことは、前述のようにパラリンピックが「スポーツ」あるいは「福祉」といった単体の中に存在するものではなく、多面的に社会と接点を持っているためである。パラリンピックはオリンピックのように競技性の向上を目指す一方で、パラリンピックの持つ特有の価値を念頭に置きたい。IPCは、「パラリンピック・バリュー」について4つの価値「Courage」、「Determination」、「Inspiration」、「Equality」を記している。

パラリンピックが、これらを考慮しながら社会に刺激を与え変革を起こすことは、一般の障害者の環境をよりよくすることに貢献できる。また、長期的視野での普及が行われる場合、リハビリテーションの応用やあらゆる人へのスポーツ機会の促進など、障害者以外の社会への波及効果も伴う。

福祉国家のようにすべてがノーマライゼーションの社会体制の中で「平等」であることは理想である。しかし、フランス・カナダ、ドイツのように、強化と障害者の社会参加が同時に目指されるという理念も、高齢化社会を迎え多様性が求められる我が国にとって、お手本とすべき方向性であると考えられる。

第2項 パラリンピックの「逆台形モデル」

ではどうしたらパラリンピックを広く普及することができるか、という発展策について平田・中村（2006）の「逆台形モデル」という概念を用いて考えたい。

逆台形モデルとは、年齢を重ねると共に競技に関わる人数が減り、勝てる選手のみが残る「ピラミッド型」の構図であった従来の日本のスポーツ界に対し、ピラミッド型のような先細りではなく、年齢を重ねると共に関わる人が増えるという考え方である。すなわち、逆台形モデルとは、選手のみならず、審判、指導者、メディア、スポンサーといった競技の発展に欠かせない多くのステークホルダーによって支えられる構図である。

通常の逆台形モデルでは、子供時代のスポーツ経験が後のステークホルダーの拡大に繋がるが、選手が事故や病気で後天的に障害を持ってパラリンピック

に参画することや関係者が特殊学校の教員や障害者スポーツ指導員などに限られる現状はこの部分に置いて当てはまらない。ゆえに、パラリンピックの逆台形モデルの構築には、より多くの「きっかけ」や「社会との接点」を子どもの頃から創っていくことが重要ではないかと考えられ、この点においても学校教育における活用、スポーツ施設など地域における交流、大学における障害者スポーツについての研究や学びの機会など、海外の取り組み事例を参考にすることが出来る。諸外国ではパラリンピック選手自らが若年層の発掘育成プログラムが積極的に行われていた様に、日本においても選手自らが逆台形モデルの発展に取り組む必要性を指摘したい。

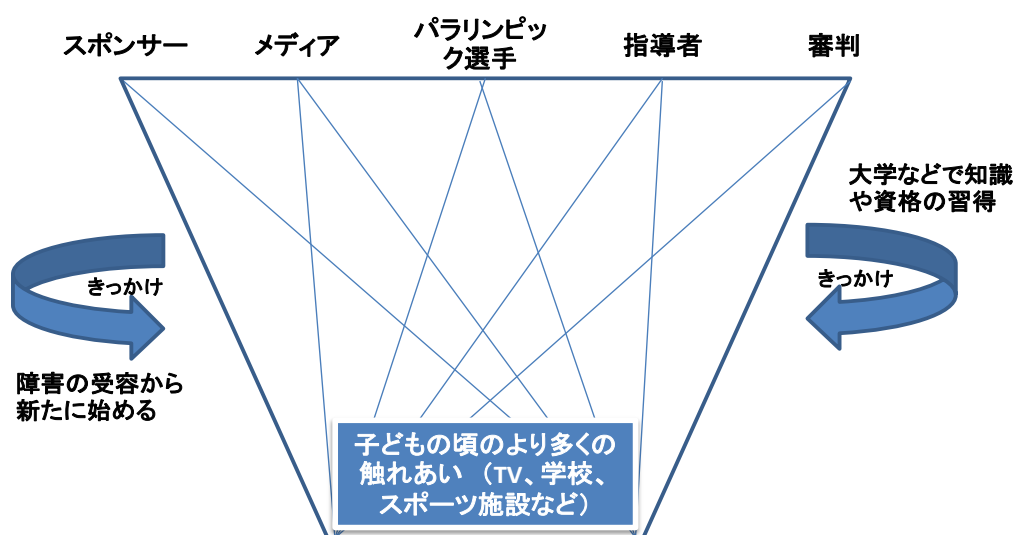


図 18 パラリンピックの逆台形モデル

これらの仕組みの構築は、職業としてスポーツ界を支える人材がその一つの選択肢としてパラリンピックの分野に興味を持つなどステークホルダーの拡大に繋がる。このことが競技人口の拡大に繋がる。また、引退したパラリンピック選手たちがその経験を活かし、パラリンピック界を支えていくといったセカンドキャリアの創出にも有効であろう。

このように社会の発展の中でより多くの接点を作り、正しく障害者やパラリンピック理解を育んでいくことは、スポーツの発展のためのみならず、誰もが当たり前のように共存できる社会の構築において重要なことではないだろうか。

第3項 パラリンピック発展モデル

トリプルミッションの好循環モデルと、逆台形モデルから見てきたパラリンピックの発展策についてその一連のプロセスを「パラリンピック発展モデル」として下図 19 の矢印にまとめる。

このパラリンピック発展モデルから昨今の日本の状況について考えたい。諸外国の調査から IPC が掲げる理念に加え、独自の理念を掲げ、諸施策を実施していた事から、日本においても各競技の強化策や普及策に関する議論は勿論であるが、より多くの人にパラリンピックが親しまれ、その中でトップアスリートが活躍できる環境を構築する為の理念についての議論を活発にさせる事が必要なのではないだろうか。

この際に、パラリンピックの強化に加え、障害者の社会参加や多様性の受容を目指すという本節で述べた融合型のモデルが昨今の日本において有効であると考えられる。

日本において、障害者のスポーツ参加を促進する為には、車いす使用者や視覚障害者等のアクセサビリティ、各障害に対応する指導者やノウハウを充実させる必要があるとされているが、諸外国のように法整備を通してその認識や強制力を強め、財政的にも保障する事が可能な環境が望ましい事が考えられる。この点で、2011 年にスポーツ基本法が制定され、各施策の方針を定めるスポーツ基本計画を作成する上で、現場の声を反映させる事が重要でありトップアスリートをはじめとするパラリンピック関係者が積極的に参画する必要性があるのではないだろうか。そして、スポーツ基本法とスポーツ基本計画を元に、地域レベルでの実行計画の策定に移す事で障害者のスポーツ参加が促され裾野の拡大が期待される。

パラリンピック発展モデルの実現に取り組む際に重要な点は、ステークホルダーの連携を強化する事である。諸外国の中には法整備がなされトップダウンの形で施策が行われている国も存在したが、融合型のモデルで挙げた国の様にボトムアップの改革も重要な視点である。その為には競技の垣根を超えた選手並びに関係者の連携強化や、パラリンピックとオリンピックの連携を強化する事が望ましい。また、障害者スポーツの裾野を広げる各地域の組織や学校、病院やリハビリテーション施設とのネットワークを構築することが普及に繋がる。諸外国の事例から、多くの選手は病院や大学を拠点に活動し、また障害者に対する新たなスポーツ経験を創出する場として活用されていた事から、日本においてもスポーツ施設以外の環境を整える事が裾野の拡大に貢献するのではない。その際パラリンピック選手など競技スポーツのトレーニング方法を活用し

たノウハウを普及していくことで、各施設がパラリンピックを新たに推進する上で有効な手段であろう。こうしたネットワークの構築の際に、諸外国に好例にあったように、コーディネーターや拠点の設置が必要ではないかと考える。

また、日本障害者スポーツ協会、日本パラリンピック委員会が中心となり、外部との接点を多く持ちながら、その存在を広げ、ステークホルダーを増やしていくという横の連携も重要である。このように障害者スポーツ内での縦の連携に加え、行政、支援企業、メディアといった外部との横の連携が重要である。競技団体同士の連携も強化や資金獲得において重要であったことを参考に、日本においても統合に向けた理解の促進を期待したい。

これらの連携があってはじめて好循環が生まれる。この際に、パラリンピックの競技性の高さが起爆剤となり得る。そのためには、効果的なメディア活用等や小学校における教育への活用などを通じた認知の拡大に努めたい。

このように社会の中での発展を考慮しながら（こうしたことが理念に掲げられることが望ましい）パラリンピックの強化を図っていくことが、その価値を上げ、理解の促進に繋がっていくと考えられる。こうしたステップを踏むことが、理念の実現に向かうために必要である。パラリンピックへの参加国が右肩上がりに上昇し、メディアの露出が拡大し、選手自体の競技力が向上している昨今の状況から、パラリンピックは今後一層の拡大が期待される。その中で、パラリンピックは本来リハビリテーションを目的としたものであり、つまり選手の為の「するスポーツ」としての側面が強いものであったが、今後はスポーツを行わない人からも親しまれ、メディアで取り上げられ、競技場の観客の増加といった「みるスポーツ」としての側面、更には政府、企業、個人からの経済的な支援やノウハウの提供等の「支えるスポーツ」としての側面が強まるのではないだろうか。

パラリンピック選手たちは、その魅力を伝えることの出来る影響力のある存在であり、IPC のインタビューでも述べられたように、メディアやスポンサーなど外部との接点を創っていく際に、選手の声がきちんと届くようなシステムの構築、コミュニケーション戦略も必要になってくる。この際に、選手で構成する日本パラリンピアンズ協会が主体となって選手同士の意識を共有し、働きかけを行っていくが大切であるという意識を共有したい。

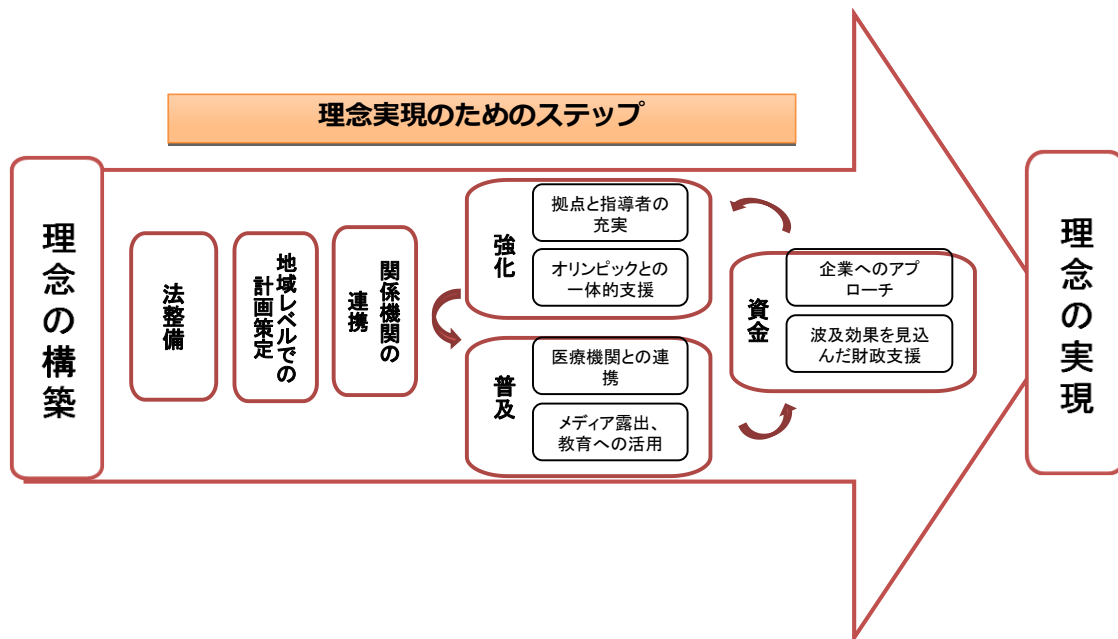


図 19 パラリンピック発展モデル

～今後に向けて～

筆者自身、19歳の時に突然の病気で義足での生活になり、人生が180度変わったと思った。しかし、パラリンピックに出場するという夢を持ち、諦めずに取り組んだ事で前向きに生きる姿勢を取り戻し、スポーツ以外の生活の質も向上した。こうしてパラリンピックから大きな可能性を感じる一方、日本におけるパラリンピックの認知、ひいては障害者の立ち位置に疑問を感じてきた。スポーツにはそういったネガティブなイメージを越え、橋渡しの存在となり、社会に変化をもたらす力があるという可能性を感じてきたが、諸外国の調査を通してその期待感が確信に変わった。強化策だけでなく、どのように発展し、現在に至っているのかといったプロセスこそが、パラリンピックをより大きな存在とし、強化を後押しする上で重要であることを学ぶことが出来た。

現在では子供たちを中心にした講演活動の機会も増え、子供たちはスポーツを通した心の交流から「私も夢や目標を持ちたい」、「次からは、もう諦めない」という感想をパラリンピック選手の姿から感じ取ってくれることを教えてもらった。また、パラリンピックは、障害というものに対するネガティブな感情はそこには存在せず、トップアスリートとして世界の頂点を競う選手が集う場所である。「失ったものを数えるな。残った機能を最大限にいかせ」というパラリンピックの祖であるイギリスのグットマン博士が遺したメッセージは、今も言い伝えられているが、パラリンピック選手たちは、まさしくそれを体現してい

るといえる。諸外国のパラリンピック選手たちは、エリートスポーツ、パラスポーツ、ロールモデルといったようにポジティブな言葉を発信していた。今後我が国においてパラリンピックを普及、発展していくにあたって、ネガティブなイメージを持たれがちな「障害者スポーツ」という言葉についても検討の余地があるのではないかと考える。

スポーツ基本法が制定されスポーツ立国へより強固な道を歩み始め、さらには2020年のオリンピック・パラリンピック招致に立候補している日本においても、パラリンピックが社会に正しく浸透し、人々に自信や勇気を与える活力になり、誰もが当たり前に共存できる社会の構築に繋がっていくよう期待したい。そのために、パラリンピックに関わる全ての人が、発展に向けた意識を共有し、手を組んで邁進する事が求められる時はないだろうか。筆者を含めたパラリンピック選手たちもその実現に向け、主体的に行動することが必要であると考え

第9章 結論

本研究は、パラリンピック選手の視点から、我が国のパラリンピックの環境における課題と発展策について示唆を得るため、諸外国の取り組み事例を検証したものである。

第1章では、研究の背景と目的を述べた。筆者の問題意識として、海外の環境に比べ我が国のパラリンピック選手が資金的な面や活動拠点等において遅れを取っているのではないかという問題意識が背景である。日本の課題を明らかにするためには、諸外国の取り組みや社会の中でのあり方を知る必要があると考えた。そこで、本研究では、諸外国の取り組み事例を踏まえ、「パラリンピック発展モデル」への示唆を得ることを目的とした。

第2章では、上記目的を達成するために、大きく3つの研究手法を行うことを記した。

1. パラリンピックの動向分析
2. 諸外国の政策とパラリンピック選手の環境分析
3. 我が国の政策とパラリンピック選手の環境分析

それぞれに対し、文献調査とインタビュー調査の手法を用いた。また、調査、結果の分類、考察においてトリプルミッション概念の「強化」「普及」「資金」「理念」の要素を念頭に置き研究を進めた。

第3章では、上記の結果について述べている。成績については、アメリカ、イギリスなど上位安定国に加え、中国、ブラジル、南アフリカなど成長国が出現している。日本は停滞している。パラリンピックは、規模の拡大、露出の増加、IPCの収入増など著しい発展の最中であることを確認した。

また、上位国における施策について好例を抽出した。日本の環境について、は、経済的負担の実態や今後に向けた拠点や資金対策等の希望についてわかった。

第4章では、結果に対する考察を述べた。強豪国では、強化、普及、資金獲得の好循環が実現している。パラリンピック発展のためには、強化のみならず、普及を通して社会とより多くの接点をもつことが重要であることがわかった。最後に、今後の日本のパラリンピック発展の方向性と発展のために必要な重要項目について海外事例から「発展モデル」を導き、論を閉じた。

本研究が、今後のパラリンピック界の発展のために、少しでも貢献できれば幸いである。

第10章 謝辞

2011年4月の入学直前の東日本大震災で、故郷の宮城県気仙沼市が甚大な被害を受け、実家も被災する中始まった大学院生活。実家の後始末や家族の引越、被災地支援活動を行いながら、競技活動、仕事と共に妥協することなく大学院生活を全うすることが出来たのも平田竹男教授のご理解とご指導、そして家族のような平田研究室の同期の皆さんの存在の賜物です。

本研究おきまして、ご指導いただきました主査の平田教授、副査の中村好男教授、村岡功教授にお礼申し上げます。また、本稿の執筆にあたり修士2年制の畔蒜洋平氏には様々なサポートと叱咤激励をしていただきました。心よりお礼申し上げます。

本研究に理解を示し、インタビュー調査に協力していただいた国際パラリンピック委員会、および各国のパラリンピック選手の皆さん、また、意識を同じくする国内の選手仲間、皆さんのご協力なくして本稿を完成に導くことはできませんでした。本稿は、私一人ではなく、日本のパラリンピアンみんなの思いだと思います。

学部生時代に骨肉腫を患い義足での生活となってから10年経ち、その間、2度のパラリンピックに出場する機会に恵まれましたが、「パラリンピック」というスポーツ分野に魅せられ、救われてきた一方で、社会の認知・価値が低さやスポーツとしての立ち位置に課題を感じてきたのも事実です。恩返しといったらおこがましいですが感謝の一旦として、あらゆる人へのスポーツ環境を少しでもいい形にして未来に繋げることができたらと思いました。そのヒントを得るため母校に戻りましたが、素晴らしい先生方やスポーツ界の様々な分野の中心的存在として活躍されている大学院の仲間の皆さんから、想像以上に多くの知識や刺激をいただくことが出来ました。

しかし、まだ第一歩を踏み出したところです。本稿へ協力していただいた行政を始めスポーツ界の皆さん、義足になってからの第二の人生を支えていただいた皆さん、この一年間切磋琢磨した早稲田の皆さん、競技活動に加え、大学院進学への理解をしていただいた職場のサントリー、すべての皆さまに心より感謝いたします。

言葉では表しきれない感謝の気持ちを、今後の活動で継続して示していけるよう、一步一步前進して参りたいと思います。

どうもありがとうございました。

第 11 章 参考文献

- ・ 高橋明『障害者とスポーツ』（岩波書店、2004 年）
- ・ 日本障害者スポーツ協会、日本パラリンピック委員会『我が国のパラリンピック選手強化―その現状と課題および活動基盤の整備のための提言』2010 年
- ・ 藤田紀昭『障害者スポーツの世界アダプテッド・スポーツとは何か』（角川学芸出版、2008 年）
- ・ 望月浩一郎「日本の障害者スポーツと法をめぐる現状と課題」身体教育医学研究 8 巻 1 号、2007 年）
- ・ 詳解スポーツ基本法 日本スポーツ法学会編（東京・成文堂）（2011 年）
- ・ 国立スポーツ科学センター「インテリジェンス・データバンク」
- ・ Allianz 社 Paralympics Our engagement
https://www.allianz.com/en/about_allianz/sponsoring/paralympics/our-engagement/engagement.html (2011/12/16 アクセス)
- ・ 日本パラリンピアンズ協会『パラリンピック選手の競技環境その意識と実態調査報告書』（2008 年）
- ・ 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会『東京都における障害者スポーツ振興計画』
- ・ 笹川スポーツ財団 文部科学省委託調査『スポーツ政策調査研究』報告書 (2011 年)
- ・ 社団法人東京都障害者スポーツ協会『都内公共スポーツ施設のバリアフリー化に関する実態調査報告書』（2006 年）
- ・ 中森邦男 (2011)「パラリンピックの日本の成績とロンドンに向けた取り組み」『ノーマライゼーション障害者の福祉』2011 年 8 月号

・近藤和夫 (2011) 「我が国におけるトップアスリートの現状—日本ゴールボール協会の場合」 日本臨床スポーツ医学会誌 Vol.19 NO.2 (2011 年)

・国際パラリンピック委員会 (IPC) 「IPC Historical Results Database」
<http://www.paralympic.org/Sport/Results/index.html> (2011/12/19 ~ 2012/01/12 アクセス)

・UK スポーツ

「Paralympic coaches share expertise at development workshop」
<http://www.uksport.gov.uk/news/paralympic-coaches-share-expertise-at-development-workshop> (2011/09/27 アクセス)

・UK スポーツ

「Momentum maintained as Mission 2012 shows British sport remains on track for success in London」
<http://www.uksport.gov.uk/news/momentum-maintained-as-mission-2012-shows-british-sport-remains-on-track-for-success-in-london-0704>(2011/09/27 アクセス)

・UK スポーツ

「Athlete Champions' for world class success」
http://www.uksport.gov.uk/news/athlete_champions_to_support_mission_for_world_class/ (2011/09/27 アクセス)

・Team USA

「Independent Advisory Committee Presents Findings to USOC Board of Directors」
<http://www.teamusa.org/news/2010/03/26/independent-advisory-committee-presents-findings-to-usoc-board-of-directors/34910> (2011/09/29 アクセス)

・Inside the Games

「Multi-million dollar boost for Australian London 2012 preparations」
http://insidethegames.biz/index.php?option=com_content&view=article&id=9601:multi-million-dollar-boost-for-australian-london-2012-preparations&catid=84:london-2012-news&Itemid=89 (2011/09/29 アクセス)

・ オーストラリアパラリンピック委員会「APC' s Talent Search Program」
<http://www.paralympic.org.au/talentsearch> (2011/07/30 アクセス)

・ The World reading Sports Resource Center (カナダ)
http://www.sirc.ca/news_view.cfm?id=15439 (2012/01/06 アクセス)

・ 笹川スポーツ財団(2009)『諸外国のスポーツ振興施策に係わる調査』

・ アメリカスキー・スノーボード競技連盟 (USSA)
<http://ussa.org/> (2011/12/05 アクセス)

・ マルセル・フグ選手 (スイス)
<http://www.marcelhug.com/> (2011/11/15 アクセス)

・ ジェシカ・ガリ選手 (アメリカ)
<http://www.jessicagalli.com/> (2011/12/05 アクセス)

・ ブラジルパラリンピック委員会
<http://www.cpb.org.br/> (2011/12/02 アクセス)

・ 韓国パラリンピック委員会
<http://www.kosad.or.kr/english/> (2011/07/25 アクセス)

・ ノルウェー “Olympiatoppen”
<http://www.olympiatoppen.no/page943.html> (2012/01/10 アクセス)

・ USOC Athletes' Advisory Council (USOC 諮問委員会) :
<http://usathlete.org/> (2012/01/12 アクセス)

・ イリノイ大学のパラリンピック競技チーム
Disability Resources & Educational Services: www.disability.uiuc.edu
(2012/01/01 アクセス)

・ イリノイ大学・車いす陸上チーム
: <http://www.illinoiswheelchairathletics.com/> (2012/01/01 アクセス)